

2017（平成 29）年度

頌栄短期大学

自己点検・評価報告書

平成 30 年 3 月

目次

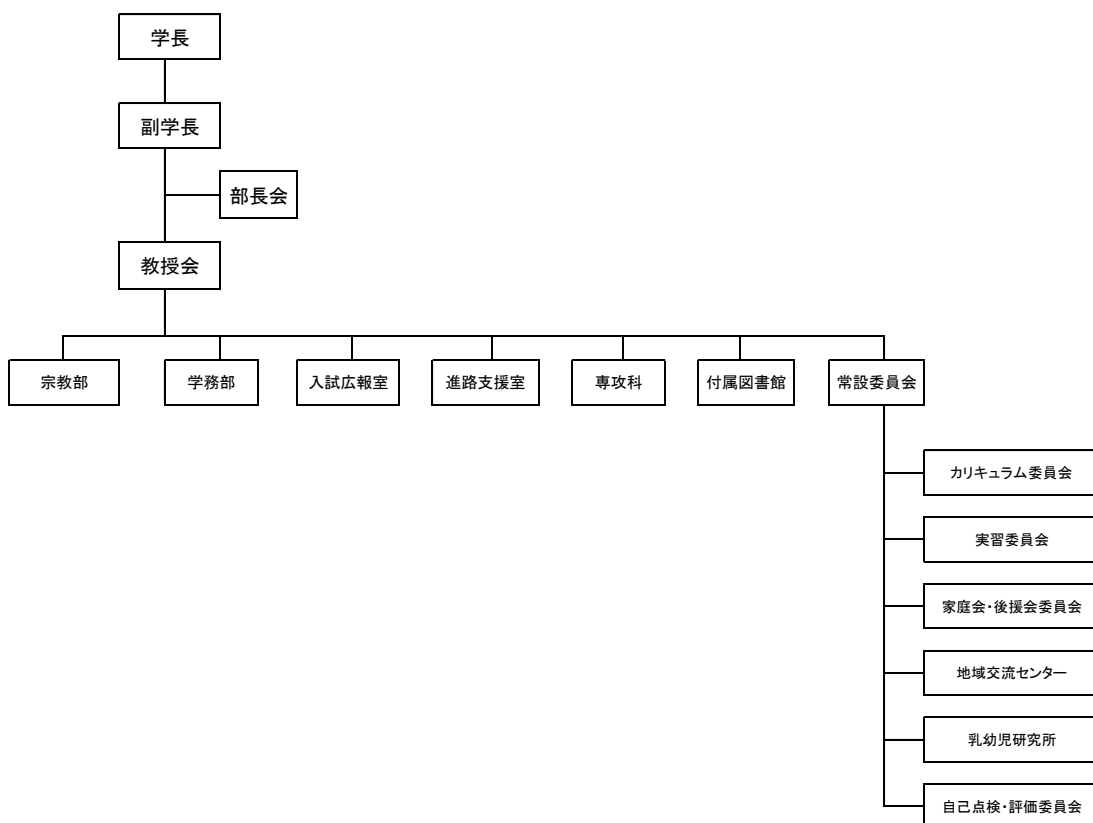
自己点検・評価報告書.....	
1. 自己点検・評価の基礎資料.....	2
2. 自己点検・評価の組織と活動.....	18
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	20
テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神.....	20
テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果.....	22
テーマ 基準Ⅰ-C 自己点検・評価	26
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の行動計画.....	28
◇ 基準Ⅰについての特記事項.....	29
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	30
テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程.....	31
テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援.....	39
基準Ⅱ 教育課程と学生支援の行動計画.....	51
◇ 基準Ⅱについての特記事項.....	52
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	53
テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源.....	53
テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源.....	59
テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源	62
テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源	64
基準Ⅲ 教育資源と財的資源の行動計画.....	67
◇ 基準Ⅲについての特記事項.....	68
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	69
テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ.....	69
テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ	71
テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス.....	73
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの行動計画.....	75
◇ 基準Ⅳについての特記事項.....	76
【選択的評価基準：教養教育の取り組みについて】	77
【選択的評価基準：職業教育の取り組みについて】	80

1. 自己点検・評価の基礎資料

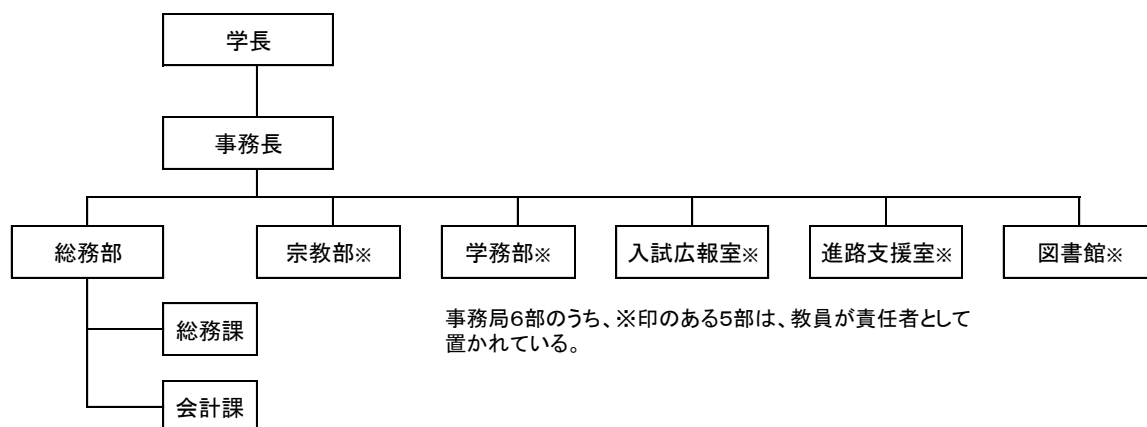
(1) 学校法人及び短期大学の沿革

明治 19 年 (1886 年)	神戸基督教婦人会が幼稚園創立を提案
明治 20 年 (1887 年)	A.L.ハウが教育宣教師として来日
明治 22 年 (1889 年)	日本で最初のキリスト教主義の保母養成校として、頌栄保母伝習所を開設 (10 月) (神戸市中央区中山手通 6-1)、頌栄幼稚園を開園 (11 月)
明治 26 年 (1893 年)	保母伝習所に高等科を設置
明治 41 年 (1908 年)	兵庫県から幼稚園保母免許無試験検定の認可
昭和 8 年 (1933 年)	伝習所と幼稚園を建築・移転 (神戸市中央区中山手通 6-36)
昭和 10 年 (1935 年)	頌栄保育専攻学校に改称
昭和 17 年 (1942 年)	財団法人頌栄保育学院を設立
昭和 23 年 (1948 年)	保育専攻学校に専攻科を設置 (1 年制)
昭和 25 年 (1950 年)	頌栄短期大学の設置認可、保育科設置入学定員 60 名。
昭和 26 年 (1951 年)	財団法人を廃し、学校法人頌栄保育学院を設置。厚生大臣から保母資格試験 の科目免除校に指定
昭和 33 年 (1958 年)	頌栄短期大学に専攻科を設置 (1 年制)
昭和 39 年 (1964 年)	厚生大臣より保母養成大学に指定
昭和 54 年 (1979 年)	短期大学移転 (神戸市東灘区御影山手 1-18-1)
昭和 55 年 (1980 年)	幼稚園移転 (神戸市東灘区御影山手 1-18-1)、 短期大学の入学定員 60 名を 100 名に定員増認可
昭和 59 年 (1984 年)	体育館・食堂完成
平成 元年 (1989 年)	創立 100 周年記念式典を挙げる
平成 3 年 (1991 年)	頌栄人間福祉専門学校開校、ハウ記念館開設
平成 6 年 (1994 年)	専攻科 (保育専攻) を大学評価・学位授与機構が認定
平成 8 年 (1996 年)	100 年誌「幼児教育の系譜と頌栄」(高道基編) 発刊
平成 11 年 (1999 年)	短期大学新校舎増築
平成 12 年 (2000 年)	専攻科 (保育専攻、1 年制) を廃止、大学評価・学位授与機構認定の専攻科 (保育専攻、2 年制) を設置
平成 18 年 (2006 年)	短期大学の入学定員 100 名を 150 名に定員増認可
平成 21 年 (2009 年)	頌栄人間福祉専門学校閉校
平成 26 年 (2014 年)	専攻科を特例適用専攻科として大学評価・学位授与機構が認定
平成 26 年 (2014 年)	創立 125 周年記念式典を挙げる

頌栄短期大学教学組織図



頌栄短期大学事務組織図



(4)立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

神戸市は平成7年の阪神・淡路大震災により戦後初めての人口減となったが、復興の進展に伴い人口増加が見られ、平成13年には再び150万人を超えたが、その後は縮小傾向が続き平成24年から連続して人口減少となった。本年より若干増加の傾向もあり、平成29年4月30日現在で154万4千人である。なお、本学が位置する東灘区の人口は21万4千人で、神戸市を構成する9区のうち4番目に多い。東灘区は、震災以後のマンションの増加や交通アクセスの利便性等により、特に若い子育て世代での他市・他区からの転入者の増加が著しく、震災後新たな区民となった割合が4割を超えている。区内の出生数も多く、「多子高齢化」の状況が続いている。（神戸市及び神戸市東灘区ホームページ参照）

神戸市内区別世帯数及び人口（2017年4月30日現在）

区分	世帯数	男	女	総数
全体	751,875	733,146	811,137	1,544,283
東灘区	100,756	100,640	113,460	214,100
灘区	67,522	62,243	71,096	133,339
中央区	79,587	62,515	71,620	134,135
兵庫区	63,063	53,356	55,856	109,212
北区	97,634	105,514	115,432	220,946
長田区	55,142	47,844	51,983	99,827
須磨区	78,774	76,327	87,056	163,383
垂水区	104,421	105,650	117,981	223,631
西区	104,976	119,057	126,653	245,710

（神戸市ホームページより）

■学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合

地域	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
兵庫県	156	99.4	154	98.1	153	96.2	142	97.9	110	98.2
大阪府	1	0.6			1	0.6	2	1.4		
島根県			1	0.6						
岡山県			1	0.6						
高知県					1	0.6				
和歌山県					1	0.6				
新潟県					1	0.6				
長野県							1	0.7		
北海道										
群馬										
その他			1	0.6	2	1.3			2	1.8

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分する。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除く。
- 第三者評価を受ける前年度の平成28年度を起点に過去5年間。

■地域社会のニーズ

神戸市は、兵庫県の南東部に位置し、東は芦屋市、西宮市、北は宝塚市、三田市、三木市、西は稲美町、明石市、南は淡路市に接している。総面積は557.02km²、南に広がる豊かな海と背後に六甲の山並み、西北神に広がる豊かな田園風景など自然環境に恵まれている。また、平成7年の阪神・淡路大震災をも乗り越え神戸独自のブランドを確立し発展を遂げてきた。（神戸市ホームページより）

子ども・子育てを巡っては、市全体では近年の人口減のなかで就学前児童数も減少する見込みである。しかし、仕事と子育ての両立支援、また地域の子育て支援におけるニーズは高く、平成 27 年度からの「神戸市子ども・子育て支援事業計画」が示すように多様な施策が求められている。

神戸市は、神戸市構想（平成 23 年～平成 37 年「神戸 2020 ビジョン」等）の中で、市民・事業者・行政との協働による、大学（市内に計 24 の大学と短期大学）の参画に強く期待している。本学は、歴史ある保育者養成校として地域に多くの保育者を輩出してきた他、東灘区子育てサポートネットワークに参画している。平成 27 年度に地域交流センターという名称の部署を学内に設置、平成 28 年度は広報・地域連携委員会に改組して、東灘区役所等との窓口も一本化し、子育てや保育関連で地域との連携を深めつつある。夏休みに、地域の学童のための工作等の教室、自立支援協議会子ども部会との連携により障害を持つ子ども達の体育遊びのイベントを開催した。

■地域社会の産業の状況

神戸経済は幕末の開港以来、神戸港とともに発展してきた。特に戦後は、造船、鉄鋼などのいわゆる重厚長大産業、これを支えるかたちで機械などの産業、また港に近い立地を生かして、食料品やゴム製品などの製造業が発展した。加えて、港町の風土や洗練された感覚を持った消費者に支えられ、ケミカルシューズ、洋菓子、アパレル、真珠、酒造業などのいわゆるファッション産業が発展し、神戸の都市イメージの形成に大きな影響を与えている。

近年は、サービス業など第 3 次産業の割合が高く、中でも運輸業、郵便業、宿泊業、飲食サービス業は大都市比較においても特に高いという特徴がある。なお、神戸市内の総生産額（名目）は平成 26 年度で約 6.2 兆円であり、平成 23 年度の産業別にみると、第 1 次産業の比率は 0.1%、第 2 次産業は 21.4%、第 3 次産業は 77.7%となっている。（市政ガイドこうべ H27 年度版より）

■短期大学所在の市区町村の全体図



(5)課題等に対する向上・充実の状況

- ① 前回の第三者評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について（領域別評価票における指摘への対応は任意）

改善を要する事項 (向上・充実のための課題)	対策	成果
研究費等の規程の不備、紀要の発行が不定期等、教員の研究活動に対する体制が不十分なので、研究の活性化のためにも整備が望まれる。 (基準Ⅲテーマ A)	<ul style="list-style-type: none"> 研究費等の規程は認証評価後に事務局扱いとして継続検討中である。学長・事務長より、2017（平成 29）年度中に整備する方向性が示された。 毎年度の紀要発行、教員の業績増加に向けて、教授会等で発信や依頼が一層頻繁に行われた。 学長から、研究促進のため、学長裁量経費を 2017（平成 29）年度に導入する方向性が示された。 	<ul style="list-style-type: none"> 2016（平成 28）年度ぶんの紀要発行を適切に行った。 2017 年度に入り、内容的な部分では、カリキュラム委員会を中心に、教員の業績増加を促進するための具体的な調整や促進が開始されている。紀要分冊発行の導入も含め、研究活性化を図る具体的方法論の検討も始まった。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について

改善を要する事項	対策	成果

- ③ 過去 7 年間に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において留意事項が付された短期大学は、留意事項及びその履行状況を記述する。

特になし

- ④ 上記以外で、改善を図った事項について

改善を要する事項	対策	成果
なし	—	—

- ⑤ 過去 7 年間に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において留意事項が付された短期大学は、留意事項及びその履行状況を記述する。

該当なし

(6)学生データ（学校基本調査のデータを準用）

① 入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率

■学科・専攻課程ごとに、第三者評価を受ける平成29年度を含む過去5年間のデータを示す。

学科等の名称	事項	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	備考
保育科	入学定員	150	150	150	150	150	
	入学者数	157	159	145	112	127	
	入学定員充足率 (%)	105	106	96.7	74.7	84.7	
	収容定員	300	300	300	300	300	
	在籍者数	312	322	310	259	238	
	収容定員充足率 (%)	104	107	103	86.3	79.3	
専攻科 (保育学専攻)	入学定員	20	20	20	20	20	
	入学者数	13	12	5	16	9	
	入学定員充足率 (%)	65	60	25	80	45	
	収容定員	40	40	40	40	40	
	在籍者数	23	25	19	23	27	
	収容定員充足率 (%)	57.5	62.5	47.5	57.5	67.5	

[注]

- 「学科等の名称」欄には5年間に設置された学科等をすべて記載し、設置以前の年度については、入学定員以下は空欄とする。
- 5年間に学科等の名称変更を行った場合は、最新の名称で記載し、直下の（ ）に旧名称を記載する。
- 通信教育学科の場合、学科等の名称欄に「通信教育」と記載する。募集停止を行った学科等は、募集を停止した年度の入学定員欄に「募集停止」と記載する。
- 新たに学科等を新設した場合は、募集年度の入学定員欄に「新設」と記載する。
- 「入学定員充足率 (%)」欄及び「収容定員充足率 (%)」欄は、小数点以下第1位を切り捨てて記載する。

※ 下記②～⑥について、学科・専攻課程ごとに、第三者評価を受ける前年度の平成 28 年度を起点とした過去 5 年間のデータを示す。

② 卒業者数（人） *専攻科は修了者数

区分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
保育科	150	146	153	157	145
専攻科	10	9	10	11	5

③ 退学者数（人）

区分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
保育科	8	3	4	2	3
専攻科	0	2	0	1	0

④ 休学者数（人）

区分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
保育科	4	3	4	4	2
専攻科	1	1	1	0	0

⑤ 就職者数（人）

区分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
保育科	133	132	139	138	132
専攻科	10	9	10	11	4

⑥ 進学者数（人）

区分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
保育科	13	12	6	15	9
専攻科	0	0	0	0	0

(7)短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要

※ 大学の設置等に係る提出書類の「基本計画書」（「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き」を参照）内の量的数値及び質的な事項について記述する。

※ ①～⑦まで、すべて第三者評価を受ける年度の平成29年5月1日現在

①教員組織の概要（人）

平成28（2016）年5月1日現在

学科等名	専任教員数					設置基準で定める教員数〔イ〕	短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕	設置基準で定める教授数	助手	非常勤教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
保育科	5	4	6		15	10		3			教育学・保育学関係
専攻科											
（小計）	5	4	6		15	① 10		③ 3		4 3	
短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕							② 3	④ 1			
（合計）						①+② 13		③+④ 4			

[注]

1. 上表の「設置基準で定める教員数〔イ〕」には、短期大学設置基準第22条別表第1のイに定める学科の種類に応じて定める教員数（昼間又は夜間において授業を行う学科が通信教育をあわせ行う場合には、短期大学通信教育設置基準第9条第2項に定める教員数を含む。）を、また、通信教育学科のみを置く短期大学の場合は短期大学通信教育設置基準第9条第1項別表第1に定める教員数を、学科ごとに記入し、その小計を①に記入する。
2. 上表の「短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕」②には、短期大学設置基準第22条別表第1のロに定める短期大学全体の入学定員に応じて定める教員数を記入する。
3. 上表の「設置基準で定める教授数」には、短期大学設置基準第22条別表第1のイの備考1に定める教授数（通信教育学科のみを置く短期大学の場合は、短期大学通信教育設置基準第9条第1項別表第1備考2に定める教授数）を学科ごとに記入し、その小計を③に記入する。さらに、〔ロ〕の専任教員数に対する教授数を④に記入する。
4. 上表の〔その他の組織等〕には、設置する学科に所属しない教員（例えば、一般教育科目等を担当する教員や募集停止を行った学科所属の教員等）数を記入するとともに、〔その他の組織等〕欄に組織名等（募集停止の場合はその年度も含む。）を記入する。該当する教員がない場合、この欄には斜線を引く。
5. 上表の「助手」とは、助手として発令されている教職員をいう。
6. 備考欄には、当該学科の種類（短期大学設置基準第22条別表第1のイにいう「学科の属する分野の区分」）を必ず記載する。

②教員以外の職員の概要（人）

	専任	兼任	計
事務職員	11	3	14

技術職員			
図書館・学習資源センター等の専門事務職員	1	3	4
その他の職員		3	3
計	12	9	21

[注]

- 「その他の職員」とは、守衛、自動車運転手、作業員等の技能労務職員等を指す。
- 契約職員、派遣職員等は「兼任」に分類する。

③校地等 (㎡)

校地等	区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する他の学校等の専用 (㎡)	計 (㎡)	基準面積 (㎡) [注]	在籍学生一人当たりの面積 (㎡)	備考 (共有の状況等)
	校舎敷地	5,482			5,482	3,000	[イ] 44.8	
	運動場用地	8,421			8,421			
	小計	13,903			[ロ] 13,903			
	その他	13,698			13,698			
	合計	27,601			27,601			

[注]

- 基準面積 (㎡) = 短期大学設置基準上必要な面積
- [イ] 在籍学生一人当たりの面積 = [ロ] ÷ 当該短期大学の在籍学生数 (他の学校等と共用している場合、当該学校等の在籍学生数を加えた総在籍学生数)

④校舎 (㎡)

区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する他の学校等の専用 (㎡)	計 (㎡)	基準面積 (㎡) [注]	備考 (共有の状況等)
校舎	7,621			7,621	2,850	

[注]

- 基準面積 (㎡) = 短期大学設置基準上必要な面積

⑤教室等 (室)

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	語学学習施設
14	11	2	2	0

⑥専任教員研究室 (室)

専任教員研究室
15

⑦図書

学科・専攻課程	図書 [うち外国書]	学術雑誌 [うち外国書] (種)		視聴覚資料 (点)	機械・器具 (点)	標本 (点)
	(冊)	電子ジャーナル [うち外国書]				
保育科	108,526	611	0	3,021	※	0

	[5,330]	[24]	[0]			
--	---------	------	-----	--	--	--

※ 機械・器具 パソコン6点、DVDプレーヤー2点

設備

図書館	面積 (㎡)	閲覧席数	収納可能冊数
	392 (事務室除)	52	70,860
体育館	面積 (㎡)	体育館以外のスポーツ施設の概要	
	2,081	なし	

(8)短期大学の情報の公表について

①教育情報の公表について

	事項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	学生便覧、大学案内 公式ホームページ http://www.glory-shoei.ac.jp/tandai/guideline/christ.html
2	教育研究上の基本組織に関すること	学生便覧、例規集 公式ホームページ http://www.glory-shoei.ac.jp/tandai/disclosure/pdf/soshiki.pdf
3	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	公式ホームページ http://www.glory-shoei.ac.jp/tandai/education/teacher/index.html
4	入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	募集要項 なでしこ(学院広報誌) 公式ホームページ http://www.glory-shoei.ac.jp/tandai/guideline/policy.html (ポリシー) http://www.glory-shoei.ac.jp/tandai/disclosure/pdf/ninzu.pdf (定員、在学者数、入学者数、卒業生数) http://www.glory-shoei.ac.jp/tandai/employment/joukyou.html (進路)
5	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	学生便覧 授業計画・授業内容 (シラバス) 公式ホームページ http://www.glory-shoei.ac.jp/tandai/education/hoikuka/curriculum.html (シラバス) http://www.glory-shoei.ac.jp/tandai/education/hoikuka/curriculum.html (カリキュラム)
6	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	学生便覧 授業計画・授業内容 (シラバス) 公式ホームページ http://www.glory-shoei.ac.jp/tandai/education/hoikuka/curriculum.html (シラバス) http://www.glory-shoei.ac.jp/tandai/disclosure/pdf/gakuseibiran.pdf (学生便覧)
7	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	学生便覧、学校案内 公式ホームページ http://www.glory-shoei.ac.jp/tandai/disclosure/pdf/11facility.pdf
8	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	募集要項 公式ホームページ http://www.glory-shoei.ac.jp/tandai/nyuushi/syougakukin.html
9	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	学生便覧 公式ホームページ http://www.glory-shoei.ac.jp/tandai/employment/shien.html (進路支援)

②学校法人の財務情報の公開について

事項	公開方法等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	なでしこ(学院広報誌) 公式ホームページ

	http://www.glory-shoei.ac.jp/tandai/disclosure/pdf/gakuinzaisei.pdf http://www.glory-shoei.ac.jp/tandai/disclosure/pdf/zaimu_joho.pdf
--	--

[注]

- 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合は URL を記載する。

(9)各学科・専攻課程ごとの学習成果について

■学習成果をどのように規定しているか

本学は、キリスト教精神に基づく教育を建学の精神の基底とし、その精神および理念に基づき基礎的な教養と専門的知識および豊かな人間性、社会性を備えた保育者の育成を目指して教育を行っている。教育課程レベルでの学習成果は、教育目的・目標とそれに基づくディプロマポリシー（学位授与の方針）として定めており、幼稚園教諭二種免許状と保育士資格の取得という実際的な成果とあわせて具体性をもち示されている。各授業科目レベルでの学習成果は、「授業計画・授業内容（シラバス）」で「授業の到達目標」として「授業の内容」「成績評価の方法」とともに示している。

■どのように学習成果の向上・充実を図っているか

本学の教育課程は保育者養成がその中心であり、以下のように様々な手法で学習成果の向上充実を図っている。

授業科目レベルでは、学習成果を「授業計画・授業内容（シラバス）」や成績で明確に示すことにより、学習成果の測定を意識できるようにしている。また、科目担当者やグループ担当者による学習支援と生活支援、学生のレベルに合わせた学びの支援、実習指導に象徴されるような個々の学生の実情に応じたきめ細やかな指導や配慮を行っている。さらに、非常勤講師と専任教員の懇談会で、各教員の授業内容を検討し科目担当者間の連携を図っている。

教育課程レベルでは、以下 4 点があげられる。一点目は、キリスト教必修科目や礼拝等を通じて、建学の精神を理解し、人間性を高める工夫をしている。二点目は、カリキュラム委員会で教育課程における授業内容の関連性等を検討し、学務部会でシラバスの依頼方法を工夫し、科目担当者が学習成果を意識してシラバス作成ができるようにしている。三点目は、学習成果を、教授会や卒業判定会議等の場で把握し随時点検しており、履修カルテなどのツールも使い、学期ごとに学生が自らの学習成果を知る機会としている。また、履修カルテはグループ担当者がコメントを書くことにより、教員も学生の学習状況を把握することが出来ている。四点目は、現場保育者を講師に招く等で、実践的な学びと意欲を促進している。

(10)オフキャンパス、遠隔教育、通信教育、その他の教育プログラム

特になし

(11)公的資金の適正管理の状況

公的資金については、顕栄保育学院例規集の「顕栄短期大学における公的研究費の管理・監査等に関する規程(84-1)」及び「公的研究費執行手続き」を基に、適正に管理運用しており問題は生じていない。また、責任体制・行動規範・不正防止計画等の公的研究費に係る適正な管理体制について、一層の確立を目指している。平成 28 年度からは、JSPS による E ラーニングの研究倫理講習受講を全教員に促している。

(12)理事会・評議員会ごとの開催状況(26年度～28年度)

区分	開催日時の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況	
	定員	現員(a)		出席理事数(b)	実出席率(b/a)	意思表示出席者数		
理事会	8-15	人	平成 26 年 4 月 1 日 16:00～16:30	人 9	% 75.0	人 3	1/2	
		12	人	平成 26 年 5 月 30 日 15:00～17:00	人 11	% 91.7	人 1	2/2
		12	人	平成 26 年 6 月 30 日 15:00～17:00	人 11	% 91.7	人 1	2/2
		12	人	平成 26 年 9 月 29 日 15:00～17:00	人 10	% 83.3	人 1	1/2
		12	人	平成 26 年 12 月 10 日 16:00～18:00	人 9	% 75.0	人 3	1/2
		12	人	平成 27 年 3 月 19 日 16:20～18:00	人 8	% 66.7	人 4	2/2
		13	人	平成 27 年 3 月 25 日 13:00～14:15	人 9	% 69.2	人 4	1/2
		13	人	平成 27 年 5 月 29 日 15:00～17:00	人 12	% 92.3	人 1	2/2
	9-15	13	人	平成 27 年 9 月 28 日 15:00～17:00	人 12	% 92.3	人 1	0/2
		13	人	平成 27 年 11 月 10 日 13:50～15:30	人 12	% 92.3	人 0	2/2
		13	人	平成 27 年 12 月 9 日 15:50～17:30	人 12	% 92.3	人 1	2/2
		13	人	平成 28 年 1 月 27 日 14:00～15:00	人 13	% 100	人 0	2/2
		13	人	平成 28 年 1 月 27 日 16:00～17:00	人 13	% 100	人 0	2/2
		13	人	平成 28 年 3 月 24 日 16:10～18:30	人 13	% 100	人 0	2/2
		13	人	平成 28 年 5 月 27 日 14:00～16:15	人 12	% 92.3	人 1	2/2
		13	人	平成 28 年 9 月 8 日 15:15～15:45	人 9	% 69.2	人 4	2/2
		13	人	平成 28 年 9 月 27 日 15:00～17:00	人 12	% 92.3	人 1	2/1
		13	人	平成 28 年 12 月 16 日 16:15～18:05	人 11	% 84.6	人 2	2/2
		区分	開催日時の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等		
会	定員	現員(a)	出席理事数(b)	実出席率(b/a)		意思表示出席者数		
理事	人 9-15	人 13	平成 29 年 3 月 24 日 16:15～18:15	人 12	% 92.3	人 0	2/2	

[注]

- 平成 26 年度から平成 28 年度までに開催した全ての理事会及び評議員会について、理事会・評

委員会ごとに記入・作成する。(評議員会については、上表の「理事会」、「出席理事数」を読み替えて作成する。)

2. 「定員」及び「現員 (a)」欄には、理事会・評議員会開催日当日の人数を記入する。
3. 「意思表示出席者数」欄には、寄附行為に「書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす」等が規定されている場合、その人数を外数で記入する。
4. 「実出席率 (b/a)」欄には、百分率で小数点以下第1位まで記入する(小数点以下第2位を四捨五入)。
5. 「監事の出席状況」欄には、「/」の右側に監事数(現員)を記入し、左側に当該理事会及び評議員会に出席した監事数を記入する。

区分	開催日時の状況		開催年月日	出席者数等			監事の	
	定員	現員(a)	開催時間	出席評議員数 (b)	実出席率(b/a)	意思表示出席者数	出席状況	
評議員会	17-33	人	25	15:00~17:00 平成26年5月30日	14 人	56.0 %	9 人	2/2
		人	24	14:00~16:00 平成26年12月10日	16 人	66.7 %	6 人	2/2
		人	24	14:00~16:00 平成27年3月19日	15 人	62.5 %	7 人	2/2
		人	26	15:00~17:00 平成27年5月29日	17 人	65.4 %	8 人	2/2
		人	26	13:00~13:30 平成27年11月10日	23 人	88.5 %	0 人	2/2
	17-33	人	27	14:00~15:30 平成27年12月9日	15 人	55.6 %	8 人	2/2
		人	27	15:00~16:00 平成28年1月27日	18 人	68.7 %	9 人	2/2
		人	27	14:00~15:55 平成28年3月24日	20 人	74.1 %	5 人	2/2
		人	27	16:30~18:00 平成28年5月27日	15 人	55.6 %	9 人	2/2
		人	27	14:40~15:10 平成28年9月8日	13 人	48.1 %	11 人	2/2
		人	27	14:00~16:10 平成28年12月16日	17 人	63.0 %	6 人	2/2
	19-31	人	27	13:30~14:50 平成29年3月24日	16 人	59.3 %	3 人	2/2

(13)その他

- 上記以外に、評価員が理解を深めるのに役立つ情報があれば記述する。
特になし

2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

本学の自己点検・評価については、頌栄保育学院「自己点検・評価委員会規程」に定めている。2017（平成29）年度の委員会構成は次の通りである。初めて本委員会に所属する教員も2名おり、組織全体として自己点検・評価の体系や観点に理解のある教職員を広げる体制ともなっている。

<平成29年度の自己点検・評価委員会委員（9名）>

吉岡洋子（委員長・ALO）

藤井 薫（副学長、学務部長）

関田 良（広報・地域連携委員長）

竹内伸宜（図書館長）

杉山宗尚（学務副部長）

小寺玲音（専任講師）

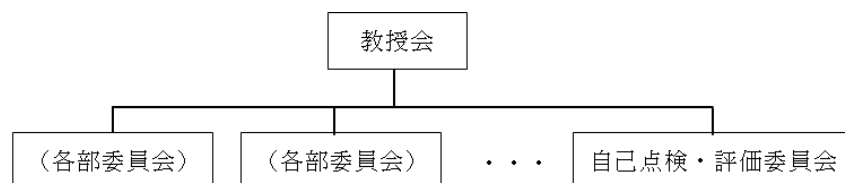
渡邊治夫（事務長）

小野里佳（学務課長）

井上恵梨子（総務部員、自己点検・評価担当）

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）

図3 自己点検・評価の組織図（平成28年度～）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学の自己点検・評価委員会は、第三者評価を含む短期大学の自己点検・評価活動を担う組織として規程に示されている。自己点検・評価委員会は、2017（平成29）年度は日常的に学内情報共有システムで活発に意見交換を行い、また委員長と学長が必要な相談を重ねつつ、年間業務の節目において委員会を開催している。委員会からの議題・報告は、毎月の教授会で取り上げられる体制を有し、また事務長を窓口として事務職員会で必要事項は共有される。自己点検・評価委員長は専攻科委員長と兼務の立場で、部長会メンバーでもあるため、必要な事項は部長会の議題・報告としても円滑に取り上げられている。短期大学基準協会等による研修には、外部評価実施前年度以外でもALOができる限り出席し、動向を把握する体制を有している。

授業評価アンケート等の定期的な自己点検・評価活動は、委員長および委員会担当事務職員が中心となり実施している。ただし、各事業の実施前後には、委員会メンバー全体で意見交換や資料確認を行い、必ずふり返りの機会を設定しながら、計画、実施、結果の検討と活用促進、課題抽出を行うPDCAサイクルで進めている。また委員会は、FDの実施主体として、カリキュラム委員会等と連携して学内研修会の設定、実施をしている。また、年度ごとに、学内の「各部委員会活動報告書」と、短期大学基準協会のマニュアルに従って作成する「自己点検・評価報告書」の二種類の報告書を発行している。

さらに、一昨年2015（平成27）年度に受審した第三者評価での指摘事項、訪問調査で受けた助言等に対して本委員会が平成27年度末時点で作成していたチェックリスト（指摘事項・改善すべき事項の一覧表）に基づき、基準Ⅰ～Ⅳ全般について、各項目への対応状況を継続してフォローしている。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った平成29年度を中心に）

日程	活動内容
平成 29 年 3 月	各部署での「頌栄短期大学各部委員会活動報告書」原稿集約（自己点検・評価報告書執筆の土台の 1 つ）
3 月	各部署・担当者による「第三者評価で受けた指摘事項・改善すべき事項チェックリスト」への対応状況の情報収集（自己点検・評価報告書執筆の土台の 1 つ）
平成 29 年 4 月	新年度の体制における、自己点検・評価報告書の執筆分担の正式な確認
4 月	14 日 自己点検・評価委員会（自己点検・評価報告書の作成スケジュール等の確認）
5 月～6 月	各担当者による各部署での情報確認と原稿執筆。
8 月	原稿の集約、内容確認
12 月	原稿構成
平成 30 年 3 月	発行

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

基準 I の自己点検・評価の概要

建学の精神は、明確に規定されており、創設以来 127 年にわたる本学の教育と保育に関する実績を踏まえ、これを支えてきた価値観として、学内外に確立している。建学の精神の本文並びにその理念は、学内外に向けて各種のメディア、キリスト教関連のプログラム等の機会を通じて、幅広く共有化されている。これらの活動は定期的に繰り返し実行されており、建学の精神の共有化は、伝達のステージを超えて、理解、共感、好意の形成に向かうべき段階に到達していると思われる。その意味では見学の精神の理解の進化と実質化に向けて、あらゆるステークホルダーを対象とした、多面的なアプローチを現場、日常レベルで改めて促進する必要がある。

建学の精神と教育効果との関連については、建学の精神の方向性としては諸分書、例えば学則第 1 条に教育目的・目標として関連付けられており、3つのポリシーの策定に当たっても強くその結び付が意識されているように、具体的な現場の指針に生かされるように留意してきた。研究活動や社会貢献の領域としても、創設者 A.L.ハウ宣教師を象徴的存在として、その名を冠した関連文書の活用化に向けての資料整備、乳幼児研究所におけるハウ研究の推進等、建学の精神を研究面で掘り下げる活動も目指されている。

教育目的・目標は確立され学内外に公表されており、学習成果も明確に定めて毎年測定している。授業科目ごとの成績評価等による成果、また卒業時の資格免許取得や就職率といった形での成果を継続して明示している。その学習成果の査定が教育の質保証に繋がっている。平成 28 年度の検討や試行を経て、平成 29 年度からは成績評価への「S」の導入、GPA の本格的な導入に繋がった。授業評価アンケートに関する丁寧な PDCA の取り組み等も、教育の質の保証に資するものである。

自己点検・評価に関しては、自己点検・評価委員会が担当する各業務を概ね順調に進めている。平成 28 年度は特に、各種アンケート結果の迅速な配信を実施したことで、教員の授業改善や大学運営の為の情報提供として適切に PDCA が機能することに役立った。また、平成 27 年の第三者評価の直後に学内で作成した、指摘事項及び改善を要することが明らかになった事項のチェックリストが、丁寧な個別の働きかけにより自己点検・評価報告書作成にも活用されることができた。

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

[区分 基準 I -A-1 建学の精神が確立している。]

基準 I -A-1 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

本学院は今年創立 128 周年を迎える、我が国で現存する最古のキリスト教主義保育者養成機関としての伝統を有している。創立者ハウは、神戸教会（現日本キリスト教団）を中心とする婦人たちの祈りに応えて宣教師として来日後、自らが学びまた実践してきた、当時としては最先端であったフレーベルの保育理論に基づく、本邦最初の幼児教育と保育者育成を開始した。ハウ宣教師は、まさにフレーベル理論に基づくキリスト教幼児教育の我が国におけるパイオニアとしての榮譽を担ったといえる。

本学の建学の精神は、「神をわれらの主とあがめ、神の子イエス・キリストをわれらの救い主とする信仰に立ち、広く神と人ともに仕えるとともに、創設者アニー・L・ハウがもっとも信奉されたフレーベルの教育理念を幼児の保育に生かすことを本学の建学の精神としています。」と定められており、創立以来の本学の使命と個性を的確に表現している。

現在のところ建学の精神は学院ホームページに掲げられ、その変わることのない精神は、学生便覧に掲載するとともに、学院の百年史である『幼児教育の系譜と頌栄』に集約され、現在も学生の教育のテキストとして用いられるとともに、教職員の本学院理解の礎石として機能している。建学の精神の共有化は、大学案内、学生便覧などの各種説明資料、広告・広報活動、大学ポートレート、オープンキャンパスなど様々な媒体で分かりやすい形でなされている。また学内外のステークホルダーに対

しても、説明会や懇談会の折に、学長挨拶等にて必ず本学院の歴史と伝統に基づく本学院のアイデンティティの説明に努めている。

建学の精神の実質化については、教育・啓発面ではキリスト教各種プログラムがその役割を担っており、毎週2回持たれる定例の礼拝、キリスト教関連科目、春秋の研修会、学内外が参加する学園祭や各種イベント等、常に本学の個性の発信が、建学の精神を意識してなされている。本学院の建学の精神の実践面での責任を負う宗教部が、これらの活動を主導し、またサポートすることで統一性を担保している。勿論、法人全体としても、寄附行為や役員選定時にキリスト教主義の観点からの建学の精神は継続保持されていることは言を俟たない。

(b) 課題

今年度は、建学の精神の共有化に向けて、学内では所定のプログラムを通して粛々と進められ、細部については神戸教会を会場とする研修会等の改善や企画性の向上などにより定着化してきていると見られる。実質化面では、新入学生を中心に宗教や日本近代史への関心が希薄な学生が少なくない状況に応じて、本学院のアイデンティティ理解を目指す各種プログラムに追加改善の課題意識が必要となってきた。

一方では昨年同様に、学生も、教職員も、様々な教学や学生支援の諸活動中に、本学院の建学の精神や目指すべき価値観との結びつきをより意識することが必要と考えられる。持続的な学院関係者の理解の深化が改めて課題と認識される。建学の精神の共有と実践は、ステークホルダーへ本学のアイデンティティをアピールすることに繋がる。そのため、建学の精神を学部で発信する上で、教職員の理解を促進する機会を今以上に検討しなければならない。

今日、建学の精神を巡る諸施策では、学校（研究）のブランディングに繋がるという理解が必要になってきている。各ファクトを機能的ベネフィット、情緒的ベネフィット、さらには本学の価値観そのものとしてブランド体系の中に位置づける必要がある。今後、ブランド体系という観点から取り組みを進めることが課題となるだろう。

この点で本学の強みとして存在しているのは、乳幼児研究所と同資料室の蓄積である。これらは本学の伝統を裏付け、多くの先験的取り組みや保育実践の成果に関わっていることから、他に類のない資産として整備・活用化が課題である。

■ テーマ 基準 I-A 建学の精神の改善計画

建学の精神の課題への取り組みとして、昨年の改善計画で掲げた、理念の体系化の準備作業は、建学の精神の制定から相応の時間経過があること等に鑑み、教員内への現状の共有化と課題意識を前提に、中長期ビジョンを目指す作業に着手した。この作業では、それぞれ教員四名程度から成る、理念検討チームと戦略検討チームの2チームを編成、3月末取りまとめを目指して課題への着手を急いだ。理念チームは建学の精神の既正文を前提に、必要に応じて微修正をも視野に入れつつ、理念の体系化を目指しミッション、ビジョン、提供価値或いは行動指針等の一貫性統合性ある構成の構築を目指した、若干の修正の余地を残し取りまとめた。この部分で重要なことは、現状の『建学の精神』の文章を、より分かり易くするために微修正を加える提案が含まれていることである。この事の推進には学院全体のコンセンサスと、所定の手続きが必要となろう。戦略チームは、現在文部科学省などからも求められ始めた、SWOT分析を採用、内部環境と外部環境分析から、強み(S)、弱み(W)、機会(O)、脅威(T)を識別し、その組み合わせから採用すべき戦略検討、中長期的に取り組むべき道筋を見通しながら今後の方向性の試案を取りまとめた。

2017年度上期には、両チームの提案内容を、中長期ビジョンの素案として取りまとめることを目指している。その後は所定の意味決定手続きが必要となる。

なおこの作業と相前後して、本学院のブランド化の準備作業として、本学院のマーク、書体、スクールカラー等の統一化を志向した。新たなデザイン等を作ることはできるだけ行わず、既存の要素の使用・表現方法の調整によるイメージの統一化を開始した。これをVI(ヴィジュアル・アイデンティティ)ガイドラインとしてまとめ、早速新しい印刷物等に統一的に使用することを開始した。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標が確立している。]

■ 基準 I-B-1 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

教育目的・目標は、「本学はキリスト教精神を土台とし、広く学術を研究教授するとともに、高度な専門性を有する人間性豊かな保育者を養成し、かつ社会の発展に貢献できる社会人を育成することを目的とする。(学則第1条)」として、建学の精神に基づいて示されている。また、ディプロマポリシー(学位授与方針)に挙げられている学習成果を明確に示している。

教育目的・目標は、学生便覧、公式ホームページ、大学ポートレートで学内外に表明している。非常勤講師に対しては、非常勤講師との懇談会で周知を図っている。特に学生に対しては、入学時の学長講話、学生便覧を用いた年度当初のオリエンテーションで丁寧に伝えている。オリエンテーションでは、三つのポリシーと合わせて整合性・具体性をもち理解できるよう、カリキュラムマップ(学生便覧内)も用いて説明している。新入生には、入学直後のフレッシュマンキャンプの中で、小グループに分かれてカリキュラムについて説明を行う際、教育目的・目標に言及した上で、詳しい履修指導を行っている。学外では、オープンキャンパスや高校訪問、高校内ガイダンス等の場で、建学の精神とあわせて教育目的・目標も参加者に伝えている。

教育目的・目標の点検は、教授会で行う他、現在はカリキュラム委員会でも取り組んでいる。また、建学の精神と同様に毎年度、学生便覧、大学案内、公式ホームページの改訂、自己点検・評価報告書の刊行といった機会を通じて、定期的に確認されている。その中で、以前から課題であった「建学の精神との直接の繋がりをより分かりやすくする」「より明確で具体的な学習成果を示せるよう教育目標も改善していく」に対し、平成28年度は教授会でも、学内外により理解される形を目指して全教員で活発な議論を行った。

(b) 課題

教育目的・目標は、建学の精神、三つのポリシーとあわせて平成26年度に一部見直しを行ったが、さらに一貫性と具体性を増し、現代に即した形となるよう議論を続けてきた。その際、教育の目的と目標を区別して明記することも課題である。

定期的な点検・検討については、PDCAサイクルを意識した仕組みを整える必要がある。

また、教育目的・目標の公表において、高校生や保護者など学外一般へもより分かりやすく伝えるための具体的な工夫を検討することも必要である。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標を定期的に点検している。

[区分 基準 I-B-2 学習成果を定めている。]

■ 基準 I-B-2 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

本学は、キリスト教精神に基づく教育を建学の精神の基底とし、「豊かな人間性とより高い専門性」を備えた保育者の育成を目的として教育を行っている。この建学の精神、また教育目的・目標に基づ

く形で学習成果を定め、「学生便覧」「授業計画・授業内容（シラバス）」や公式ホームページ等で明示している。

教育課程レベルでの学習成果は、ディプロマポリシー（学位授与の方針）として定めている。2年間の学習成果として、建学の精神を学び豊かな人間性を身につけた良き社会人となること、単位取得のみならず真摯な受講態度をも通して保育のより高い専門性を身に付け、短期大学士（保育学）と同時に幼稚園教諭二種免許状と保育士資格を取得すること、を示している。

各科目レベルの学習成果は、「授業計画・授業内容（シラバス）」内で、「授業の到達目標」として示している。シラバスについては、各授業科目と、建学の精神や教育目的・目標、三つのポリシーを合わせて理解し、学習成果を強く意識して作成できるよう、執筆依頼の際に丁寧な説明資料を提供し、非常勤講師を含む全教員の共通認識を図っている。シラバスでの丁寧な記載と、授業実施期間の教員によるその確実な実施によって、学生の学習意欲を高め、予習や復習といった主体的学習を促し、学習成果獲得への動機付けがなされている。また、平成28年度は9年ぶりに実習園と実習担当教員の懇談会を開催し、本学の実習指導内容の理解を図るとともに実習園との有意義な意見交換を行い、本学の外部評価を得たことは大きな成果である。

さらに、教育課程レベルでの学習成果の視点から、カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）のなかでカリキュラムマップを明示し、有機的・体系的に編成された教育課程の全体像を得られるようにしている。カリキュラムマップにより、学生が自身の学習の到達状況や学習成果を確認しやすくしている。

学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みについては、各授業科目の「授業計画・授業内容（シラバス）」で「授業の到達目標」と「成績評価」を明示し、それに沿い厳格に成績を示すことで、学習成果の測定を意識できるようにすることが基盤である。そして、退学・休学・留年者の状況、卒業生割合、実習先からの評価のレーダーチャート化、幼稚園教諭二種免許状・保育士資格・その他資格の取得率、就職率、保育ボランティア等の参加状況、履修カルテ、礼拝出席率等をデータとして測定している。フレッシュマンキャンプアンケート、卒業時アンケート等も用いている。FD活動にも関連するが、学生の授業評価アンケートも、学習成果の測定の意味合いがある。

また、学習成果は、様々な機会に学内外に表明している。学生に対しては、「学生便覧」でディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）、カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）を明記し、建学の精神および教育目的・目標とあわせて理解できるよう、入学時や各学期のオリエンテーションで説明している。「授業計画・授業内容（シラバス）」は、各学期のオリエンテーションと各科目の初回授業で必ず用い、学習成果を意識できるように説明している。専任教員は教授会で各学期末に単位取得状況を共有し、また年度末の非常勤講師との懇談会において、学習成果に関する説明や話し合いを行い、共有を図っている。学外へは、学生便覧、公式ホームページ、大学ポートレート等で公開している他、主に「大学案内」を用いてオープンキャンパス、入試説明会、高校訪問、高校内ガイダンス等の機会に説明している。

学習成果の点検は、上述した各種の測定方法において関連する時期ごとに、主担当の部署と教授会で定期的に行っている。各学期の単位取得状況の共有、年度末の卒業判定会議は、全教員参加で行い、成績不良者や追再試受験者、単位取得状況等を細やかに共有・点検している。また、特に「授業計画・授業内容（シラバス）」は学習成果の明示や測定、点検の根底となるものとして重視している。平成28年度は、カリキュラム委員会で教育課程における授業内容の関連性等を検討し、学務部会でシラバスの依頼方法を工夫し、授業科目担当者が学習成果を意識してシラバス作成ができるようにした。具体的には、シラバスの「授業の目的」と「評価方法」を明確にし、「授業時間外の学習方法」についても明記すること等が変更点であった。加えて例年、科目担当者自身だけでなく、学務部教員が分担してカリキュラム全体の観点から全て点検し、必要に応じて修正依頼を行った。平成28年度は、シラバスや時間割へのオフィスアワーの明記、出席簿への補講日の明記も漏れなく実施することもできた。

(b) 課題

学習成果は確立されてはいるが、一層明確に教育目標や三つのポリシーと関連づけて、より分かり

やすく示せる為の具体的な検討が必要である。また教育課程レベルと各科目レベルでの学習成果について、大学全体としてPDCA サイクルで点検を行う仕組みを整備することが必要である。

学習成果の量的・質的データでの一層の可視化は、平成25年度以前からの課題である。学生により分かりやすく学習成果を明示できるための工夫として、測定方法を発展させるべく引き続き検討を行うことが求められる。

学習成果の内容（各種の資格免許取得者数など）によっては、学内の教授会や顕栄短期大学事業報告書等、またホームページの情報公開欄での公表に留まっているため、内容や範囲を検討し、学外への公表を広げる必要がある。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の学習成果を建学の精神に基づき明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づいて明確に示している。
- (3) 学科・専攻課程の学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みを持っている。
- (4) 学科・専攻課程の学習成果を学内外に表明している。
- (5) 学科・専攻課程の学習成果を定期的に点検している。

[区分 基準 I-B-3 教育の質を保証している。]

■ 基準 I-B-3 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

学校教育法、短期大学設置基準、教員や保育士養成等に関わる法令、公文書等の制定・改正について教授会等で資料を提示し、情報を共有して法令順守に努めている。教育課程に関する研修会等には、代表の教職員が参加し、教授会と職員会を通じて全教職員に報告を行っている。非常勤講師に対しては、必要に応じて説明をしている。

本学の教育課程は、2年間で幼稚園教諭二種免許状と保育士資格を取得できるよう、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを随時確認し、関連省庁の通知等を順守して編成している。教職課程に関しては、教育職員免許法及び施行規則の規定に従い必要な手続きをとっている。保育士養成に関しては、厚生労働省の「指定保育士養成施設指定基準」を順守し、平成23年度以降はいわゆる新カリキュラムによる教育課程を編成して、各科目の授業内容や単位数等を順守することで、教育の質を保証している。上記の免許・資格以外にも、社会福祉主事任用資格、市民救命士（小児コース）、キャンプインストラクター、ピアヘルパーの各資格が取得可能である。

学習成果を焦点とする査定（アセスメント）については、教育課程レベル、科目レベルの各々で手法を有して実施している。

教育課程レベルでの学習成果の査定では、幼稚園教諭二種免許状および保育士資格の取得が主要な部分である。本学では建学の精神および教育目的・目標に基づき、学習成果の一つである免許・資格取得に向けて教育課程を編成している。教員免許状と国家資格の取得は、関連省庁が定める専門的教育内容の修了を意味しており、本学の教育の質の保証ともいえる。平成28年度末の卒業生については、幼稚園教諭免許状91.8%、保育士資格95.2%の取得率であった。例年、保育職就職希望者の100%が保育職に就職しており、学外の保育現場から、本校における教育の質が認められていると捉えられる。また、数は少ないが毎年、公立の幼稚園・保育所の採用試験への合格者もおり、公立採用試験レベルに対応する教育の質も保証されている。

さらに、各種のアンケートを通じて学習成果の査定を行っている。卒業直前の2年生対象で学習成果を含めて幅広い内容で実施する卒業時アンケート「本音で書こう学生生活」、卒業後2ヶ月程度の卒業生対象で主に就職後の状況を尋ねる「新卒業生アンケート」、卒業後数年が経過した卒業生対象に実施する「卒業生アンケート」を通じて、在校生・卒業生の視点で、建学の精神やディプロマポリシー（学位授与の方針）の達成度、教育課程への満足度等を把握し、結果を各部署や教授会で共有するこ

とで、教育の向上・充実のためのPDCAサイクルとしている。

科目レベルでの学習成果の査定は、授業科目担当者が「授業計画・授業内容（シラバス）」に各授業科目の評価の方法と評価基準を示し（P）、シラバスに沿った授業を実施後、試験、レポート、実技試験等により成績評価を実施（D）し、「学生個人の試験結果」「学生による授業評価アンケート」（C）をもとに次年度の授業の改善（A）を行っている。このサイクルで、試験、レポート、実技試験等の結果から行う学生個人の学習成果の査定と、「学生による授業評価アンケート」結果から行う教員側での学習成果の査定が実施されている。

個々の科目担当者としての教員は、「学生による授業評価アンケート」結果を受け取った上で、平成26年度後期からは「授業評価アンケートをふまえたフィードバックコメントシート」を提出している。各教員による、査定結果をふまえた次学期・次年度への活用の方向性は、フィードバックコメントにより可視化されている。これらの結果は、集計後に自己点検・評価委員会で内容共有と課題検討を行った上で学内公開（非常勤講師を含む）し、組織的に学習成果を焦点とする査定、教育の向上と充実を図る機会となっている。また、平成26年度より開始した授業相互参観を平成28年度も実施し、各授業を公開することで教育の質の保証ともしている。

また、各学生レベルでは、平成28年度の新しい試みとしてGPA値を学生に示し、学習成果の可視化に努めた。また、学期ごとに作成する「履修カルテ」が、学習成果を具体的に測り教育の質を保証する一つの手法である。2年次後期開講「保育実践演習」の修了時での完成に向けて、学生は2年間を通して学期ごとに「履修カルテ」を作成する。学期ごとに、自己の学びと残された課題を明確にし、教員として必要な資質能力の獲得の到達度を確認する。学生が、教職・保育職に就く自覚を高め、意欲を持って自己課題と向き合う機会となっている。学生が記入した履修カルテは、グループ担当教員が確認しコメントを記入する形で、教員が学習成果を査定する機会にもなっている。

(b) 課題

日々法令順守に努めているが、特に保育制度の大きな改革の時期であり、組織全体として一層の情報収集と理解が必要である。研修会や学会等への参加意欲を喚起し、その推進体制を整備することが求められる。

学習成果の査定は、教育課程全体のなかでより体系的・効果的に実施できるよう、検討を重ねることが必要である。個々の取り組みについては、以下3点が課題である。第一に、履修カルテは、学習成果の査定に役立っているが、活用は学期ごとの作成時に限られがちな面もある。2年間全体を通じた学習成果の経過の記録と確認、より積極的な活用のために改善を検討する余地がある。第二に、教育の質の外部からの査定について、就職率や日々の保育現場との繋がりに加えて、就職先から量的データを把握する必要がある。第三に、各種のアンケート（卒業時、新卒業者、卒業者）の結果は組織的に十分共有しているが、活用は個々の教職員や部署内に任される面も大きいため、PDCAサイクルの中での明確化が必要である。

■ テーマ 基準 I-B 教育の効果の改善計画

- ※ ここには、各区分の課題についての改善計画を記述してください。
- ※ 改善計画の後に、テーマに関係する提出資料・備付資料の番号及び資料名を提出資料・備付資料ごとに記載してください。

教育目的・目標については、建学の精神や三つのポリシーと共に、組織全体として検討する機会を設定し、また定期的な点検の仕組みをより明確化する。

学習成果の量的・質的なデータ測定方法と、活用をより意識したPDCAサイクルの一層の確立は引き続き検討課題であり、学務部を中心に、自己点検・評価委員会、カリキュラム委員会、部長会が連携し、具体的な対応を検討する。

学生に学習成果をより分かりやすく伝えるための一方法として、平成29年度からは本格的に、成績評価方法の改善（Sの導入）とGPA導入を実施する。また、授業計画・授業内容（シラバス）を詳細

に点検する体制を構築すると共に、毎回の授業で到達目標が示される形を組織的に浸透させることで、学習成果の確実な獲得と教育の質の保証に活かす。また、教育目的・目標と学習成果について、入学前の高校生や保護者等へも一層の周知を図る。

教育の質の保証については、教職員の研修会等への参加を、FD と SD の立場から特に推進し、一層確実な法令順守に努める。学習成果の査定手法は、上述の学習成果の量的・質的なデータ測定方法と同時に、関連部署で検討を行う。特に、学習成果に関する IT 活用（履修カルテ等）も、平成 28 年度から本格化した大学全体の教学システム検討の視点に含めていく。履修カルテは、1 年次の「基礎演習」と連動させて、高校と大学、大学での 2 年間と切れ目ない仕組みにすることで、教育の質向上につながる改善案も出ている。学生に対して、授業評価アンケートをふまえた教員からのフィードバックコメントを公開し、教育の質の保証の一手法として位置付けた。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを適宜確認し、法令順守に努めている。
- (2) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを有している。

[テーマ 基準 I-C 自己点検・評価]

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実に向けて努力している。]

■ 基準 I-C-1 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a)現状

自己点検・評価のための規程は、顕栄保育学院例規集の「自己点検・評価委員会規程」に定めている。本学の自己点検・評価委員会は、第三者評価を含む短期大学の自己点検・評価活動を担う組織として、教授会のもとにある各部委員会の一つと位置付けられている。前年度（平成 27 年度）は第三者評価受審年度ということで、最大限に包括的（部長会メンバーと課長全員）な組織構成とした上で複数のワーキングチームも設置したが、平成 28 年度は第三者評価を機に一定確立した自己点検・評価の様々な活動を定着させる年度と位置付け、前年度と比べてコンパクトな委員会構成となった。

自己点検・評価委員会は、毎月の教授会での議題提示・報告を行う体制を有する。また事務長を窓口とし、事務職員会で必要事項は共有される。平成 28 年度の委員会は必要に応じて隔月程度で開催され、日常的には学内共有システムを活用して、委員会内での意見交換を活発に行った。

本学での日常的かつ定期的な自己点検・評価活動は、これも第三者評価受審に向けた準備を機として平成 27 年度にほぼ定例化された形が整った。平成 28 年度は、これを安定的に実施して定着を図りつつ、各々の事業を実施する中でよりきめ細やかな改善を図った。具体的には、各学期の授業評価アンケート、授業相互参観、卒業時アンケート、入学時アンケート、学内外での FD 研修会が主な事業であった。また例年通り主体は他部署ではあるが、新卒業生アンケートと新卒業生懇談会（進路支援室）、非常勤講師との懇談会（学務課）が行われた。以上の各事業は、計画、実施、結果の検討と活用促進、課題抽出を行う PDCA サイクルの体制で進めるよう、自己点検評価委員会からの働きかけを常に行っている。なお、自己点検・評価活動と正式に位置づけてはいないが、本校の特性である小規模性ゆえに、教職員全体が複数の部・委員会に参画しながら、平素より活発に意見交換していることは、インフォーマルな形だが自己点検評価の機能も有しているといえる。実際に毎月の教授会では、各部委員会の活動状況や課題を非常に丁寧に共有している。

自己点検・評価報告書は毎年度公表し、本学ホームページにもアップしている。平成 28 年度については発行が遅延してしまったことが大きな反省であり、結果的に平成 29 年度前期に発行を行った。他、各部委員会の年度ごとの報告書である「顕栄短期大学各部委員会活動報告」は、平成 28 年度分を平成 29 年度の早い段階で完成させ、教職員および理事会・評議員会で共有した。自己点検・評価報告書の作成にあたり、

第三者評価で得た指摘や明らかになった課題一覧の体系的情報（受審直後に学内で作成したもの）を活用し、個々の項目の改善の進捗状況を執筆者に示し、PDCAに大いに活用することができた。

こうした活動のなかで、以前から課題に掲げていた、自己点検・評価の根拠となる資料やデータの日常的・継続的な収集について、改善を図った。平成28年度にはGPAを正式導入し、個々の学生にとっての学習成果の可視化が進み学生指導に活用されたことと同時に、大学全体の教務やカリキュラムの視点でも本学の教育内容、教育の質とあわせて検討する機会となった。成績評価におけるSの導入は、平成28年度に実施はできなかったが、平成29年度からの実施が確定している。

上記の日常的な自己点検・評価活動は、全教職員が関与している。毎月の教授会や職員会で議題や報告として取り上げるとともに、日常的には全学情報共有システムでの意見募集やその時々でのふり返しを行っている。授業評価アンケートや授業相互参観のフィードバックなども、教職員全体に公開することで、意識共有を図っている。自己点検・評価報告書作成においては、各章や項目の執筆責任者の人数は限られているが、内容的な関連部署の職員と連携して継続的なデータを収集したり、部署内で原稿内容を検討したりするかたちで、全教職員が関与している。

また、自己点検・評価の成果の活用は、自己点検・評価委員会が推進する形で積極的に図られている。自己点検評価の成果は、各教職員、各部委員会、教員全体、組織全体という各レベルでのPDCAサイクルを意識して、活用を行っている。特に、授業評価アンケートの集計結果と科目担当者からのフィードバックコメント、授業相互参観コメントシートは、PDFファイルとして冊子化し、自己点検評価委員会および教授会で組織的に共有検討した上で、教員間の学び合いに活用されている。また、各種アンケート結果を迅速に配信し、各部委員会の議題として具体的な活用を検討するよう要請し、その成果を年度末の事業報告書や自己点検・評価報告書に明記するよう促している。平成28年度は、授業評価アンケートの対象科目を拡大し、実習指導や音楽も含めることができた。

(b)課題

第一に、平成27年度の第三者評価受審を契機に活発化、また定着した個々の自己点検・評価活動を、より日常的にPDCAサイクルを意識しながら進められるようにする必要がある。前年度の改善計画では、何らかの進捗評価シートのような図表等を作成して可視化する目標を掲げたが、平成28年度中に到達することはできなかった。

第二に、自己点検・評価活動に関して、根拠となる資料やデータの日常的・継続的な収集を、一層意識して行うことである。GPAと成績評価におけるSの導入の面では進んだが、今後は更に別の側面や方法論での取り組みを検討する必要がある。

第三に、これも昨年度からの継続であるが、各種の自己点検・評価活動の成果活用について、個人や各部署の範疇にとどまらず、さらに組織全体での活用に発展させることである。平成28年度に新設されたIR委員会が活用に向けた分析や提言の中核となることが期待されたが、現実にはIR委員会が活発に活動されたとは言い難い状況であった。平成29年度は同委員会を中心に、自己点検・評価活動のなかで得られた多くの成果を、戦略的に分析し具体的な活用を進めることが必要である。

組織全体での取り組みという意味では、現状の課題として、平成28年度からの新学長の体制において教職員協議会は開催されておらず、また各教職員の個人での年度ごとのふり返しシート提出と学長面談も実施されておらず、それらの過去2～3年間で導入した取り組みは一旦休止されている点がある。学長のリーダーシップのもと、新たな方法論が提示される必要がある。

■ テーマ 基準 I-C 自己点検・評価の改善計画

※ ここには、各区分の課題についての改善計画を記述してください。

※ 改善計画の後に、テーマに関係する提出資料・備付資料の番号及び資料名を提出資料・備付資料ごとに記載してください。

第一に、PDCAサイクルの一層の意識化と定着については、中長期的な見通しをもつ仕組みの確立には至っていないため、具体的方策を講じる必要がある。学長が学内に方向性を示している通り、平成29年度中に、別の様式でのシートを用いて中長期的な見通しをもち各部署で取り組める土台作り

を試みる。

第二に、根拠となる資料やデータの収集は、本学としては新たな制度である GDP と成績評価における S の新設を円滑に進め、その結果や成果を明確に示していくことが求められる。学内で実施している各種アンケートや短大生調査を継続して、経年的なデータ収集も行った上で、今後は IR 委員会での検討や方向性が示されることで、さらに資料やデータの収集のあり方を改善することができる。また、本学では PC 機器の導入、ICT 活用が十分進んでいないため、根拠となる資料やデータ収集の観点からも、引き続き学内情報システムの改善の可能性を探る。

第三に、より組織全体での成果活用に向けては、平成 28 年度は実施されなかった教職員協議会の再開も必要と考えられる。報告書等の文書上だけでなく、教職員が直接に意見交換を行うことで、成果の活用が現実になっていくと考えられる。そのためにも、平成 29 年度には IR 委員会（平成 28 年度の開催は一度のみだった）が活性化され、自己点検・評価委員会との連携により、具体的な成果活用を促進することが望まれる。

最後に、上記三点の改善計画を進める基盤として、教職員の共通認識や理解を深める観点から、FD、SD の推進が不可欠である。平成 28 年度は設立初年度の SD 委員会は活発とは言い難い状況だったが、平成 29 年度は意識して教職員全体への研修等を促進することが、自己点検・評価活動の改善のために不可欠である。教職員間での理解を広げ、毎年の自己点検・評価活動、さらには今後の相互評価や第三者評価に適切に対応できる学内体制を確立していく。その中で、発行が遅れがちとなっている自己点検・評価報告書の作成も定例化していく。

基準 I 建学の精神と教育の効果の行動計画

※ ここには、各テーマの改善計画を踏まえ、次の PDCA サイクルに反映させるために、改善等のための工程を示した行動計画を記述してください。

中長期ビジョン策定と並行しながら、教学を中心とした業務単位（各部・委員会）毎に、今年初めて PDCA サイクルに則った業務計画—業務報告様式を試行的に導入、その中で、各業務単位の主体的な判断に基づく各業務範囲の 6 年先のビジョンを掲げて、今後中長期ビジョンとすり合せを行うサイクルをスタートさせた。中長期ビジョンの理念体型の試案は業務担当責任者には共有化されており、各チームの判断でこれと各個計画との照合もなされており、理念体系に含まれている建学の精神を意識化するうえで役立っていると認識している。

教育面に関しては、本学院の建学の精神は、創立以来の教育方針とその精神的背景を踏まえており、常日頃自校史を学んだり、各種の式典で振り返ったりされる度に、自ずと共有化されており、その内容がそのまま文章化されており、建学の精神は常に確認され、学内外に共有化されている。ただし、学外への情報発信に関しては、現在のところやや入試広報に集約化されている結果、建学の精神と本学院の体外コミュニケーションが必ずしも十分に結びついていないとは限らず、今後重要になってくる幅広いステークホルダーへの頌栄ブランドを意識した具体化・実質化作業が必要である。

建学の精神に関わる教育効果は、幾つかの観点で推進されている。第一には、政策上の方向性に関わることである。建学の精神が学則等主要規程文書に採録されていることで、政策策定と実施に向けての指針として機能するべく留意されている。第二は教育教材の面での建学の精神の継承作業が挙げられる。建学の精神に触れられているキリスト教主義は、礼拝や各種儀式、総合表現、キリスト教学 AB、キリスト教保育特論、キリスト教保育等の科目を通じて教育されており、本学が目指す価値観に基づく教育が実践的な学習を意味づけまた裏付けている。またフレーベルの教育思想と実践は、保育学の原点でもあり、常に保育原論等の保育関連科目で振り返られ取り扱われているだけではなく、そのユニークな教材論である恩物についても、実例を用いた実践的教育が保たれ、いわばフレーベル実践教育機関としての側面を維持している。これも建学の精神の分かりやすい教育効果で授業アンケート等にも認められよう。

頌栄ブランド化に向けての幾つかの課題について触れておきたい、現在教育面、指導者の理解の面での建学の精神は、十分な浸透化が果たされていると評価可能であるものの、対外的な各方面のステ

ークホルダーに対しては、建学の精神が本学院の差別化可能な個性として受け止められているかについては、まだ十分とは言えないと判断せざるを得ない。この観点からの実質的なコミュニケーションがほとんどなされていないからである。今後ブランド化作業を通じて、差別化の基盤となる資料等の事実、研究・教育面におけるその実態的な機能や可能性、更にそれらの機能が実現する意味合い、さらにそれらを括るコンセプトや価値観などの構成により、環境ニーズを踏まえながら建学の精神と論理的・一貫性のあるブランドのモデル化が目指されることが必要と考えている。今後中中期ビジョンの取りまとめでこの課題に向けて作業がなされる予定である。ブランドモデルの組立の前提となるのが理念体系の構築であり、これにより本学院のあらゆる活動が指針を得て、その目指すところに向かい意思統一され、首尾一貫性を持って個性のアピールが可能となる。

教育目的・目標は、建学の精神や三つのポリシーと共に、組織全体として検討し定期的な点検をする機会を確実に確保する必要がある。院長・学長のリーダーシップにより次年度実施に繋がることを期待される。学習成果の査定は一定定着しているものの、量的・質的の両面での測定方法をさらに追及する必要があると同時に、こうしたデータや成果の活用を一層意識し、組織内で具体的に確認共有する場の設定が求められる。履修カルテは現在紙ベースであることの限界から現在活用しにくい面もあるが、引き続き改善策を検討する。平成 29 年度は、カリキュラム改編という重要な取り組みに係る年度であり、その作業の中でもさらに三つのポリシーや学習成果との関係性を考える時期となる。カリキュラム担当教職員だけでなく、学内全体での共有や討議、さらに学外への発信が求められる。

自己点検・評価活動については、自己点検・評価委員会で迅速に実施した各種アンケート結果の集計・共有が、IR 委員会や SD 委員会の未開催により本来意図されたようには活用されなかったことが課題であり、組織全体として改善を要する。また、平成 27 年度の第三者評価に向けて設定し、一定の意義が見られたいくつかの取り組み（教職員協議会、年度ごとの教職員各々の自己評価シート等）も、平成 28 年度は未実施である。また、自己点検・評価報告書の発行時期が遅れているため定例化も今後の大きな課題である。

◇ 基準 I についての特記事項

- (1) 以上の基準以外に建学の精神と教育の効果について努力している事項。
- (2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

特になし

【基準 II 教育課程と学生支援】

■ 基準 II の自己点検・評価の概要

※ ここには、基準において、改善が必要な事項について、その現状、課題、改善計画及び行動計画の概要を記述してください。

本学では、建学の精神と教育目的・目標に対応して学習成果を定め、それらに対応するディプロマポリシー（学位授与の方針）を定めている。ディプロマポリシー（学位授与の方針）は、学生便覧に記載し、入学時や新年度の学生への履修指導時に用いて説明を徹底している。また、公式ホームページや大学ポートレートに掲載する他、オープンキャンパス、非常勤講師との懇談会等において学内外に公開している。平成 26 年度に改訂したディプロマポリシー（学位授与の方針）が各レベルでの学習成果に繋がるよう意識することが課題である。

教育課程編成・実施に関しては、ディプロマポリシー（学位授与の方針）に対応してカリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）を定めている。教育課程は確立されているが、本学では、教育の質を高め、より高い学習成果を得るために、カリキュラムを検討し、改革を行った。また、教育課程の点検を行う中で、平成 26 年度にカリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）とカリキュラム構成図の改訂を行い、学習の見通しがより分かりやすく明確に立てられるようになった。課題は、カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）の周知徹底と、成績評価の方法の検討である。

本学では、学習成果に対応するアドミッションポリシー（入学者受け入れの方針）を定め、学生募集要項や公式ホームページ、大学ポートレート等で明確に示している。入学生への履修指導時に説明を行うほか、オープンキャンパスや高校訪問、高校内ガイダンス等の機会を通じて学内外に公表している。

学習成果の査定（アセスメント）は明確であり、教育課程における学習成果と、各科目レベルでの学習成果を綿密に定めている。学習成果の可視化については様々な検討・工夫をし、より具体的な方策を講じている。課題は、量的・質的な学習成果をより一層明確な方法で測定し学内外に公表することである。

卒業後評価に関しては、全教職員で卒業生の就職園を訪問し、卒業生に対する評価を聴取し、訪問記録を進路支援室で集約している。また、卒業生の就職先等との懇談会への参加を通じて、保育福祉現場との対話の機会を積極的にもち、可能な限り卒業生の評価も聴取している。今後は卒業生の進路先からの評価を教育活動に体系的に取り込むことが課題である。

図書館では、保育・幼児教育に関連した資料が充実しており、特に絵本、パネルシアターの豊富な蔵書は学生の授業や研究、実習に大いに活用されている。

学習支援は、学務部教職員および全教員で組織的に行っている。特に実習指導においては、実習委員会を中心に丁寧な指導を行っている。学生の個々の状況に応じた指導、授業の工夫などが課題である。

学生の生活支援は、学務部教職員を中心に、グループ担当制を用いて学生指導・厚生補導を行っている。経済的支援に関しては、本学独自の奨学金制度を設けている。主な課題は以下 2 点である。まず、入学してくる学生の経済状況を鑑み、より一層奨学金制度の充実が求められる。二点目は、学生の福利厚生に関する施設、設備は不十分で検討の余地がある。

進路支援に関しては、進路支援室教職員を中心に全教員で取り組み、1 年次前期より進路ガイダンスを行い、保育職希望者の保育職就職率 100%を維持し続けている。

建学の精神に基づいたアドミッションポリシー（入学者受け入れの方針）は明確で、入試広報室の教職員を中心に様々な方法で広報活動を行い、入試につなげている。課題は、アドミッションポリシー（入学者受け入れの方針）と入試との整合性・具体性を明確にすることなどである。

以上に述べた現状と課題から改善計画が策定され、そのうち、優先的に平成 27 年度に取のポリシーを学内外に周知徹底させることであり、PDCA サイクル強化の仕組みを整備することである。また、教育課程の見直しを引き続き行い、学習成果や達成度を学生により分かりやすくするため、評価方法

の検討や、GPA 値の採用を検討する。FD 活動、SD 活動を活発にし、組織的な取り組みを明確化する。キャンパス・アメニティと学生の福利厚生に関する設備・施設の改善については、専門委員会を設け検討する。進路支援に関しては、平成 26 年度に実施した卒業生アンケートに続き、平成 27 年度は就職先アンケートを実施した。入学者選抜は、アドミッションポリシー（入学者受け入れの方針）との整合性を意識して計画実施する。

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-1 学位授与の方針を明確に示している。]

■ 基準Ⅱ-A-1 の自己点検・評価

- ※ 以下の観点参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。
- ※ ここには[観点]についての点検内容を、観点ごとに記述せずまとめて記述してください。(以下同じ。)
- ※ 自己点検・評価の実施年度前に策定した「改善計画」及び「行動計画」の実行状況を含めて記述してください。(以下同じ。)

(a) 現状

本学では、建学の精神と教育目的・目標に対応して学習成果を定め、それらに対応するディプロマポリシー（学位授与の方針）を定めている。平成 26 年度に三つのポリシーを見直し、具体的で分かりやすい文言に全面改定を行った。

ディプロマポリシー（学位授与の方針）に基づき、保育科は、学則第 3 章で教育課程（授業科目、卒業単位等）、学則第 4 章において卒業、学位授与、免許等の取得を定めている。また学生便覧で「頌栄短期大学学位規程」、「授業科目履修規程」、「頌栄短期大学試験規程」等を掲載し、学生に分かりやすく示している。

27 年度にカリキュラム委員会において検討を図り、28 年度入学生から卒業要件が改正された。具体的には、キリスト教必修科目と基礎教養科目の区分を廃止し、合わせて基礎教養科目とし、キリスト教人間学の内容を頌栄学に含み、頌栄学を基礎教養科目に区分した。その結果卒業要件は、基礎教養科目 15 単位以上、専門教育科目 53 単位以上、合計 68 単位以上の修得と定めている（学則第 26 条）。

また、卒業要件は本学に 2 年以上在学し、規定単位を修得した者に、教授会の議を経て学長が卒業を認定する（学則第 27 条）としている。学位授与は、規定により卒業した者に、本学学位規程の定めるところにより、短期大学士（保育学）の学位授与を定めている（学則第 28 条）。

幼稚園教諭二種免許状と保育士資格の取得要件は、卒業要件を満たした上で、免許・資格別に定めている単位全てを修得することとしている（学則第 29 条）。成績評価の基準は、A（80 点以上）、B（70 点以上）、C（60 点以上）、D（60 点未満、不可）で表し、A、B、C を合格として単位が与えられるとして、授業科目履修規程に定める単位認定（試験）の項目で示している。

ディプロマポリシー（学位授与の方針）は、学生便覧に記載し、入学時や新年度の学生への履修指導時に用いて説明を徹底している。また、公式ホームページや大学ポータルに掲載する他、オープンキャンパス、非常勤講師との懇談会等において学内外に公開している。

本学では、建学の精神に基づきディプロマポリシー（学位授与の方針）を明確に示し、その方針の下で学習成果の具現化と査定について具体的に示していることから、社会的（国際的）に通用性があるといえる。加えて、より実際的な面では、保育職希望者の就職率が毎年 100%であることから、ディプロマポリシー（学位授与の方針）に社会的通用性があるといえる。保育者に益々幅広い専門性が求められる今日だが、本学が教育目的・目標、またディプロマポリシー（学位授与の方針）に示し育成する「豊かな人間性と高い専門性」を有する保育者は、社会から大いに求められていると捉えられる。

ディプロマポリシー（学位授与の方針）は、教授会、年度末の教職員会で確認・点検する機会をもち、平成 27 年度は自己点検・評価委員会、カリキュラム委員会でも点検を行った。特に「授業計画・授業内容（シラバス）」作成時には、学務部を中心として、教育目的・目標と共に、三つのポリシーの

一つとして示し共有している。

この点検活動の中で、本学卒業時にどのような力が身につけているのかという学習成果をより明確に示すべきとの意見が出され、また教育課程編成においても各科目の学習成果の関係を明確にし、過程と結果が見えるポリシーを組み立てるべきとの議論がなされた。自己点検・評価委員会や、教授会メンバーでの三つのポリシー等に関する検討会で検討を重ねた結果、平成 26 年度、より一貫性をもたせて組み立て直す形で、ディプロマポリシー（学位授与の方針）を含む三つのポリシーを大幅に改定した。一つ一つの文言も丁寧に協議する中で、教授会全体でのディプロマポリシー（学位授与の方針）の理解が大きく深まった。

そして、平成 26 年度中は可能な範囲で公表を開始し、平成 27 年度から全面的に公表した。平成 28 年度当初から、ディプロマポリシー（学位授与の方針）が示す学習成果の達成に向けて始動するために、「授業計画・授業内容（シラバス）」作成依頼時および非常勤講師との懇談会の際に資料配布と説明を行い、教員全体での周知を徹底した。27 年度より新たに改訂したディプロマポリシー（学位授与の方針）は、以下の通りである。

<p>所定の単位を修得し、以下の力を身につけた者に「短期大学士（保育学）」の学位を授与します</p> <ol style="list-style-type: none">(1) キリスト教精神を理解し、豊かな人間性と社会性を支える広い教養を身につけている。(知識・理解)(2) 子どもの全人的理解を深め、保育に必要な専門的知識と技術、またその基盤となる倫理観を身につけている。(知識・理解)(3) 子どもの最善の利益について、自ら課題を見つけ、考え、判断することができる。(思考・判断)(4) 知識・技術を実践力へと高めるとともに、実践を常に省察し、学び続ける意思と課題解決に向けた行動力を有している。(関心・意欲)(5) 保育者としての使命と責任を自覚し、地域や社会における自らの役割を理解して行動できる。(態度)(6) 他者の立場を理解し、自らの考えをことばや文章表現によつて的確に伝えるコミュニケーション能力を身につけた上で、個に応じた保育と支援ができる。(技能・表現)

(b) 課題

改訂したディプロマポリシー（学位授与の方針）の学内外への表明を活発に行い、高校生や就職先等を含めて周知に努める必要がある。また、学内で共有されたディプロマポリシー（学位授与の方針）が、各レベルでの学習成果と具体的かつ確実につながるよう、意識して教育活動や各部署での業務にあたることが求められる。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 学科・専攻課程の学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の学位授与の方針を学則等に規定している。
- (3) 学科・専攻課程の学位授与の方針を学内外に表明している。
- (4) 学科・専攻課程の学位授与の方針は、社会的（国際的）に通用性がある。
- (5) 学科・専攻課程の学位授与の方針を定期的に点検している。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している。]

■ 基準Ⅱ-A-2 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

本学では、ディプロマポリシー（学位授与の方針）に対応して、27年度より新たなカリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）を定めた。

これに従い、本学は幼稚園教諭二種免許状と保育士資格の両方を2年間で取得できるよう、学習成果に対応した、分かりやすい授業科目を体系的に配置し、以下の通り教育課程を編成している。また、カリキュラム構成図（カリキュラムマップ）により、各授業科目とディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）、カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）の繋がりを、整合性をもって確認できる形としている。

一般教育科目については、建学の精神および教育理念に基づいたキリスト教必修科目を卒業必修単位として、人間の尊厳性を学び、豊かな人間性を育む学びの基底を形成している。平成26年度より開講した「頌栄学」は、建学の精神に関するフレーベルやA.L.ハウについての学びを中心としつつ、人間の尊厳性に関わる様々なテーマと取り上げる1年次の必修科目で、自ら考えて学ぶことが重視されている。また、免許・資格の取得のために法令で規定されている基礎教養科目の他、四年制大学3年次編入等にも繋がるよう英語Ⅱを設けている。

専門教育科目は、1年次に保育に関する基礎的な内容の科目を多く開講し、段階を追って専門性を高める科目を配置し、学習成果につなげている。保育に必要な専門的知識は、講義での学びをもとに、演習や実技、実習科目での実践的な学びにつなげて、専門性と実践力が身につけられるように編成している。

特に実習科目は、本学の教育の根幹をなすもので、15名の専任教員中7名が実習委員会に所属して実習指導に注力している。実習指導室所属の非常勤講師は現場経験が豊かな者を採用し、また関係幼稚園・保育園等の保育者を外部講師として招くことも多い。各実習の事前事後指導では、観察記録や指導案作成など個々が実践的に取り組む課題を多く設定する他、グループ討議等を取り入れて、学生の主体的な学びを促している。2年間の全実習が有機的に繋がるよう、実習ごとの自己課題の明確化、実習評価のレーダーチャート化、それをふまえた個人面談等を実施している。実習関連で本学が特に力を入れている独自のプログラムは1年次後期の観察実習で、保育実習Ⅰに先立ち、本学関係の保育園・幼稚園で継続的な観察を行い、実習記録の書き方や観察の視点について丁寧な個別の添削指導を行うものである。

また、実習に関連する実践的科目を2つ設置し、主に実習担当教員が中心に担うことで、内容的な連携を図っている。一つは、平成26年度に初めて設置した1年次前期開講科目の「基礎演習」である。高校での学びと大学での学びを繋ぎ、また保育者に必要なコミュニケーション能力、子ども理解力、社会生活力などの基本的な力を確実に身につけるための科目としている。二つ目は、2年次後期開講の「保育実践演習」である。ロールプレイングやグループ討議を通じて全ての実習を洞察しながら、保育者となるための総仕上げを行う科目として、実践力を高める内容に編成している。

教育課程は確立されているが、本学では現在、カリキュラムの見直しに向けた本格的な検討を行っており、平成25年度以降は正式にカリキュラム委員会を設置して、教育課程編成の議論を深めている。平成26年度からは、上述した「頌栄学」「基礎演習」の開設のほか、平成26年度入学生より、音楽系科目と表現系科目を再編した。従来「表現Ⅲ」としていた科目を2年次後期開講の「総合表現」と改めた。ページェント（クリスマスの降誕劇）を2年生全員で準備・制作・上演すること等で、建学の精神の理解を更に深め、保育者また社会人として求められる表現力を多角的に全員で学ぶ機会として計画、実施した。

成績評価は、学則第24条及び授業科目履修規程において定め、学則に定める授業科目を履修した者に対して、試験の上、単位を与えている。成績評価は、学生便覧の履修要領の中で明示し、A（80点以上）、B（70点以上80点未満）、C（60点以上70点未満）、D（60点未満、不可）としている。成績評価の基盤となる定期試験については、頌栄短期大学試験規程を定めた上で、毎学期の定期試験前には全学生を対象に説明を行い、試験監督者マニュアルも整備して、厳格に実施している。

実習科目の成績評価は、各実習において実習先からの評価を中核としつつ、実習事前事後指導での提出物等を含めて点数化し、実習委員会で厳格に評価している。

本学の「授業計画・授業内容（シラバス）」の項目は、＜科目名、授業形態、単位数、開講時期、卒業要件、免許・資格要件、担当者名、授業の内容、授業の到達目標、授業計画・内容、授業時間外の学習方法、成績評価の方法、テキスト、参考書・参考資料等、担当者のオフィスアワー、その他＞としており、必要な項目が明示されている。成績評価の方法は、各科目のシラバスの中で、「定期試験」、「レポート」、「小テスト」、「課題提出」「実技」等と区分し、評価の割合を明確に示している。また、各授業の初回で、成績評価方法について説明するよう教員に促している。

通信による教育は、本学は行っていない。

各教員の業績・資格を基に教員配置を行っており、学生便覧と時間割に示す通りである。非常勤講師の配置についても、各々の専門分野と業績を基に行っている。特に、実習指導については、豊かな現場経験を有する非常勤講師を複数配置し、実践的な指導を行っている。

教育課程の見直しについては、幼稚園教諭免許状と保育士資格に関わる法令の改正時には、それに対応した教育課程の見直し及び修正を、カリキュラム委員会を中心に行っている。また、平成 22 年 2 月に保育士養成新教育課程が告示されて以来、部長会メンバー内でカリキュラム検討委員会を開催し、各科目の学習成果等を検討・点検している。さらに、平成 25 年度途中より保育内容系の教員も含め、カリキュラム委員会を拡大的に組織し正式な委員会組織として、詳細かつ総合的な視点から定期的な検討を重ね、教授会で確認を行っている。

こうした教育課程の点検を行うなかで、平成 26 年度に二つの大きな変革を行い現在に至っている。第一に、カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）とカリキュラム構成図の改訂である。カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）の文言は、同時に改訂したディプロマポリシー（学位授与の方針）に対応する表現に整えた。また、従来のカリキュラム構成図は、カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）に沿った科目の配置と、受講時期が把握しやすい形で「顕栄での学び」と題した新たな表（カリキュラムマップ）に変更した。新たに改訂したカリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）は、以下の通りである。

本学の教育目標を達成するため、下記のような教育課程を編成します。

- (1) 豊かな人間性を育むために、また本学の学びの基底としてキリスト教関連科目を設置する。
- (2) 社会人としての教養を身につけるために、基礎教養科目を設置する。
- (3) 保育者としての知識や技能を学ぶために、専門科目を設置する。
- (4) 保育の実践力を高めるために、実習科目を設置する。

第二は、シラバス作成時の依頼を、カリキュラムポリシーとの整合性の観点から非常に丁寧に行った点である。平成 28 年度も次年度のシラバスの作成依頼を行う際、新たに改訂した教育目的・目標と三つのポリシーの文言、またそれらと各科目の具体的な対応関係を示した一覧表、シラバス記載に関する詳細な説明等を配布した。これにより、専任教員・非常勤講師を含む全授業担当者が、自身の担当科目のディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）、カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）との対応や、そこでの位置づけを明確に意識する機会となった。

(b) 課題

新たに改訂したカリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）の周知徹底を図り、各学生の学習成果に反映させること、また教員の教育活動に反映させることが必要である。

本学の教育課程は継続的に見直しているが、引き続きカリキュラム委員会を中心に、定期的な検討を重ねて、現在あげられている課題（学生の主体的な学びを促すことのできる科目設定、配置）への対応を具体的に見出したい。並行して、カリキュラムマップは検討を加えて、より分かりやすく示す工夫を講じたい。

また今後、学習成果を測る際に新しい形でのシラバス（平成 27 年度シラバス以降）がその指針となり得たかを検証していく必要がある。

学習成果の一つである成績評価は、学生に達成度や学習成果をより分かりやすく方法を講じることが課題である。現在はA～Dの4段階だが、新たにS（90点以上）評価の導入と、学生が自分の学習成果をより明確に理解できるようにGPA値の採用を平成29年度から行っていく。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を体系的に編成している。
 - ① 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ② 成績評価は教育の質保証に向けて厳格に適用している。
 - ③ シラバスに必要な項目（達成目標・到達目標、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）が明示されている。
 - ④ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業（添削等による指導を含む。）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施方法を適切に行っている。
- (3) 学科・専攻課程の教育課程の教員配置は、教員の資格・業績を適切に反映している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 入学者受け入れの方針を明確に示している。]

■ 基準Ⅱ-A-3の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a)及び(b)を記述してください。

(a) 現状

本学では、学習成果に対応するアドミッションポリシー（入学者受け入れの方針）を定め、学生募集要項や公式ホームページ、大学ポートレート等で明確に示している。入学生への履修指導時に説明を行うほか、オープンキャンパスや高校訪問、高校内ガイダンス等の機会を通じても学内外に公開している。本学は学則第1条の通り、キリスト教精神を土台として保育者養成を行うことを目的とした学校であり、その精神は大学案内にも示している。その目的に適合する人物を選考するため、入学前の学習成果を把握し、明確に評価している。アドミッションポリシー（入学者受け入れの方針）に基づき、高等学校3年間の学習到達状況について、出願書類（志望動機、調査書、指定校推薦は評定平均が3.3以上、推薦書）等で把握に努めている。また、入試では受験者全員に対して面接を行い、入学前の学習状況や社会活動等を把握し、学びの意欲や保育への適性等を評価している。

入学試験は、本学が掲げるアドミッションポリシー（入学者受け入れの方針）を理解し、これに合う人物を選考するため、5つの区分（AO入試、推薦入試A（公募推薦）、推薦入試B（同窓子女、キリスト者、指定校）、一般入試、社会人・学士取得見込み者入試）で実施している。

なお、平成26年度に三つのポリシーの点検を行うなかで、アドミッションポリシー（入学者受け入れの方針）についても、より建学の精神、教育目的・目標、ディプロマポリシー（学位授与の方針）と一貫性をもつ形で改訂を行い、現在に至っている。保育者を目指す者にとって必要な力を、教育課程全体およびその中の授業科目（例、基礎演習）を意識する形で、具体的に示す形とした。新たに改訂したアドミッションポリシー（入学者受け入れの方針）は、以下の通りであり、学生便覧にも記載している。

本学の教育目標を達成し、高度な専門性を有する人間性豊かな保育者を養成するために、次のような学生を求めます。

- (1) 読み・書き・表現の基本的な力、および修業に必要な実技能力を有している。
(知識・理解)
- (2) 物事を多面的かつ論理的に考察することができる。(思考・判断)
- (3) 自らの考えを的確に表現し伝えることができる。(技能・表現)
- (4) 子どもに対する興味・関心が高く、積極的に学び、“保育のプロ”として社会に貢献する意欲がある。(関心・意欲)
- (5) 協調性に富み、他者と関わることに積極的であり、対話を通して相互理解に努めようとする態度を有している。(態度)

b) 課題

改訂したアドミッションポリシー（入学者受け入れの方針）の周知徹底を図ることで、十分にこれを理解し、またこれに対応した入学前の学習成果を得ている入学者を、一層明確に選考することが必要である。

アドミッションポリシー（入学者受け入れの方針）と入試の区分は対応しているが、今後はより整合性・具体性を意識する形で、その対応を検討することが課題である。

アドミッションポリシー（入学者受け入れの方針）は、様々な形で学内外に公表しているが、入学後の教育に活かす方策をさらに工夫する必要がある。

[区分 基準Ⅱ-A-4 学習成果の査定（アセスメント）は明確である。]

■ 基準Ⅱ-A-4 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

ディプロマポリシー（学位授与の方針）に従い具体的に示す学習成果は、測定を行い達成可能かどうかや実際の価値について明確に査定を行っており、以下に教育課程レベルと授業科目レベルに分けて具体的に示す。

教育課程での学習成果は、ディプロマポリシー（学位授与の方針）として、幼稚園教諭二種免許状と保育士資格の取得を含む形で、具体性をもって定められている。また、カリキュラム構成図により、学生が卒業や資格取得までの見通しを持ち、学習成果の具体性や達成可能性、実際の価値を捉えられるよう努めている。

その教育課程を経て、卒業者の大半が幼稚園教諭免許状と保育士資格を取得しており、学習成果は達成可能で、2年間という基本的な修業期限内で獲得が可能となっている。卒業時の取得率は、幼稚園教諭免許状については平成27年度で94.4%、平成28年度で91.8%、保育士資格については平成27年度で96.9%、平成28年度で95.2%であった。加えて、保育者としての就業に必要なものとして、修業期間内に取得できるよう、全学生を対象に学内で講習を設定している市民救命士（小児コース）は、平成28年度の取得率が100%でこれも達成可能となっている。

また、ほぼ全ての学生の資格・免許取得という形で、各授業科目の学習成果の積み重ねが明確に実現し、さらに幼稚園・保育所・認定こども園・社会福祉施設等の保育福祉現場への就職へとつながっていることから、本学の教育課程の学習成果は測定可能で実際の価値があるといえる。保育職希望者の就職率は100%を継続している。

授業科目レベルでは、個々の学習成果を検討するために、「授業計画・授業内容（シラバス）」内で、「授業の到達目標」を明確に記述し、「授業時間外の学習方法」、「成績評価の方法」等を具体的に記述する形で、求められる量的・質的学習成果を確認しやすくしている。より学生側の視点に立った学習成果の示し方とその査定について、非常勤講師を含む教員全体が明確に共通認識をもてるよう、シラバス作成時に、「～ができる」「～を説明できる」等の表現も例示して丁寧に説明を行っている。この

シラバスをもとに各教員は、学習到達目標の達成が可能となるよう授業を行い、成績評価を通じてその査定を行っている。定期試験で不可を得る学生数は限られており、平成 27 年度卒業生の履修科目の評価平均点（卒業までの全履修科目の平均）は 81 点であった。各授業科目で達成可能な学習成果が定められ、大半の学生は科目の学習成果を開講期間内に十分に獲得している。「保育実践演習」での履修カルテ作成は、学期ごとの学習成果を詳しく振り返る機会であり、学生自身およびコメントを記載する教員にとって、教育課程を通じての学習成果を量的・質的に査定する機会となっている。

各授業科目レベルでの学習成果の測定は、「授業計画・授業内容（シラバス）」において「授業の到達目標」と同時に明示される、評価項目、評価基準、配点比率等に沿って行われている。以下、学習成果の明示と測定の仕組みについて、内容別に詳しく記す。

授業形態「講義」の科目の学習成果は、小テスト、レポート、定期試験等と、シラバスで明確に示された評価方法による測定で可視化できている。授業形態「演習」の科目の学習成果は、測定が難しい面もあるが、学期途中での提出課題や小テスト等を多く設定する等で、シラバスで示す評価方法を用いて適切に査定するよう努められている。授業形態「実技」の科目の学習成果は、実技試験の評価結果として、可視化が出来ている。担当者が複数いる場合は違いが生じやすいため、成績評価責任者を中心に、科目内で共通認識をもつよう努められている。

複数担当による科目の場合、個々の学習成果の積み上げが明確に測定できるよう、一層の工夫がなされている。例えば、平成 27 年度の「基礎演習」に関しては、毎時間の学習内容を各々の担当者が作成した小テストによって確認し、学習成果として測定し評価を行った。

学外実習科目（保育実習Ⅰ、保育実習Ⅱ、保育実習Ⅲ、教育実習）については、実習園（施設）の評価を基本とし、事前・事後指導における課題提出等により総合的に判断することをシラバスに明記しており、各々の積み上げで点数化し測定し可視化する仕組みが出来ている。また、実習後は、自己評価と園評価のレーダーチャートにより自己の振り返りの徹底化を図り、グループ担当教員との面談を実施することで、実習での学習成果を質的な意味でも具体的に確認できるようにしている。2 年次には実習で用いた指導案を学生同士で添削し合った上で、学生が自分自身の指導案の改良版を作成し、全員分を冊子化して配布することで、学習成果を確かめまた学び合う機会としている。

学習成果の可視化について、平成 28 年度新たな試みとして、GPA 値を各期末に学生に配布し、自身の学習成果をより明確にした。また、学生表彰規程を定め、成績上位者に「学長賞」の授与を行った。

学生の受講態度、出欠状況等の質的学習成果としては、毎年度末に開催する専任教員と非常勤講師との懇談会のなかで情報交換を行い、非常勤講師からも情報が入るようにして、教員間で情報共有に努めている。学習成果が著しく不十分な学生に関しては、学務部教員とグループ担当教員が、新学期及び随時面談を行い、状況の改善に努めている。特記すべき事として、初めての試みとしてリメディアル教育を行った点である。1 年次前期の成績不侵者と面談を行い、希望する者に補習授業を実施した。

建学の精神に関する学習成果は、キリスト教必修科目においては他科目と同様に、シラバスにもとづく学習到達目標と成績評価を用いて測定している。授業以外では、礼拝については毎回出席カードで出欠を確認し、出席率で量的測定を行っている。平成 27 年度の礼拝出席率は、前期について保育科 1 年生 94%、2 年生 90%、後期は保育科 1 年生 89%、2 年生 76%であった。地域の教会の礼拝に参加しての「教会レポート」は、「キリスト教学」の授業科目の成績評価の一部に含めるとしてシラバスに明記された。また、礼拝の奨励担当教員全員による年度末の振り返り（奨励内容、学生の参加態度や反応等を話し合う「チャペルトークの会」）や、フレッシュマンキャンプ等の行事後に行うアンケート結果や教職員間の振り返りにより質的測定を行っている。

また、学習成果の可視化の一つとして、平成 26 年度より継続して卒業時アンケート「本音で書こう学生生活」を実施している。ディプロマポリシー（学位授与の方針）に対応して在学中に身につけた力を確認する他、建学の精神に関わる精神的な側面での変化や、礼拝等に対する意識について等、様々な角度からの学習成果について測定を行った。

なお、シラバスについては、数年をかけて記載項目や表記方法について大きく改善を図ってきたが、

平成 28 年度版の依頼においては、一層明確にディプロマポリシー（学位授与の方針）に対応する学習成果を意識する形で共通理解を図る工夫を行ったことで、学習成果の査定についても具体性が増した。

(b) 課題

学習成果の査定は具体的で明確になるよう、様々な工夫を行っているが、量的・質的な学習成果を一層明確に測定するための方法論を確立し、学内外へ公表していくことは大きな課題である。それが、本学の教育課程の学習成果の社会的な通用性を増すことにもつながる。

シラバスの記載方法は、近年大きく改善を図ったが、客観的な評価の観点や配点等、統一的な評価と査定の基準は未だ十分に検討されていない。教育課程全体としての方向性を再度検討し、基準を組織全体として明確化することが必要である。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果に具体性がある。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は達成可能である。
- (3) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果に実際的な価値がある。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は測定可能である。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

■ 基準Ⅱ-A-5 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

幼稚園教諭二種免許状と保育士資格を活かし、卒業生の 90%以上が保育者として保育園、幼稚園、社会福祉施設等に就職している。新卒業生に関しては、毎年 5 月から 6 月に、全教員と進路支援室職員で卒業生の就職先を訪問し、卒業生に対する評価を聴取し、訪問記録を進路支援室で集約している。また、実習巡回指導（概ね保育所は 5 月と 1 月、幼稚園は 4 月と 9 月、施設は 2~3 月）や求人依頼（6 月~8 月頃）の際、卒業生が就職している保育現場の場合はできる限り卒業生の様子を聴取するように、進路支援室から教授会等で依頼がなされ、意識共有をした上で現場を訪問している。様々な機会に得られた卒業生に関する情報は、進路支援室で取り纏めている。

他に、卒業生の就職先等との懇談会への参加を通じて、保育福祉現場との対話の機会を積極的にもち、可能な限り卒業生の評価も聴取している。平成 28 年度は、大学等保育士養成機関関係者との懇談会（5 月）、保育士養成機関関係者との懇談会（6 月）、幼稚園教員養成校と私立幼稚園との懇談会（6 月）、兵庫県内私立短期大学就職研究会年次総会及び第 57 回研究会（7 月）、兵庫県内私立短期大学就職研究会第 58 回研究会（12 月）、兵庫県保育士養成協議会研究懇談会（2 月）に参加した。

上記の通り様々な形で聴取した結果は、進路支援室会議、実習委員会、教授会等で報告を行い、学習成果の点検に活用している。

なお、卒業後評価を、明確な PDCA サイクルで、量的なデータとしても収集してより体系的に実施すべく、平成 26~27 年度には卒業生また就職先アンケートを実施した。これは、進路支援室と自己点検・評価委員会による密接な連携により計画実施したものである。

(b) 課題

卒業生の進路先からの評価の聴取は、多くの保育福祉現場と本学が長年培ってきた関係性を重視しながら、様々な機会を通じて行っているものの、量的・質的なデータとして測定できているとは言いがたい。

また、就職先からの聴取結果は、教職員の連携により教育活動に反映されているが、体系的な取り組みには及んでおらず、今後より組織的に PDCA サイクルを確立することが求められる。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

■ テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の改善計画

※ ここには、各区分の課題についての改善計画を記述してください。

※ 改善計画の後に、テーマに関係する提出資料・備付資料の番号及び資料名を提出資料・備付資料ごとに記載してください。

第一に、三つのポリシー：ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）、カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）、アドミッションポリシー（入学者受け入れの方針）の学内外での周知を更に徹底させる。在学生に対しては、オリエンテーション等のたびに確認し、教職員は教授会・職員会等で一層の共有を図った上で点検を行う。学外一般へは公式ホームページや学院報を通じて、また高校生へは大学案内パンフレットやオープンキャンパスを通じて周知し、本学保護者には入学式後の保護者説明会や家庭会等の場を説明の機会とする。さらに、実習先や就職先への周知方法を具体的に検討する。

第二に、アドミッションポリシー（入学者受け入れの方針）は今後、入試の各方式との整合性を更に意識して検討を行う。

第三に、学習成果が一層確実に達成されるよう、三つのポリシーと各レベルでの学習成果（教育課程レベル、科目レベル）のつながりの点検について、PDCA サイクル強化の仕組みを整備する。例えば、進捗状況確認用のシート等の導入が考えられる。

第四に、学生の主体的な学びを促すために、より効率的な教育課程への再編を目指して、教育課程の見直しを引き続き検討する。本学の卒業単位は 68 単位で、免許・資格取得のためには卒業までに平均約 100 単位を取得している。今後、カリキュラム委員会を中心に、既存の授業科目の内容を詳細に点検し、授業が過密な現状の改善を図る。

第五に、学習成果の可視化および学習成果の査定における厳格化を進めるために、成績評価基準について、検討を行う。例えば、平均点の目安を全教員に呈示する等も一案として、絶対評価と相対評価の視点も含めて議論し、成績評価基準の科目間のばらつきを抑えることを目指す。

第六に、学習の成果や達成度を学生自身へより明確に伝えるために、成績評価に関する改善策を講じる計画である。成績評価は現在 A～D の 4 段階だが、新たに S（90 点以上）評価の導入を学務部で議論中である。また GPA 値も平成 28 年度から試験的に学生に配布し始め、平成 29 年度から本格的に導入するが、活用方法は更に検討が必要である。

第七に、学習成果の査定のための量的・質的データの測定方法を、各部委員会や教授会を通じて検討し、本学の学習成果を一層具体的に示せるようにする。

第八に、卒業生の評価については、平成 27 年度に行った就職先アンケートの今後の実施時期や内容を含めて検討し、量的・質的データの測定方法と PDCA サイクルの確立を行う。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-B-1 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

■ 基準Ⅱ-B-1 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

<教員>

本学は建学の精神に基づくディプロマポリシー（学位授与の方針）を定め、教員はカリキュラムポリシー（教育課程編成の方針）とそこでの各授業科目の位置づけを理解してシラバスを作成し、成績評価を行っている。成績評価は、科目担当教員が成績評価基準を詳細に定め、各教員の責任の下で行

っている。「授業計画・授業内容（シラバス）」において、成績評価基準は、「授業の到達目標」に対する学生の達成度をどのような基準と方法で評価するのか具体的に記載され、「授業への参加度」「小テスト」「レポート」「リアクションシート」「定期試験」等の項目ごとに、評価割合が明記されている。

学習成果の状況の把握は、授業科目レベルでは各学期末の教授会において、教育課程レベルでは卒業判定会において、全専任教員で行っている。また、グループ担当制を通じて学習成果の獲得状況を把握し、きめ細やかな指導につなげている。グループ担当教員は、様々な場面での面談（1年次前期は学習・生活状況、2年間を通じて各実習後に実習状況、2年次は進路について）や、「保育実践演習」の履修カルテへのコメント記入等を通じて、学生の学習・生活状況を継続的に把握し助言を行っている。その把握内容は、学務部や実習委員会等で組織的に共有され、個別の配慮や指導を行う等の組織的な学習支援につながっている。学期途中においては、小テスト等の結果を通じて、また授業実施日と実施内容等の状況をシラバスの対応表に書き込む形で、教員が学習成果の状況を適切に把握している。

教員は、各学期末の授業評価アンケートにより、学生による授業評価を定期的に受けている。各教員は後日、授業評価アンケートの結果を受け取った上で、平成 26 年度後期からは「授業評価アンケートをふまえたフィードバックコメントシート」を提出している。これらの結果は、各教員へフィードバックするとともに、全体の集計結果を自己点検・評価委員会で共有・検討し、教授会を経て学内公開しており、教員全体で十分認識されている。

学生による授業評価アンケートの結果の授業改善への活用は、「授業評価アンケートをふまえたフィードバックコメント」により可視化されている。

教員は授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。年度末に開催する非常勤講師との懇談会は、分野ごとに着席し授業内容を互いに確認し、次年度授業に向けて協議できる形として、各教員の授業改善に繋げている。実習関係では、毎月の実習委員会で、各実習の事前事後指導や本実習の内容を非常に詳細にまで共有し、授業内容についての協力・調整は非常に充実している。また、観察実習記録の添削指導に関しては、非常勤講師を含む実習担当教員に加え、保育内容系の教員も参加して、観察実習の開始前また必要に応じて期間中にも、添削の方針や基準を話し合う時間を設け、協力体制を構築している。添削指導の詳細については、学内システム（サイボウズ）を活用して、随時意見交換をしながら進めている。平成 28 年度は、9 年ぶりに実施設と実習担当教員の懇談会を実施し、本学の実習教育への理解を促すとともに実習園からの本学への理解を知る貴重な機会となった。また、多数の教員が関わる科目（1年次前期「基礎演習」、1年次後期「頌栄学」、2年次後期「保育実践演習」）では、開講前に教授会で共通理解を図る他、学内システム（サイボウズ）を用いて、授業内容の詳細、学習成果獲得の経過、検討課題等を丁寧に共有している。

FD 活動は、上述の授業評価アンケートが一つの重要な柱となっている。授業評価アンケート結果にもとづくフィードバックコメントの作成や、結果共有後の振り返り（自己点検・評価委員会、教授会）に基づき、各教員は授業・教育方法の改善を行っている。また、平成 26 年度以降、教員間が学びあう形での FD 活動として、授業相互参観を実施しているが、参観後に提出されるコメントシート（参観者、授業実施者の双方）を学内共有することで、各教員は、板書方法や視聴覚教材の利用について等、具体的に各自の授業改善に活用している。FD に関わる学外研修への参加も、各教員に勧められている。

本学はキリスト教精神を土台とした保育者の養成を教育目的・目標としており、その達成状況は、免許・資格の取得状況、保育福祉現場への就職状況、礼拝やキリスト教必修科目の授業評価等から、把握・評価され、教員間で十分共有されている。

学生に対する履修及び卒業に至る指導は、学務部教員を中心に入学時・進級時に行う学生全体への履修指導を基本とし、さらに学業不振や出席不良の学生に対しては学務部教員とグループ担当者での面談を行い、学習支援を行っている。また、グループ担当教員は、様々な場面での面談（1年次前期は学習・生活状況、2年間を通じて各実習後に実習状況、2年次は進路について）や「保育実践演習」の履修カルテへのコメント記入を通じて、継続的に各学生の状況を把握し、適切な相談指導が出来ている。

<職員>

事務職員は、建学に精神に基づく教育目的・目標、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）、カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）を認識し、学生の学習成果達成のために丁寧な支援・指導を行っている。学習成果の認識や、教育目的・目標の達成状況把握については、毎月の職員会を通じて全体で行う他、各所属部署の職務を通じてなされている。学務部では、学習面と学生生活面の支援を行っている。学習面では、学習成果を示し認識するツールとしての「学生便覧」「授業計画・授業内容（シラバス）」の作成、オリエンテーション全般やフレッシュマンキャンプの企画運営、免許・資格の申請手続き、履修と成績評価の確認等がある。学生生活面の支援は、学費や奨学金、学生向け保険の対応を行う他、学生と直接関わる機会を多くもち、積極的に個別の声かけを行うなど一人一人に応じた対応と支援を実施している。加えて、学務部会では学生の学習成果を毎月認識し、年度末には卒業判定資料作成に際し教職員全体で成績を確認している。

その他の部署では、以下のような業務を通じて学習成果を認識し状況を把握し、学習成果に貢献している。宗教部では、礼拝やキリスト教関連行事を企画運営し、継続的に学生の参加態度やレポート等に触れている。進路支援室では、学生からの進路相談、求人票等を通じた保育現場との関わり、2年間を通じた進路ガイダンス、夏休みの保育ボランティアに関する支援、卒業生支援（懇談会、卒業生アンケート等）等に関わっている。入試広報室では、オープンキャンパスや高校訪問、入学試験、入学決定者への課題送付等を行っている。図書館では、図書等の利用・貸出、学生からの相談対応等を行っている。総務課では、教育環境の整備や学生便覧の取り纏め等を行っている。会計課では、学費や奨学金等の管理を行っている。そして、全部署において教員との密接な連携で職務は遂行されており、平成 26 年度からの大学ポートレート参加に際しては、特に学習成果を意識して各部署で準備が進められた。このように様々な立場から、事務職員は所属部署の職務を通じて、学生に対して入学から卒業に至るまでの支援を行っている。

SD 活動は、各部署の職務に関係する学外の研修会・説明会への参加が中心となっている。

<図書館等>

図書館では、保育・幼児教育に関連した資料を中心に 102, 734 冊（平成 28 年 5 月現在）を備えており、特に絵本、パネルシアターの豊富な蔵書は学生の授業や研究、実習に大いに活用されている。司書資格をもつ専任の専門事務職員 1 名を中心に、アルバイトの職員を複数配置しているが、専任の司書は本学卒業生で保育現場での勤務経験を有することから、特に本学の教育目的・目標を深く理解した上で保育の専門性の視点をもち、積極的に学生への相談・助言を行うことが可能となっている。日常的に、カウンターで丁寧なリファレンスを行い、新着や推薦図書のコーナーを設ける等の支援を行う他、新入生に対しては、入学後に図書館独自のオリエンテーションを実施して、図書検索システム等の説明を行う他、足を運びやすい環境を作っている。また、授業の一部を図書館内で実施する授業科目もあり、その際は図書館職員がサポートを行っている。

実習前は、貸出数制限を緩和する特別の制度を設けて、積極的に図書等の利用を促し、利便性を大いに向上させている。また学生は、図書館の購入図書の希望をあげることができ、その希望に対する採否結果は、図書館職員が理由と共に図書館前に掲示している。土曜日を含めて授業実施日には開館し、授業の開始終了時間の前後を含める時間帯で対応を行い、利用しやすくしている。

図書館では、館内での個人学習やパソコン利用が学習に役立っている他、保育関係を含めて学生の関心が高い雑誌を多く配置することで、利便性を増すとともに学生の居場所の一つにもなっている。

さらに図書館は、本学の創立者である A.L.ハウに関する貴重な資料・図書等の管理を担っている。本学の乳幼児研究所がハウ資料の主たる責任部署であるが、司書もその一員として関係資料の整理・保管作業に携わっている。一部の授業科目内で A.L.ハウに関する資料の閲覧希望もあり、図書館が対応をして学習を支えている。

なお、本学の図書館は卒業生や地域住民にも開放し貸出を行っており、同一敷地内にある幼稚園の親子の利用が特に活発である。在学生への直接的な支援ではないが、本学が卒業生支援また地域貢献を積極的に行うことは、在学生の学習成果獲得の支援も果たしている。つまり、学生にとって、保育者として地域や社会における役割を考える態度の形成や、地域の親子と日々間近に触れ合う機会とし

でも、図書館が広い意味で貢献している。

教職員は、各自に支給されている学内のコンピュータや学内 LAN を、日常的に学校運営に用いている。D 棟のパソコン室を情報系の授業で使用する他、各教室に一台設置されているコンピュータはパワーポイントの映写やインターネット接続での情報提供等の形で、複数の授業で活用されている。

学生による学内のコンピュータ利用は、場所が限られるものの、B 棟 304 講義室と図書館のパソコンについて、入学時のオリエンテーション等で案内し促進している。B 棟内のパソコン室の LAN とパソコンは、専攻科生を中心に主に論文作成に活用されているが、保育科の授業の一部で使用される他、保育科生個人への利用へも開かれている。

教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。パソコンの OS 変更時には学内説明会を行っているが、日常的には学内パソコン担当の総務課職員が必要に応じてパソコン利用技術の助言を行い、対処している。

(b) 課題

FD 活動、SD 活動は行われているが、教職員ともに業務過多になりがちで、授業改善や職務充実のための研修等への参加の、時間的な確保が困難である。特に SD 活動の実施状況は活発とはいえ、各部署で学習成果を認識して職務を果たせるよう、組織的な対応策を図る必要がある。第三者評価を機に平成 26, 27 年度と実施され定着しつつあった年度末の教職員会も、学長交代後の平成 28 年度からは実施されていないが、学内での教職員全体での協議の場は必要と考えられる。

コンピュータについては、学生による利用の利便性を高める工夫が必要である。また、教職員の利用技術向上についても、組織的に研修等を行うことが求められる。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 教員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 教員は、学位授与の方針に対応した成績評価基準により学習成果を評価している。
 - ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けている。
 - ④ 教員は、学生による授業評価の結果を認識している。
 - ⑤ 教員は、学生による授業評価の結果を授業改善のために活用している。
 - ⑥ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑦ 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
 - ⑧ 教員は、学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑨ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導ができる。
- (2) 事務職員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識している。
 - ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果の獲得に貢献している。
 - ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ④ 事務職員は、SD 活動を通じて学生支援の職務を充実させている。
 - ⑤ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援ができる。
- (3) 教職員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館・学習資源センター等の専門事務職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、学生の図書館・学習資源センター等の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や学校運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を

図っている。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

■ 基準Ⅱ-B-2 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

学習成果の獲得に向けて、学生便覧、シラバス等の学習支援のための印刷物を発行している。これらの資料に基づき、入学時と各学期開始時のオリエンテーションにおいて、学習の方法や授業科目の選択の説明を丁寧に行っている。特に入学時は、フレッシュマンキャンプにおいて学生を小グループに分けて、学務部教員が教育課程や資格・免許について解説し、授業科目選択のための履修指導を行う。加えてフレッシュマンキャンプでは、学習の動機付けに焦点を合わせ、高校での学びと異なる「大学での学び」について講義を実施している。各学期のオリエンテーションの際も、学務部教職員が、履修登録票の記入方法や修正等の指導を行っている。

本学では、幼稚園教諭二種免許状と保育士資格取得のための必修科目が多数を占めており、その意味で学習の動機付けは元来から明確な部分が多い。教育課程編成上、自由な授業科目選択の余地は極めて小さいが、少しでも興味関心を広げて履修が進むよう促している。履修登録にあたっては、登録票控えの点検を促し、履修登録の間違いや履修漏れを防いでいる。また、履修登録は基本的に前期に一年分を行うが、後期の履修登録確認を前期終了時に行う際、選択科目についても再度意義を説明し、履修の追加を促す指導も行っている。

基礎学力の不足する学生に対しては、平成 28 年度初めてリメディアル教育に取り組んだ。1 年次前期の成績不振者に面談を行い、希望する者には補習授業を行った。また進度の早い学生、優秀な学生に対する配慮として、特別な補習授業を設定してはいないが、小規模校の特性を活かして、各教員が個々の学生の理解度を確認しながら授業の進度や方法を工夫している。例えば、授業形態「演習」の授業科目「音楽Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」では、入学前課題に基づき経験別にクラス編成を行い、6～7 名の少人数で指導を行っており、学生の進度に応じた対応ができている。授業形態「講義」の授業では、教科書による基礎知識の理解に加え、参考資料及び視聴覚教材を使用してより深く学べるよう工夫している。

「講義」や「演習」で、進度の早い学生に対しては、各教員の研究室書籍の貸し出しを行い、より高度な専門知識の習得を支援している。また、毎回の授業での感想シートや学期途中での小テストを行う授業が多く、教員は添削やコメントを記して丁寧に学生にフィードバックしており、個々の学生の状況に応じた配慮と支援の機会となっている。

「実習」では、学生の学力や進度に応じた個別対応を特に充実させている。まず、実習事前指導の中での観察実習（本学関係の幼稚園・保育園）では、学生が提出した観察記録を、担当教員がきめ細やかな添削を行い、記録の書き方を身につけることを目指している。添削のなかで課題がみられる学生には何度も個別指導を行い、「書く」力を育てている。また、実習前の段階で課題の大きい学生に対しては、実習前に個別の面談を設定し、相談助言を行っている。また、本実習で課題の大きかった一部の学生に対しては、個別面談を重ねた上で、本学関係の幼稚園・保育園を中心に、ボランティアの機会を提供したり、再実習を設定したりする場合もある。子どもの発達過程のまとめレポートや指導案作成等の形で、学生の到達度に応じた個別課題を設定し、添削指導を行うこともある。

優秀な学生は、観察記録や指導案を実習指導担当教員や実習指導室教員のもとへ多数持参して質問を行い、丁寧な助言・指導を受けており、自主的な質問や相談を積極的に勧めている。このような各学生の学力や進度に関する情報は、観察実習担当教員間や実習委員会で日常的に共有する形が定着しており、必要に応じて教授会等へ報告され、実習指導だけでなく当該学生の学習支援全般に活用されている。

学習上の悩み等の相談には、グループ担当教員を中心に、必要に応じて複数教員で随時指導助言を行う体制が整っている。全教員が実習巡回指導に携わり、実習後の個人面談をグループ担当教員が行う等の日常的な積み重ねのなかで、学習上の悩みなどの相談にきめ細かく対応しており、全教員のオフィスアワー（週 1 回昼休み）も利用できる。学生相談室カウンセラーも学習上の相談にのることが

できる。学業不振や出席不良の学生には、学務部教員とグループ担当教員が随時面談を実施しており、その理由や学力不足の場合の対応を丁寧に本人と話し合い、記録を取った上で、個人情報に配慮のうえ学務部会や教授会で共有されている。その後は各教員が意識して声をかけたり、課題を添削したりすることで、面談結果を活用している。また、学習面での配慮や支援が必要と思われる学生に関しては、授業科目担当者やグループ担当からの報告を受けて、毎月の教授会での丁寧な共通理解がもたれており、様々な場面で活かせるよう組織的な体制が整備されている。

個々の学生が自分自身の状況やレベルにあわせて主体的な学びを行えるよう、ピアノ室や体育館の利用を可能としている。特にピアノ室の利用は活発であり、個別に音楽担当教員に質問や相談をする学生もみられる。絵画工作室では、グループ活動がしやすい教育環境を活用して、様々な授業での課題やライブラリーアドベンチャー部等のクラブ活動の一環で練習等に励む学生も多い。

本学は日本語のみの授業ということもあり、現実的に本学への留学希望者はいない状況である。留学生の派遣も特に行っていないが、個別での留学希望者の相談にはグループ担当を中心に応じている。

本学では、通信による教育は実施していない。

(b) 課題

実習指導では、この数年間で基礎学力不足の学生や適性に課題のある学生に対して個別の指導・支援を大きく充実させてきたが、その対応を継続可能なものとするべく、組織的な体制や人的資源配分を検討する必要がある。

また、教育全般において、基礎学力や意欲の低い学生がいる一方で、理解の早い学生がいることを一層考慮し、興味・関心を引き理解を助け、さらに能力を伸ばす授業の工夫をすることが課題である。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (3) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (4) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (5) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (6) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (7) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、留学生の受け入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的にしている。]

■ 基準Ⅱ-B-3の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a)及び(b)を記述してください。

(a) 現状

学生の生活支援は、主に学務部教員（学務部長、学務部教員4名）と学務部学務課職員（学務課長、学務課職員3名）の計9名が中心となり、学務課職員のうち1名が主に学生担当という形で整備されている。また、各グループ担当教員もあわせて学生指導・厚生補導を行っている。

学生が主体的に参画する活動は、学生自治会、クラブ・同好会活動、大学祭（頌栄祭）等があり、必要な支援は学務課と自治会担当教員を中心に行っている。学生自治会は、短期大学保育科および専攻科の全学生を会員としている。自治会役員は毎年立候補を主として選出され、自治会活動を行っており、特に大学祭（頌栄祭）は、自治会が企画・運営を担い、同窓会、幼稚園保護者会の協賛を得て行われる。また自治会は、新年度のクラブ紹介、クリスマス礼拝後の行事（ステージ出演）等を主催する他、卒業アルバムの制作に関わる写真撮影の調整、卒業パーティ（卒業式後に学内で実施）の準備、全神戸短期大学総合体育大会の運営委員等も担っている。自治会役員の引継ぎと学年間の交流のため、新旧役員の学生と自治会担当教員は毎年1泊2日のキャンプを実施している。

クラブ・同好会活動は、11部、2同好会があるが、平成28年度に実際に活動した部や同好会は10であった。運動系のクラブは毎年、全神戸短期大学総合体育大会で成果を競い合う。ハンドベル・クワイヤー、コーラス部、ライブラリーアドベンチャー部、アウトドアクラブは、年間を通して活発に活動している。

学生食堂は業者委託で運営され、学生および教職員、併設の幼稚園関係者が利用している。家庭会（保護者組織）からの援助で、学生は教職員や一般利用者よりも安価に利用出来るよう値段の便宜を図っている。アイスクリームや一部パン等の販売も、食堂で行っている。学生ホール、食堂には飲み物等の自動販売機を設置している。28年度より食堂の業者が替わり、メニューが増え、加えて一部物品の販売を行うようになった。

宿舎が必要な学生に対しては、相談に応じた資料を提供している形である。本学学生の大半は実家からの通学であり該当者は少ないが、入学前の時期には一部相談もみられる。通学のための便宜、配慮は、自転車通学者のための駐輪スペースを構内に設置している。本学は、阪急御影駅から徒歩10分の場所に位置しているため、通学バスの運行はしていない。

奨学金等、学生への経済的支援に関しては、学務部の担当教員が担当している。日本学生支援機構の奨学金制度（定期、緊急・応用）に加え、本学独自の奨学金制度を設けている。本学独自の奨学金には、頌栄短期大学奨学金（貸与）、頌栄保育学院貸与奨学金（貸与）、財団法人報国積善会奨学金（岸本奨学金）（給付）、アニー・L・ハウ奨学金（給付）、ケーリ記念奨学金（給付）がある他、民間事業者による貸与奨学金の案内もしている。また、学費に関しては、経済的事情で学業を諦めることがないように、緊急貸与や授業料の延納・分納にも、個別また非常に丁寧に対応しており、保護者の経済的負担への配慮を行っている。

学生の健康管理については毎年4～5月に学生全員の健康診断を行い、健康不安のある学生に関しては医療機関の受診を勧めている。学生の心身状態の把握と配慮は、学務部学務課、グループ担当教員が日常的に行っているが、メンタルヘルスケアやカウンセリングについては学生相談室を設置し、週2日相談室に臨床心理士を配置して学生相談（カウンセリング）を行っている。平成28年度は個別相談のみならずグループワークも試み、ランチアワーやクリスマスリース作りなどを通じて、仲間作りや対人関係を潤わせる役目を果たした。また、休養室に看護師を配置し、学生にとって身近な休養や相談の場となっており、心身の健康管理を担っている。

学生生活に関する学生の意見や要望の聴取に関しては、グループ担当との様々な面談（実習後や進路支援等）やグループアワー（入学時・卒業時）が設定されており、そこで学生の意見を聞くことが出来るほか、学務部学務課が窓口となり学生の意見や要望の聴取に努めている。小規模校ゆえに学生と教員の距離が近い本学の特性から、日常的に、様々な教員が学生の声を聞く機会があり、そこで聴取された声は、各部委員会や教授会で柔軟に情報共有もなされている。また、平成25年より意見箱が設置され、学生の意見や要望を受け止める機会となっている。意見箱に提出された意見は、学務部で毎月共有の上、必要に応じて教授会でも報告され、回答が必要なものに関しては学生に対して専用の掲示板で必ず回答を掲示している。卒業学年については、卒業時アンケート「本音で書こう学生生活」を毎年実施し、学生の意見や要望をまとめている。なお、学生については学生調書と進路登録カードを整備し、個人情報の取り扱いに十分留意のうえ取り扱っている。

留学生に関しては、学則第56条及び留学生規程に示しているが、該当者がいない状態である。該当者がでた場合には、学務課を中心に個別支援を行う体制となる。

社会人学生は、入試制度の中で社会人・学士取得見込み者入試として門戸を開き、平成 28 年度は 2 名の入学者があった。社会人学生向けの特別な支援体制は整備してはいないが、教職員との個別の丁寧な関わりの中で、意識して相談・助言がなされる形で支援は概ね充足しているといえる。

障がい者の受け入れに関しては、全般に整備が不十分であるが、学内の一部にエレベーターと障がい者用トイレが設置されている。

長期履修制度に関しては、学則第 53 条及び長期履修生規程を定め体制を整えている。

学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動）は積極的に支援している。大学祭（頌栄祭）は地域に開かれたものとして、例年地域の親子の来場が多く、学生ボランティアは子どもたちが楽しめる複数のブース、ゲーム、お菓子等を提供している。クラブ活動では、ハンドベル・クワイヤー、ライブラリーアドベンチャー部が地域や学内での公演活動を活発に行っており、好評を得ている。また学生の多くは、夏休みを中心に保育園・幼稚園でボランティアを行っており、進路支援室が現場とのマッチング等をサポートしている。日常的にも、主に保育関係のアルバイト、保育・福祉分野のボランティアの情報を掲示しており、進路支援室や福祉系科目担当教員が窓口となり支援している。平成 28 年度は、「元気に遊ぼう一つなりの輪」（東灘区自立支援協議会こども部会企画、東灘区社会福祉協議会主催）として障がい児の運動あそびの教室を、本学教員が指導者となり、保育科・専攻科の学生ボランティアと共に実施した。また、キリスト教関係における地域や社会との関わりとして、特別礼拝（花の日礼拝、収穫感謝礼拝）後に、お花や野菜・果物を近隣施設に配る活動を、宗教委員の学生がボランティアとして例年担っている。宗教部を中心に大きな災害時等に行われる募金活動や、自治会から大学祭（頌栄祭）の収益の一部を東日本大震災や熊本地震の被災地へ送る活動も行われている。

(b) 課題

全般的なキャンパス・アメニティ、学生の福利厚生に関する設備施設には不十分な面が目立ち、今後の大きな課題である。特に、購買部（売店）の設置、エレベーター設置等の障がい者のための設備の拡充は、自己点検・評価委員会のワーキングチームや施設検討委員会で開始されている議論を、具現化していく必要がある。

多様な学生の支援を組織的に行うには、専門知識を持った教職員の配置が必要である。そのためには、現教職員の新たな専門知識、技術獲得のための手立てやスキルアップを図ることや、非常勤を含む新たな専門職員の雇用の検討が必要である。特に、心身面での不安を抱える学生、経済的困難を抱える学生等が増えており、支援策を一層検討することが求められる。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制が整備されている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受け入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受け入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

■ 基準Ⅱ-B-4 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

就職支援を中心的に担う進路支援室は、教員 5 名と職員 1 名で構成され、学生の進路支援を行っている。担当職員は日常的に、非常に丁寧に個別の進路相談に応じている。また各グループ担当教員は、進路支援室と協力し、個人面談、履歴書の添削、模擬面接などを行い、一人一人の学生の希望に沿ったきめ細やかな進路支援を行っている。

進路資料室では、求人情報や就職フェア等の情報を掲示しており、卒業生の受験報告書や過去の求人状況、就職関係書籍等の資料も自由に閲覧できる。パソコン 3 台を設置し就職情報を検索できる環境があり、2 つの小規模な個室を設置することで落ち着いて相談に応じられる体制も整えている。

平成 28 年度の進路ガイダンスは、1 年生を対象に年間 14 回、2 年生を対象に 25 回実施した。進路ガイダンスでは、授業や実習等とキャリア形成が有機的に繋がっていることを伝え、社会人、保育者としての基礎的な常識・マナー等の指導を行っている。資料として「就職の手引き」、また、保育現場で働く卒業生による保育職の魅力に関する講演、就職試験対策、模擬試験、模擬面接、履歴書指導の他、キリスト教主義園内定者へは卒業前に別のガイダンスを実施している。平成 26 年度より、就職後のバーンアウト等の予防をテーマとして本学学生相談室カウンセラーによる講義を行っているほか、実習指導や保育実践演習といった授業と連動しながら個人情報の取り扱いもプログラムとして実施している。

また、保育現場との関係を深めて進路支援にも活かすため、私立の幼稚園・保育園と保育者養成校との懇談会等にも積極的に参加している。さらに、主に夏休み期間の保育ボランティアは、より多くの現場体験を通じて適切な進路選択に繋がることもを意図して、進路支援室が現場とのマッチング等を支援している。

本学は保育科であることから、教育課程を通じて入学者のほぼ全員が幼稚園教諭二種免許状と保育士資格を取得しているが、保育職をはじめとするキャリアへの意識向上や免許・資格を活かした就職に、進路支援室の活動が貢献している。他にも、資格取得の取り組みが学生のキャリア形成に繋がるよう、全員が市民救命士小児コースを受講しており、希望者は社会福祉主事任用資格、ピアヘルパー、キャンプインストラクター等も取得している。

卒業時の就職状況については毎年度、進路支援室で分析・検討した上で教授会において報告共有し、学生の就職支援に活用している。就職状況の経過も、毎月の進路支援室会議で丁寧に検討し、秋以降は教授会でも、全体的な集計及び卒業学年全員の決定進路一覧を詳細まで報告共有している。就職状況の分析・検討結果は、個々の教員による面談等の進路支援、進路ガイダンスの内容の改善・検討にも反映され活用されている。その結果、平成 28 年度は、平成 27 年度入学生の保育職希望者 127 名全員が幼稚園・保育所・社会福祉施設等に就職し、継続して保育職希望者の就職率 100%を保っている。

進学について、本学保育科からの進学希望者の進路は本学専攻科が中心であるが、他の指定大学からの編入案内は掲示閲覧により全学生に周知している。四年制大学への編入、専門学校への入学、留学等に関する進学相談は少ないが、グループ担当教員と進路支援室が連携し、必要に応じて随時対応をしている。

また、進路支援室では、卒業生支援として新卒業生懇談会を毎年 7 月に実施している。新卒業生懇談会の参加率は、平成 28 年度約 62%、平成 27 年度は約 49%であった。出欠回答を兼ねて送付するアンケート（新卒業生アンケート）および当日の教員らとの懇談により、社会人として働き始めた卒業生の動向や仕事について、また本学での学びについての意見も集約している。結果は、進路ガイダンスの内容検討や、教育課程の見直しに向けた検討に活用されている。例えば、2 年後期開講「保育実践演習」は、卒業生の声をもとに特別支援や保護者対応のテーマを充実させる等、各授業科目での改善にも活かされた。さらに、平成 28 年度は学園祭である頌栄祭当日に同時開催で卒業後 2 年目以降を対象とした卒業生懇談会を実施し、17 名の参加があった。

新卒業生の就職先である保育現場は全て教職員が訪問し、訪問記録をとっている。なお、本学の乳幼児研究所が主催で主に卒業生を対象とするセミナー(グローリーオープンカレッジ、保育セミナー)も、本学の卒業生支援の一環である。

(b) 課題

平成 26 年度まで進路支援室職員は学務部と兼任であり、進路支援室としての常駐の職員がおらず学生の気軽な相談や、求人票を見たその場での質問への対応に限界も大きかった。平成 27 年度より 1 名が進路支援室の専任として学生のサポートにあたり、進路支援室に限定した期間・時間帯ではあるが職員が在室する体制をとり、相談業務への改善を図っている。ただし、相談を希望する学生にいつでも応じることができる、一人ひとりの学生に応じた一層きめ細やかな対応が可能となる体制が望ましく、今後の運用方法や職員の配置等の充実が課題である。

就職支援については、保育職に関わる支援は適切で十分と言えるが、一般企業等への就職を希望する学生に対しての就職支援は十分とは言えない。数年来、少数ではあるが、就職に対する意欲のない学生や、保育に対する適性に課題のある学生、基礎学力の不足等問題を抱えた学生も散見され、これらの学生に対する支援のあり方は検討を要する。

また、1 年未満の中途退職者や種々の事由による内定辞退者もあることから、個々の在学学生に応じた適切な支援はもとより、卒業後の相談・カウンセリング体制の整備も求められている。学生の保育職イメージと現実とのずれやミスマッチングを防ぐため、ボランティア・アルバイト等による職場体験の機会、就職フェアへの参加を含め、情報収集を 1 年次より促す一層の取り組みが必要である。

進路ガイダンスは、概ね充実した内容で整備されているが、過密な教育課程のなかでの実施のあり方が検討課題とされ、単位化も継続して検討されている。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援室等を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

[区分 基準Ⅱ-B-5 入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している。]

■ 基準Ⅱ-B-5 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

建学の精神に基づいたアドミッションポリシー(入学者受け入れの方針)は、大学案内や公式ホームページに明示している。また「学生募集要項」の冒頭に掲載し、本学が実施する入学試験の全てがアドミッションポリシーに基づくものであることを示している。これらの情報提供に加え、オープンキャンパスや本学内での高等学校教諭対象の入試説明会、高校訪問、高等学校内外で行われる進路ガイダンスで、専任教員もしくは入試広報室事務職員が、資料を示しつつ口頭でも丁寧に説明している。受験生や保護者からの、電話やメールでの受験の問合せ及び来学見学に対しては、入試広報室の事務職員が窓口となり、迅速且つきめ細やかに対応している。入試内容はもとより、学費や奨学金など問い合わせ内容が多岐に亘っているため、他の担当部署や教員と柔軟に連携を図っている。また、毎年 5 月末に発行する学生募集要項および入試資料と大学案内等の印刷物を合わせ、資料請求者のほか高等学校に送付している。

更に 6 月に、専任教員が資料を持参し、高等学校を訪問のうえ本学の入試について詳しい説明を行っている。その際、各高等学校卒業生の近況や進路先などについても報告し、本学の教育内容や手厚い進路支援に関して理解を得るよう努めている。訪問先の高校のカリキュラムや進学先

の傾向なども調査し、よりの確かな情報提供となるよう訪問準備にも注力している。高大連携の協定としては、兵庫県立東灘高等学校と結んでおり、毎年本学教員による講義や本学のキャンパス見学会を実施している。

広報活動の中心は、オープンキャンパスであるが、例年行われてきた年3回(3月、7月、8月)の開催に加え、平成28年度から6月にも実施して広報活動の充実を図った。委員会によって具体的にそれぞれの開催が企画され、全教職員と学生有志によるボランティアの協力体制のもと行っている。全体説明会及び個別相談ブースにて、入試科目が各々どのような目的で設定されているかを含め、丁寧に説明を行っている。とりわけ音楽実技課題に関しては、準備のための具体的な取り組みおよび当日の試験の流れなど、音楽講習会の時間を設けて実践的に説明している。また、保育職の性質上、書く力と読み解く力が求められていることを過去の入試問題集等を参照しつつ、伝達に努めている。オープンキャンパス運営に携わる在学生のボランティアに対し、それぞれの開催前に説明会を設け、来場者の視点に立った対応に努めるよう促している。その結果として、自らの学生生活をわかりやすく伝え、丁寧な対応をするその姿が受験の決め手として影響するほど高校生、またその保護者に好評である。在学生にとっても、オープンキャンパスへの参加は概ね肯定的に捉えられており、自発的に複数回に参加する学生も多い。例えば、赤ちゃんのお世話体験コーナーを担当して来場者に説明する側に立つことで、日常の学習を活かす意味で達成感を得たり、本学学生また保育者を目指す者としての自覚が増したりしている。クラブ活動の練習成果を発揮する様子(パネルシアター、ハンドベル等)もみられる。オープンキャンパス参加者対象のアンケート調査は、結果の分析により開催時期や内容等についての改善に活用している。

また、業者が企画する高等学校での校内進路ガイダンスに年間約60件対応している。教職員が分担し、学校案内、入試説明、分野別説明、模擬授業等を実施し、高校生と直接交わりつつ、保育職や本学の教育内容について情報提供している。また、提供する内容に差異が生じないように、教職員が共有する案内ガイドや保育職に関する資料・写真を作成し、依頼内容に応じた準備に努めている。

入学者選抜は、アドミッションポリシー(入学者受け入れの方針)に基づき、公正かつ正確に実施している。平成28年度入試より推薦入試C(専攻科進学)を廃止し、AO入試(自己推薦型、専攻科進学型)を導入した。これは2つの型共に音楽実技を習得中で、保育科への進学を希望する者などに受験の機会を広げることとなった。8月のエントリー後に課題及び2回にわたる音楽個人レッスンを実施し、その取り組みを通して、受験生一人ひとりと丁寧に向き合い、本学での学びへの適性や資質を理解するようにした。専攻科進学型は、出願時に専攻科を合わせて4年間の学修を継続する意思を有することが条件である。エントリー期間を経て、出願可否判定会議を行い、出願可とされた受験生に入学試験を実施した。その結果を踏まえた入試判定会議は、先に行われた出願可否判定会議と同様に全教員での慎重審議を経て決定しており、厳正かつ公平な選抜を実施している。受験生からは、大学入学前に大学の授業と同形式の音楽レッスンを受けることができることや、課題に取り組むことにより、具体的な学びへの展望が開けた等の感想があり、好評であった。

また推薦入試A(公募推薦)、推薦入試B(同窓子女、キリスト者、指定校)、一般入試、社会人・学士取得見込み者入試の入試区分の平成28年度入試は、10月30日、31日、1月30日の計3日間で実施した。

推薦入試は、学校長の推薦を受け、本学の建学の精神を理解する者が共通の出願資格である。推薦入試A(公募推薦)の音楽実技受験型では、国語総合、音楽実技(歌唱・ピアノまたは視唱)、面接、調査書により、また音楽講習受講型では、2回の音楽個人レッスンを受講することにより、実技を免除し、国語総合、作文、面接と調査書により合否判定を行っている。推薦入試Bでは、評定平均値3.3以上が出願資格で、小論文、音楽実技(歌唱)、面接により、合否判定を行っている。キリスト者枠には、出願資格として、受洗者であることと所属教会の教職者の推薦も求めている。社会人・学士取得見込み者入試は高等学校卒業者、または本学において高等学校卒業と同等以上の学力があると認められた者、入学時に22歳以上の者を出願資格とし、小論文、実技(音楽・

造形・器械運動のいずれか)、面接により、合否判定を行っている。

教授会の議を経て組織された入試広報室が、入試問題の作成(一部、外部業者に作成依頼)を行い、複数名による複数回の確認作業を通し、出題ミスの防止に努めるとともに、入学試験監督者マニュアルに沿った当日の対応、小論文および面接の評価基準統一、複数回の点検による処理などにより、採点ミスも防いでいる。入試委員会が入試結果をまとめた資料を準備し、学長と共に作成した入試合否判定案に基づき、入試判定会議において全教員での審議を経て合格者を決定しており、厳正かつ公平な選抜を実施している。

入学手続き者には「入学の手引き」を送付し、入学手続きの詳細をはじめ、学生生活、オリエンテーション等の情報を提供している。加えて、保育の学びに対する興味や意欲を持続し入学後にスムーズに授業参加が行われるよう、保育に関する漢字、近隣の保育関連施設を調査した上での地図の作成、読譜力を習得することを兼ねたピアノの練習を課し、受講に必要な基礎力と学ぶ姿勢の育成を促す入学前課題を提示している。それらの課題は、グループ担当教員により添削され、1年次前期開講「基礎演習」で教材として用いる。

入学予定者に対しては3月下旬に招集日を設け、入学後の予定について説明を行い、入学式翌日より行われる新入生オリエンテーションにスムーズに接続できるよう配慮している。また、新入生同士の仲間づくりに加えて、オリエンテーションの効率的な実施や、新入生のサポート強化も目的として、入学後にフレッシュマンキャンプを実施している。そこでは建学の精神等を学ぶとともに、学務部の教職員を中心に、大学での学びや履修等についての説明、学習生活に関わるオリエンテーション等を丁寧に行っている。

(b) 課題

入試広報は入口(入試)の広報に留まらず、出口(進路)を明確に示すことが今日求められている。そのためには、どのような学びが本学によって展開され、どのような人物が育てられていくのかを、カリキュラムの見直しや、進路支援などと関連して明確に示していく必要がある。建学の精神に基づいたアドミッションポリシー(入学者受け入れの方針)も、それぞれの入試区分において、どのような入学者を受け入れようとするのかも、より具体的に示すことも、入学者受け入れの方針を詳細に示すためにも課題として、検討していく。

平成28年度入学者が定員を大幅に下回り、平成29年度入学者も定員に満たなかった現状があり、入試広報のあり方を学院として慎重に検討する必要がある。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学生募集要項は、入学者受け入れの方針を明確に示している。
- (2) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (3) 広報又は入試事務の体制を整備している。
- (4) 多様な選抜を公正かつ正確に実施している。
- (5) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (6) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。

■ テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の改善計画

- ※ ここには、各区分の課題についての改善計画を記述してください。
- ※ 改善計画の後に、テーマに関係する提出資料・備付資料の番号及び資料名を提出資料・備付資料ごとに記載してください。

教育資源の活用は、教職員全体がさらに学習成果を意識して各立場で活動できるよう、FD、SDを活性化させ、研修参加を増やす等の具体的方策を講じる必要がある。FDもSDも、自己点検・評価委員会の業務の一環と位置付けているが、FDに焦点をあてた活動拡充が求められる。また、平成28

年度から独立の SD 委員会が設置されたが、今後は活発な活動が期待される。

学生にとって学びやすい教育環境の整備が必要である。ラーニングコモンズの整備を計画しているが、ハードとして既存の絵画工作室、あるいは食堂の一角の利用が考えられる他、ソフト面の工夫でも自主学習の促進は可能である。例えば、コンピュータは学生へのラップトップ貸出、パソコン室開放がしやすい仕組み作り等である。

学習支援については、まず学力不足の学生や優秀な学生への個別対応を含め、学生の能力を伸ばす教育をするためには、教員が FD 活動等を通じて新しい情報を入手し、教育・研究に意欲的に取り組む環境が必要となる。また、学生への個別支援拡充に必要な組織の人的資源配分も議論していく。

学生の生活支援は、キャンパス・アメニティ全般と学生の福利厚生に関する設備施設の改善（食堂購買部）、障がい者のための設備の整備が、大きな課題であり、施設検討委員会と自己点検・評価委員会を中心に進められていた検討を可能などころから早急に具現化していく。以前から、意見箱等で学生の要望が多い WiFi についても、設置の可能性を改めて探る。生活支援の根拠となるデータとして、卒業時アンケート結果を活用する他、入学時アンケートの内容改訂、短大生調査への参加等を通してデータを収集する。

進路支援についても、根拠となるデータとして、卒業時アンケート結果を活用し、卒業後 2 年以上の卒業生懇談会の実施や、地域での講座研修実施によるリカレント教育等も具体的に検討する。進路ガイダンスは、カリキュラム全体の見直しの中で、授業科目としての単位化も検討していく。

入学者選抜は、アドミッションポリシー（入学者受け入れの方針）との整合性をより意識して計画実施する。また、入学後の学びと進路選択へスムーズに展開できるよう、入学前課題や「基礎演習」の内容の検討も並行して行っていく。

アドミッションポリシーを受験生に対して示す際、近年本学で取り組んでいるカリキュラムの見直しや、拡充を図っている進路支援などとも関連して、明確に示していく必要性がある。

■ 基準Ⅱ 教育課程と学生支援の行動計画

※ ここには、各テーマの改善計画を踏まえ、次の PDCA サイクルに反映させるために、改善等のための工程を示した行動計画を記述してください。

平成 29 年度に行う計画として、教育課程と学生支援に分けて述べる。

教育課程に関しては、平成 26 年度中に改訂した三つのポリシー：ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）、カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）、アドミッションポリシー（入学者受け入れの方針）の学内外での周知をさらに徹底させる。

次に、学習成果が一層確実に達成されるよう、三つのポリシーと各レベル（教育課程レベル、授業科目レベル）での学習成果のつながりの点検について、PDCA サイクル強化の仕組みを整備する。

第三に、学生の主体的な学びを促すために、より効率的な教育課程への再編を目指して、教育課程の見直しを引き続き検討する。

第四に、学習成果の可視化および学習成果の査定における厳格化を進めるために、成績評価基準について、検討を行う。

第五に、学習の成果や達成度を学生自身へより明確に伝えるために、成績評価に関する改善策を講じる計画である。成績評価は現在 A～D の 4 段階だが、新たに S（90 点以上）評価の導入、また GPA 値の採用も検討する。

学生支援に関しては、教職員全体がさらに学習成果を意識して各立場で活動できるよう、FD、SD を活発化させ、研修参加を増やす等の具体的方策を講じる。平成 28 年度に SD 委員会を設置し、組織的な取り組みとして明確化する。また、学生にとって学びやすい教育環境の整備の一つとして、ラーニングコモンズの整備を具体化する。

学習支援については、学生の能力を伸ばす教育をするために、教員が FD 活動等を通じて新しい情報を入手し、教育・研究に意欲的に取り組む環境を整備する。

学生の生活支援は、キャンパス・アメニティ全般と学生の福利厚生に関する設備施設の改善（食堂購買部）、障がい者のための設備の整備が大きな課題であり、施設検討委員会や自己点検・評価委員会

で中心に進めてきた検討を、可能なところから早急に具現化していく。生活支援の根拠となるデータとして、卒業時アンケート結果を意識して活用する他、今後は新たに1年次（入学時）アンケートの内容改訂、短大生調査への参加等を通してデータを収集する。

進路支援についても、根拠となるデータとして、卒業時アンケート結果を活用し、新卒以外での卒業生懇談会の実施や、地域での講座研修実施によるリカレント教育等も具体的に検討する。進路ガイダンスは、カリキュラム全体の見直しの中で、授業科目としての単位化も検討していく。入学者選抜は、アドミッションポリシー（入学者受け入れの方針）との整合性をより意識して計画実施する。

◇ 基準Ⅱについての特記事項

(1) 以上の基準以外に教育課程と学生支援について努力している事項。

なし

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

なし

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

■ 基準Ⅲの自己点検・評価の概要

※ ここには、基準において、改善が必要な事項について、その現状、課題、改善計画及び行動計画の概要を記述してください。

基準Ⅲの自己点検・評価の概要

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）に基づいて教員組織を整備し、学習成果を向上させるための事務組織を整備している。教員は、授業評価アンケートや授業相互参観等を FD 活動の機会として学習成果を意識した教育活動を行っている。また、本学の教育課程や各教員の専門分野に関する研究を行い、その成果を公表すると共に、教育活動に反映させている。また、実習指導においては、特に現場経験の豊富な教員が指導できるよう、本学卒業生を含む非常勤職員を配置している。

職員は、学外の各種研修への参加等を通じて職能を高めつつ各部署の連携を図っており、学内での研修会開催等を通じて SD 活動を促進しつつある。平成 28 年度は学内での SD・FD 合同研修会を開催し、全職員が参加した。業務に必要なパソコン、情報機器や備品は整備されており、教職員は学内情報共有システム（サイボウズ）を積極的に用いて連携しながら職務を遂行している。教職員の人事管理も、学長と事務長を中心に適切に行っている。

カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）に基づき、校地・校舎、施設設備、その他の物的資源を整備活用している。危機管理としてマニュアル策定等を進めつつある。平成 28 年度には WI-FI の整備に努め、平成 29 年度に食堂での利用実現に繋がった。技術的資源として、学内のコンピュータや LAN 設備、各教室の視聴覚機器等を整備して、学習成果を獲得するための教育・学習環境を有している。本学の保育科という性格から、特にピアノの練習に資する環境整備と、通常の図書に加えての保育・幼児教育関連の実践的資料（パネルシアター等）について図書館での収集・充実を図っている。

財的資源は適切に管理され、保育科入学定員は多少人数割れしているが、通常の運営に不安のない状態である。また平成 30 年度からの入学金減免・種々奨学金の導入を含む入試改革に向けて準備を進める等、入学者確保の安定を得る努力をしている。

人的資源の課題は、小規模校ゆえ、教職員数が少なく 1 人あたりの業務の負担が多いということである。教員は研究活動の時間、機会が持ちにくく、事務職員は、各立場での専門的職能の向上が不可欠であり、SD 活動体制の構築が求められる。人的資源の改善計画としては、将来の教育を見据えた計画的な人材育成と職員の業務分掌の見直しが挙げられる。

物的資源における課題は、施設・設備の検討と、財務関係の諸規定の見直しである。改善計画としては、教育成果のため必要な改修工事や PDCA サイクルによる点検の仕組みを実行することである。

技術的資源の課題は、学生の LAN 環境の整備で、改善計画として、公式ホームページや学内情報システムの管理、学内のコンピュータ環境の整備などが挙げられる。

財的資源の課題は入学定員充足であり、支出削減や新規事業・工事の検討と議論が必要である。

以上の改善計画を踏まえた行動計画の主なものは、例規集の大幅改訂とその周知、検討、FD 活動、PDCA サイクルを明確化し、仕組みとして定着させること、また、校地・校舎、施設設備に関しては、理事会などが全学的な構想を十分検討して明示することである。その構想をもとに、施設営繕や学習環境の整備等の種々の課題について、優先順位を明確にし、具体的な改善策に着手していく。

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

■ 基準Ⅲ-A-1 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

※ ここには[観点]についての点検内容を、観点ごとに記述せずまとめて記述してください。(以下同じ。)

※ 自己点検・評価の実施年度前に策定した「改善計画」及び「行動計画」の実行状況を含めて記述してください。(以下同じ。)

(a)現状

本学の教員組織は平成 28 年度、専任の教授 5 名、准教授 5 名、専任講師 5 名の計 15 名（平成 28 年 5 月 1 日現在）で構成され、専任教員は短期大学設置基準第 22 条に定められた教員数を充足している。全教員は、本学の建学の精神であるキリスト教精神に基づいた教育目的・目標を理解、共有し、教育・研究活動に活かすよう努めている。

専任教員の職位は、真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準第 7 章の規定を充足している。教育研究業績等は、保育科・専攻科の課程認定の変更の際に詳細を確認する他、年度ごとの研究成果は各教員が自己評価の一部として学長に報告している。各教員の著書、学術論文、その他の業績および社会的活動は、公式ホームページ上で公開している。

カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）に基づき、必要な科目を開講し、各専門領域に専任教員と非常勤教員を配置している。また、補助教員は配置していないが、実習指導室所属の非常勤講師を配置している。教員配置は、公式ホームページと「授業計画・授業内容（シラバス）」で公表している。

実習指導室所属の非常勤講師は、本学が長年培ってきた様式・内容での実習記録や指導案の指導に多く携わることから、特に保育現場での経験を重視し、本学のカリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）への理解の意味でも、できる限り卒業生を含めて採用するよう努めている。

教員の採用および承認に関しては、「顕栄短期大学教員資格審査に関する規程および基準」と「研究業績評価基準」「教員資格審査施行細則」に則り、資格審査委員会の意見をもとに行う教授会での議決を経て、学長がその任用を理事会に推薦した上、理事会で最終的に決定する。審査においては、教育研究業績を重視すると共に、本学の建学の精神や教育目的・目標への理解を確認している。

(b)課題

教員の年齢層が偏りがちで、非常勤講師も含めて平均年齢が高いことが課題である。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織が編成されている。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (6) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

■ 基準Ⅲ-A-2 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

専任教員による、論文発表、学会や研究会等での活動といった研究活動は、カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）に基づき行われ、成果を上げている。教員は、日本保育学会をはじめとする各々の所属学会、全国保育士養成協議会等で積極的に発表を行っており、個人調書・教育研究業績書の通りである。

平成 28 年度、本学の教育課程に関する研究は、学内共同研究も含めて以下の表の通りであった。

<教育課程に関する研究成果>

藤井薫「フレーベルの自然諸学と保育者養成」日本保育学会第 69 回大会ポスター発表(2016 年 5 月 8 日)
関田良「保育者養成における表現系カリキュラムの再考ー学生の音楽経験に着目してー」日本保育学会第 69 回大会ポスター発表(2016 年 5 月 8 日)
布村志保「野村芳兵衛における幼児教育の取り組みー『お話づくり・絵日記』ー」日本保育学会第 69 回大会口頭発表(2016 年 5 月 7 日)
小野朋子、藤井薫、関田良、布村志保「実習指導につながる初年次教育ー『基礎演習』の計画から実践までー」日本保育学会第 69 回大会口頭発表(2016 年 5 月 8 日)
関田良、藤井薫「保育者養成カリキュラムの現状と課題(3)ー芸術系科目の接続を中心にー」保育士養成協議会第 55 回研究大会ポスター発表 (2016 年 8 月 26 日)
藤井薫、関田良「保育者養成カリキュラムの現状と課題(4)ー『子どもの発達と保育』との接続性に着目してー」保育士養成協議会第 55 回研究大会ポスター発表 (2016 年 8 月 26 日)
布村志保「グループワークを軸にした授業の展開ー『保育者の援助』を考える取り組みー」保育士養成協議会第 55 回研究大会ポスター発表 (2016 年 8 月 26 日)
杉山宗尚(共同発表)「社会的養護施設における人材適性と施設実習ー自己効力感の関連について」保育士養成協議会第 55 回研究大会ポスター発表 (2016 年 8 月 26 日)
杉山宗尚(共同発表)「コモンセンスペアレンティングが子育て意識に及ぼす効果と課題」保育士養成協議会第 55 回研究大会ポスター発表 (2016 年 8 月 26 日)
関田良、布村志保「保育者養成における音楽教材の変遷ー1950 年代のピアノ教材を中心にー」日本保育者養成教育学会第 1 回研究大会、口頭発表 (2017 年 3 月 5 日)
布村志保「学生が活動する『文学』の授業ー『絵本』へのアプローチー」日本保育者養成教育学会第 1 回研究大会、ポスター発表 (2017 年 3 月 5 日)
藤井薫「自然とのふれあいを通して育てる探究心」日本保育者養成教育学会第 1 回研究大会、ポスター発表 (2017 年 3 月 5 日)

専任教員個人の研究活動の状況は、公式ホームページで公開している。また、専任教員の研究成果を発表し、研究の向上を図る目的で、「頌栄短期大学研究紀要規程」を整備し、「頌栄短期大学研究紀要」を発行している。紀要は、本学専任教員、頌栄幼稚園教諭、頌栄保育園保育士、それらを筆頭執筆者とする共同研究者、および編集委員会で認めた者から投稿可能としている。本学卒業生で関係保育園に勤務中の者からの投稿もあり、卒業生の教育研究活動の発表の機会としても位置づけている。

科学研究費補助金や外部研究費を得て行う研究活動に関する規程としては、「頌栄短期大学における公的研究費の管理・監査等に関する規程」と「公的研究費執行手続き」を整備している。専任教員による、科学研究費補助金等の外部研究費による研究は、平成 28 年度は下表の通り行われた。

<外部研究費等による研究>

研究テーマ、本学の研究代表者／分担者	補助金等の名称
テーマ：「スウェーデン福祉社会における「政府」と「市場・市民社会・家族」の境界域の分析」 研究代表者：吉岡洋子	科学研究費補助金研究基盤研究(C) 平成 28 年度～30 年度

<p>テーマ：「福祉ガバナンスと介護労働の変容に関する国際比較研究」 研究分担者：吉岡洋子</p>	<p>科学研究費補助金研究基盤研究(B) 平成28年度～32年度 研究代表者：大阪大学言語文化研究科准教授 石黒暢</p>
<p>テーマ：「戦後日本の指導者の「ハビトゥス」形成と「界」の構造に関する実証的研究」 研究分担者：高山育子</p>	<p>科学研究費補助金研究基盤研究(B) 平成25年度～28年度 研究代表者：京都大学教育学研究科教授 稲垣恭子</p>

専任教員には、各自に研究を行う研究室が整備されている。研究室には専用のパソコンとプリンターが設置され、教育研究活動や学校運営に関わる業務を行う環境が整えられている。また学内情報共有システム（サイボウズ）により学内の関係部署との連携も容易になっている。

専任教員が研究、研修等を行う時間として、各自週1日の研究日が確保され、学校運営業務等と重複しないよう、できる限りの配慮がなされている。また、保育士養成協議会研究大会等での講演や分科会に参加することも、研修の一環と位置付けられることから、教授会を通じて参加が推奨されている。特に、保育学会や保育士養成協議会研究大会には、専任教員が参加できるよう、非常勤講師との業務分担調整が意識して行われている。専任教員の研究、研修については、「頌栄短期大学研修規程」で、国内および国外の留学・研修、国外研究調査、国外視察について規定している。

FD活動については、「頌栄短期大学自己点検・評価委員会規程」内で、自己点検・評価委員会の活動の一環として位置付け、規定している。この規程にもとづき、自己点検・評価委員会を中心に実施する各種の取り組み（授業評価アンケート等）の形で、FD活動を適切に実施している。

平成28年度のFD活動は、具体的に以下のように実施した。建学の精神について、教授会において、「建学の精神、教育目的・目標、三つのポリシー」を点検し、理解を深める機会をもった。また、シラバス作成を機会として、個々の教員がシラバス作成を通じて学習成果と自身の授業のあり方を、改めて見直すよう、教授会やシラバス作成依頼時に資料等で共有し、各教員は従来以上に学習成果を意識してシラバス作成を行った。授業評価アンケートに関しては、集計結果の学内公開や、授業評価アンケート結果をふまえたフィードバックコメントシートの作成と学内公開を行い、個々の教員の省察および教員同士の学び合いの機会とした。授業相互参観に関しては、教員間が授業の方法等を学び合う場となり、参加者・参観された側の教員の双方がコメントシートを提出し、集計して学内共有することで、更なる学び合いの機会とした。非常勤講師との懇談会は、「建学の精神、教育目的・目標、三つのポリシー」、シラバス作成や授業評価アンケート等について説明を行い共有を図る形でのFD活動の場となった。また参加教員全員が一年間をふり返り発言をすることで、本学学生の良さや課題を共有すると共に、教員全体の意識向上の機会とした。また、9年ぶりに開催された実習施設と実習担当教員の懇談会は、実習施設には本学の実習教育の理解を図り、本学教員にとって実習教育の在り方を深く学ぶ機会となった。また、FD・SD研修会を持ち、全教職員で建学の精神を学んだ。その他、学外での研修会への参加を促進した。

各教員は、保育科単科の小規模校という本校の特性から、毎年度複数の部委員会に所属しており、学習成果を向上させるために、短期大学の関係部署と日々密接に連携している。例えば、卒業時アンケート「本音で書こう学生生活」について、自己点検・評価委員会が中心となり、各部署の教職員の意見を丁寧に聴取し反映させて、項目を完成させた。連携のツールとして、学内情報共有システム（サイボウズ）が大いに活用されている。

(b) 課題

小規模校ゆえに教職員数が少なく、専任教員が複数の部委員会に所属することもあり、学内連携は図られているが、他方では、限られた人数内での業務分掌（高校訪問、高校内ガイダンス、実習巡回指導や進路支援に関する現場訪問、各種行事、等々）が過重となっている。その時間的負担から、研究・研修等のための時間確保が難しい点が課題である。また、教員間での、授業や実習指導、学内業務分掌における偏りもみられ、対処が必要である。

専任教員の研究研修に関わる規程も現実には活用されにくい現状もある。また、外部研究費を獲得している教員もいるが一部にとどまっており、研究の活性化のためにも、専任教員の研究活動に関して規程化が必要である。教員の研究成果公開のため、紀要への投稿を一層積極的に促進し、充実した形で適切に発行していくことも求められる。

FD活動は、様々な形で推進されているが、より組織的な取組みとして確立し、具体的内容も一定程度は明文化する必要がある。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況が公開されている。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備している。
- (10) 規程に基づいて、FD活動を適切に行っている。
- (11) 専任教員は、学習成果を向上させるために短期大学の関係部署と連携している。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している。]

■ 基準Ⅲ-A-3の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a)及び(b)を記述してください。

(a)現状

事務組織は、職制規定に基づき組織し、運営されている。各部署の専門的な職能を有した専任職員は平成28年度、事務長1名、総務課3名、会計課1名、学務課3名（1名宗教部兼務）、進路支援室1名、入試広報室2名、図書館司書1名の計11名で構成された。専任職員の補助的担当として採用されている非常勤職員は、総務課1名、会計課2名、実習指導室1名、学生相談室1名、休養室1名、図書館司書3名であった（平成29年5月1日現在）。

事務組織関係の諸規程は、頌栄保育学院例規集で定められ、各部署がそれに沿って日常業務を行っている。事務組織は、事務長を中心に責任体制が整えられており、毎月1回開催する事務職員会において教授会や学院についての情報伝達を行うとともに、各部署間の情報交換と日常の諸課題の協議を行い、日常的な業務の見直しや事務処理の改善に繋げている。

専任事務職員は、各部署に関連する専門的な職能の習得・向上のために、教務事務連絡協議会、全国私立大学教職課程研究連絡協議会、大学入学者選抜・教務関係事項連絡協議会、私立短大入試広報担当者研修会、日本学生支援機構奨学業務連絡協議会、兵庫県内私立短期大学就職研究会年次総会及び研究会、兵庫県内私立短期大学就職研究会等の各種研修に参加している。

各事務室には、プリンター等の必要な情報機器や備品が整備されており、パソコンは各職員に1台ずつ支給されている。また、教職員がアクセスできる学内情報共有システム（サイボウズ）が、出勤管理、業務連絡、学内施設予約、業務予定管理等に利用されている。教務事務（履修登録、成績処理）や入試事務のためのシステムも整備され、活用されている。コピー機と印刷機等は印刷室に整備されており、平成25年度には学内ネットワークに接続したコピー機が導入され業務効率が向上し、平成28年度も有効に活用された。

学内のパソコンのOSは、平成25年度からWindows7に統一整備された。特に平成27年度は、IT委員会を中心に、パソコンとネットワークのセキュリティ強化に積極的に取り組んだ。学内情報共有システム（サイボウズ）について、パスワードを教職員全員が変更し、また学外利用時の認証レベル

を大幅に向上させる形で、情報セキュリティ対策を講じた。定期的な情報セキュリティ対策は、専門業者との相談により、総務課を中心に定期的に行っている。

防災は、危機管理マニュアル基に、実際の措置や避難経路について日頃から準備しておくべき事柄を確認している。火災警報装置と AED を設置しており、消火訓練も平成 28 年度秋に実施した。また日常的に、同敷地内にある幼稚園の警備員が一定の時間帯に配置されるほか、毎日の清掃を委託しているメンテナンス会社職員が、キャンパス内の危険物等も確認している。なお、本学は、災害時の避難所として神戸市に登録されている。

SD 活動は、頌栄短期大学自己点検・評価委員会規程内で、自己点検・評価委員会の活動の一環として規定し、適切に行っている。上述の通り、各部署の業務に関連する外部研修会や説明会への参加を積極的に奨励し、参加して得られた内容は、必要に応じて各部署の会議や事務職員会等で共有されている。平成 28 年度は、初めて学内での SD・FD 合同研修会としてを開催し全教職員が参加した。教職員 4 名が参加した SD・FD の研修会の報告をし、全専任職員が参加して各業務に活かすための感想シートを提出した。なお、平成 28 年度には別途、職員を中心とした SD 委員会を立ち上げた。

各職員は、教員の場合と同様、保育科単科の小規模校という本校の特性ゆえに、配属部署内での業務に加え、他の委員会の業務を兼務していることから、学習成果を向上させるために、関係部署と日々密接に連携している。連携のツールとして、学内情報共有システム（サイボウズ）が大いに活用されている。

(b) 課題

専任事務職員は、学生が学習成果を獲得するために、各立場での専門的職能の向上が一層不可欠であることを明確に認識し、SD 活動と位置付けて活発に学内外での研修等に参加する必要がある。

専任事務職員は 11 人であり、各々の配属部署および所属する委員会での業務について、役割と範囲が多岐に渡り業務量が過多になりがちである。時間的余裕がない中で、SD 活動も自己啓発に頼りがちな現状もあるが、今後は職員側が主体的に SD 活動を検討できる組織体制も構築する必要がある。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 専任事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務関係諸規程を整備している。
- (4) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (5) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (6) SD 活動に関する規程を整備している。
- (7) 規程に基づいて、SD 活動を適切に行っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の改善に努力している。
- (9) 専任事務職員は、学習成果を向上させるために関係部署と連携している。

[区分 基準Ⅲ-A-4 人事管理が適切に行われている。]

■ 基準Ⅲ-A-4 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

教職員の勤務体制は、「就業規則」「職制規程」に基づき整備しており、適切な就業環境の維持に努めている。就業規則を含む例規集については、「頌栄保育学院例規集」ファイルを専任教職員全員に配布し、改訂の際には該当箇所の配布により周知に努めている。

規程変更等については、教授会での検討や報告、事務職員会での報告を行い、教職員全体が情報共有できる状況としている。

教職員の就業については、教員に関しては学長が管理し、総務課で出勤簿の管理を行っている。職員の就業に関しては、事務長と各部署の課長が前述した規則や規程に基づいて管理し、状況に応じて学長に対し報告と相談を行っている。

(b) 課題

様々な規程の改廃や制定の際、現状では変更箇所のページを配布する形だが、確実な周知に必ずしも至っていない面がある。

学長と事務長を中心に人事管理を行っているが、教職員が複数の部署や委員会に属していることも要因で、一部では業務負担が偏った就業状況もあり、解決すべき課題となっている。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

■ テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の改善計画

※ ここには、各区分の課題についての改善計画を記述してください。

※ 改善計画の後に、テーマに関係する提出資料・備付資料の番号及び資料名を提出資料・備付資料ごとに記載してください。

教員に関しては、今後若い教員を採用し、また本学のカリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）を十分理解している本学卒業生の育成も含めて、将来の教育を支える人材確保に努める。研究・研修時間の確保のため、組織的な課題解決に向けて、学内分掌や委員会組織等の見直しを順次行う。また、学長裁量による研究費補助を導入するなど可能なところから研究・研修の促進を行い、発展させて規程化する方向等も必要と考えられる。FD 活動は、自己点検・評価委員会を中心に実施・推進されているが、今後は活動内容をより具体的な形で文書化し、そのなかで PDCA サイクルの明確化も図りたい。

職員については、業務分掌の見直しを図ることが必要である。各部署へ課長を配置する形での事務組織再編は既に行われているため、これを活かした実施体制を進めたい。SD 活動は、SD 委員会を中心に職員自身が企画等を担うことも含め、学内研修やパソコン技能向上等の研修内容を具体的に検討していく。

人事管理については、例規集の変更点が確実に周知され、常に最新版が教職員の手元におけるようにデータ化等の仕組みを整える。また、教職員の業務分掌における偏りを見直すために、各々の担当授業科目数や業務の内容と分量を改めて具体的に確認し、それをもとに学長と事務長を中心に対策を図る。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

■ 基準Ⅲ-B-1 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を満たしており、全体図は学生便覧に示している。また本学のカリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）に基づいた授業の実施に必要な講義室、演習室、実習室等が用意され、必要な機器や備品も整備されている。通常の講義室には、パソコン、DVD・ブルーレイとビデオのプレーヤー、スクリーンが整備されている。

本学では保育の実践力を高めるために、グランドピアノとアップライトピアノを設置した演習室を8部屋、個人練習室を14部屋設け、音楽の授業で個人または少人数のグループレッスンを実施している。それらは学生が空き時間や放課後に自主的に練習することができるように、無料で開放している。

絵画工作室には、制作等の作業に適した机 9 台を備え、絵具や文具等の必要物品、美術関係の専門書等を整備している。

平成 28 年度には B 棟 3 階に定員 19 人の情報処理演習室を改修新設し、情報伝達の一環として学生食堂には WI-FI 環境を整備し、学生に情報環境の提供し、このように毎年継続して学習環境の整備に努めている。

障がい者への対応は、学内の一部にエレベーター (D 棟) と障がい者用トイレ (C 棟、D 棟、体育館) が設置されている他、平成 26 年度に若干の工事を行い、車椅子による建物へのアクセスを可能にするスロープ (B 棟、D 棟、体育館)、駐車スペースの確保 (B 棟、D 棟)、教室での車椅子対応の机の整備等を行った。障がい者への対応はまだ、十分とは言えない。

上記のような各種の施設設備に係る検討は、平成 28 年度には施設検討委員会が中心となり全学的な課題を洗い出して整理した上で、教授会で随時共有された。

図書館の概要は学生便覧に示す通りで、延床面積 392 m²、閲覧席数 52 席、収納可能冊数 70,860 を有している。DVD 等の視聴スペースは 2 人分設置している。蔵書は、図書 102,526 冊[うち外国書 5,330 冊]、学術雑誌 611 種[うち外国書 24 種]、視聴覚資料 3,021 点である (平成 28 年 5 月 1 日現在)。「文学」等の授業での図書館・図書利用も積極的に受け入れている。

購入図書選定については、シラバス掲載の教科書、参考図書、関連図書については全て収集するように努めている。年度初めに、全専任教員の専門に照らして各分野の図書選定を依頼するとともに、非常勤講師にも推薦図書やレポート課題用図書の選定を書面にて依頼し、課題図書についてはレポート作成等に応じられるよう複数購入の形で対応している。学生が購入を希望する図書については、購入希望の申し出用紙を図書館に設置して随時対応している。なお、高額図書等については図書館委員会で選定を行っている。所蔵図書等が年々増加するなかでその廃棄は大きな課題であり、「資料の除籍についての内規」に基づき、図書委員会が中心となり除籍リストを全教員に示して意見を募る過程を経て除籍作業を進めている。

本学の保育科という性格上、保育・幼児教育関連図書、絵本 (大型絵本、紙芝居、パネルシアター等を含む) の収集に重点をおくとともに、ビデオや DVD、音楽 CD など保育視聴覚教材の充実にも取り組んでいる。また、実習期間に限定して学生には 20 点の資料 (平常は 5 点迄の制限あり) を貸出できる仕組みとし、学内での学習のみならず、実習等の実践の場でも活用できるよう配慮している。例えば平成 26 年度、個々の実習時期の貸出数は約 10 点 (学生一人あたり) であった。これらの蔵書管理と貸出については NJC の大学図書館情報システム「ネオシリウス」で、増加する蔵書・教材の管理と貸出、検索サービスとして有効活用を行っている。

さらに本学が所蔵する創立者 A.L.ハウ関連の貴重資料については、保存に配慮して分類・整理作業を進めるため、別室で管理している。また一部電子化を行った資料については図書館内の端末で閲覧可能となっている。図書館は、本学学生だけでなく、卒業生や地域へも開放しており、特に併設幼稚園の親子の利用が活発である。A.L.ハウ関連の貴重資料閲覧のために本学を訪れる外部の研究者もみられる。こうした様々な形での図書館の開放を通じて、本学の建学の精神が活かされ周知されている。

本学は、通信による教育は行っていない。

(b) 課題

校地・校舎が現所在地に移転してから 35 年以上が経過し、各所で老朽化や経年劣化が見受けられる。各教室に整備されている視聴覚機器や音響機器等の教育設備は大切に使用しているが、昨今の IT 機器の進歩に対応しきれていない面もある。また、旧福祉専門学校校舎である D 棟の使用頻度は、他の校舎に比べて低くなっている。校地・校舎の障がい者への対応は、不十分な状況の建物について改修工事を要する。図書館については、蔵書の保管場所の不足の問題が大きい。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。

- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科の場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が十分である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

■ 基準Ⅲ-B-2 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

施設設備は頌栄保育学院例規集の「経理規程」、「物件調達規程」、「頌栄保育学院固定資産と物品管理規程」に基づき管理している。なお、固定資産の管理については、「経理規程」の第 6 章にその内容を明記するとともに、管理台帳が整備されている。また、日常の施設設備の管理については専門の管理会社に委託し適切に行っている。

火災・地震対策、防犯対策のための安全管理に関しては、緊急かつ重大な事態が発生した場合又発生が予想される場合について、平成 24 年度に「頌栄短期大学緊急対策本部規程」を策定し、対策を明示した。同時に「危機管理マニュアル」を作成し、緊急事態における具体的な対策を明記した。平成 28 年 1 月と 11 月に地震を想定した避難訓練と消火訓練を行った。マニュアルの素案を作成、消防署立会いの下実施し、終了後は教職員と消防局職員の間で意見交換を行った。

防犯対策については、授業実施日は 19 時から翌朝 7 時までの時間帯、授業のない日は 24 時間を通じて、警備会社による機械警備を実施している。日中は、併設幼稚園の警備員が門扉の傍に立ったり幼稚園敷地内での警備を行ったりするため、同一敷地内にある短期大学の防犯対策にもなっている。

コンピュータシステムのセキュリティ対策は、専門のシステム管理会社に委託する形で、システム全般の安全面の管理や対策、およびセキュリティソフトの更新等を適切に行っている。例えば、学内にサーバーを設置している学内情報共有システム（サイボウズ）への外部からのアクセスを遮断する方式を取っている。また、学内ネットワークのインフラは、安定した環境整備のためネットワーク機器の交換を随時行う他、各教職員のパスワードを定期的に変更する等、セキュリティ面も含め対策を強化している。このような対策について、平成 28 年度はホームページ委員会で検討を進めた。

省エネルギー対策・省資源対策、地球環境保全への配慮については、平成 23 年度の一部トイレの節水型への交換、平成 24 年度の A・B 棟空調設備の一部入れ替えにより、水道及び電気の消費量が改善されている。また、空調機については設定温度を各教室に掲示し、学生に日常的な節電を呼び掛けると同時に教職員が随時確認を行っている。

(b) 課題

消耗品・貯蔵品管理や財務関係の諸規程を再度見直し、改訂や必要に応じて制定する必要がある。

安全対策関連では、制定されている規程やマニュアルに加えて、実際の非常時に効率よく行動できるように具体的な対応策を講じなければならない。例えば、避難経路や避難場所は学生便覧等で教職

員に周知しているが、今後実践的な訓練を重ねる中で、定期的な点検も必要である。また節電のため、各教室の空調機の設定温度を一層丁寧に点検する。

コンピュータのセキュリティ対策は、現在進行中である教学システムの検討や、広報部署で検討しているウェブサイトやソーシャルネットワークの活用等においても十分意識し、各立場から万全の対策を図る必要がある。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程を含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

■ テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の改善計画

※ ここには、各区分の課題についての改善計画を記述してください。

※ 改善計画の後に、テーマに関係する提出資料・備付資料の番号及び資料名を提出資料・備付資料ごとに記載してください。

校地・校舎・施設整備の面では、経年劣化が見受けられることから、大切に用いる一方で、教育成果のために必要な改修工事や備品整備を進める必要がある。その際には、省エネルギー等の対策、D棟の活用方法、障がい者への対応改善、図書館の全体計画を十分意識し、PDCAサイクルによる点検の仕組みも改善する必要がある。教育設備は、質の高い教育を提供し学生が学習成果を獲得できるためにも、教員の意見を聴取しながら、優先順位をつけて随時整備を進める。今後、理事会等が全学的な構想を十分検討・明示することにより、活発に細やかな議論を図っていきたい。

関連の諸規程は再度丁寧に見直し、消耗品・貯蔵品管理や財務関係の諸規程を必要に応じて制定する。

安全対策では、平成27年度から導入しているキャンパス・オートロックシステムを今後も適切に運用する他、災害避難訓練を必ず実施し、定期的な点検・訓練につなげる。避難訓練マニュアルは内容の改善を図っており、更新を行う。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

■ 基準Ⅲ-C-1 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a)及び(b)を記述してください。

(a) 現状

本学はカリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）に基づいて、技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実を図っている。

施設面では、数年来工事を重ね、D棟3階へ定員56人の情報処理演習室があるが、平成28年度にB棟3階に定員19人の情報処理演習室を新設した。また、新しい視聴覚機器や音響機器を設置した160人収容の講義室（222教室）を有している。

全ての講義室には、パソコンとLAN、DVD・ブルーレイ・ビデオの視聴覚機器と音響設備が設置され、それらを漸次更新して維持整備し、適切な状態を保持している。教職員の一部は科目の特性に応じて、保育現場の写真やビデオの利用でより実践的な解説を行ったり、パワーポイントを活用して

双方向型で課題の提示と解説を行ったりと、新しい情報技術を活用した授業を展開している。なかでも 222 教室は、スクリーンが大きく学生にとって観やすく理解しやすい学習環境となっている他、中央のパーティションを用いて 2 教室 (a と b) に分割して利用することも可能である。

情報技術の維持管理は、平成 28 年度はホームページ委員会に所属する職員が、関連業者との窓口を担いつつ、学内でのマニュアル作成や日常的な管理を担当している。ホームページ委員会と総務課を中心として、技術的資源と設備が計画的に維持整備され適切な状態を保持している。学生への緊急連絡 (警報時の対応等) は、教職員 2 名が公式ホームページ上で行える技術を持ち、短時間での情報発信に努めて学生支援の一つとしている。

カリキュラムポリシー (教育課程編成・実施の方針) に基づいて行う情報技術の向上に関するトレーニングは、学生に対しては、2 年次前期開講「保育と情報」の中で保育現場でのおたより作成やデジタル紙芝居作成等の授業内容を通じて提供している。図書館利用に関する入学時オリエンテーションでは、図書検索システムの利用等について目の前での説明を行っている。一部の授業では、学生のパソコン利用推進と情報技術の向上を意識して、パワーポイントを用いたグループ発表を推奨し、インターネットを通じた情報検索・収集を授業外課題として課し、効果的な授業を行っている。個々の学生は、情報処理演習室、B 棟 304 講義室、図書館、進路資料室においてインターネットに接続したパソコンを利用できる。また本年度から始めたパソコン貸出しも学生の情報処理のサービスになっている。

教職員は専用のパソコンを持ち、各講義室に設置されたパソコン等の設備機器とあわせて学内に整備されたコンピュータを活用し、教育研究活動や学校運営に関わる業務を行っている。学内 LAN が整備されており、教職員は学内情報共有システム (サイボウズ) によりスケジュール管理や施設予約を迅速に行っている。教職員に対する情報技術の向上に関するトレーニングは、OS のバージョンアップ等の際に説明会を開催しており、日常的には個々の教職員からのパソコン技術についての問合せに総務課職員が対応して助言している。また、平成 28 年度はホームページ委員会を中心となり、学内情報共有システムサイボウズのセキュリティ向上について、教授会報告、資料やメールの配信を通じた案内が行われ、パスワードの安全性向上の対策を組織全体として講じるなど、情報技術の向上に取り組んだ。

また、技術的資源の分配は、カリキュラムポリシー (教育課程編成・実施の方針) に基づいて見直し活用している。例えば、保育現場においてコンピュータ能力が一層求められるとの背景から、情報処理関連の授業を充実させるために平成 24 年度に D 棟に情報処理演習室を新設した。また今後の学生の主体的な学びを促すため、自由に使えるパソコンを備えた新たな学習環境の整備を行っているが、平成 28 年度時点ではラップトップパソコン貸出が未実施であり現状の見直しを図った。

なお、情報技術面以外に、本学では音楽の授業や礼拝等で用いる楽器 (ピアノ、オルガン、ギター、リコーダー、パイプオルガン等) も技術的資源である。ピアノの場合、調律は年に 2 回定期的に業者に依頼しその他必要に応じて修理や入れ替えを行っている。音楽担当教員 2 名を中心に楽器の管理とメンテナンスを行い、学生が安心して練習に励んだり、礼拝・行事で利用したりできる環境を整えている。

(b)課題

学生が使用する LAN 環境は未整備であり、学生がパソコンを自由に使える環境が不十分であることも課題として残されている。また教職員のコンピュータ利用技術については個人の研鑽に任されており、個人差が生じている面もある。図書館では平成 26 年度に更新した図書館システムについて、旧システムからの切り替え作業が若干残っている。

学内のコンピュータ環境と情報技術の維持管理は適切に行われているが、公式ホームページの管理とあわせてより組織的な体制を整える必要がある。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

(1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施

- 設、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
 - (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
 - (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
 - (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるように、学内のコンピュータ整備を行っている。
 - (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
 - (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行うことができる。
 - (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

■ テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の改善計画

- ※ ここには、各区分の課題についての改善計画を記述してください。
- ※ 改善計画の後に、テーマに関係する提出資料・備付資料の番号及び資料名を提出資料・備付資料ごとに記載してください。

学生が使用する LAN 環境の整備は、現在進行中の教学システムの検討のなかで、重要なポイントとして含めることになる。学生のパソコン利用における学習環境整備を検討し、自由にパソコンが使える場所の整備をしたほか、ノートパソコン貸出等の実施を平成 29 年度からの開始に繋げた。

教職員のコンピュータ利用技術の向上については、SD 委員会が中心となり全学的な取り組み(FD、SD)を計画していく。図書館システムについては、学生の学習や教職員による学習支援に支障がでないよう、切り替え作業を迅速に進める。

学内のコンピュータ環境と情報技術の維持管理については、専門知識が必要ということもあり改善の方法を検討中である。しかし平成 29 年度に取り組むべき方向性は一部示されており、平成 26 年度に大きく改訂した公式ホームページの管理、学内情報共有システムの管理、また学内のコンピュータ環境の整備の各々について、ホームページ・IT 委員会で集中的に改善方法を検討することとなっている。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。

(a) 現状

平成 22 年度は保育科入学者数が 122 名と定員 150 名を大きく割り込んだため、厳しい収支状況となった。平成 23 年度と平成 24 年度は入学定員を確保できたことにより、決算では資金収支・消費収支共に均衡する状態に復帰した。平成 25 年度決算では B 棟 1 階の大規模改修等により、消費収支は再び 4,300 万円のマイナスに転じたが、平成 26 年度決算では、学院創立 125 周年記念式典による寄付金増、経費節減等により、消費収支のマイナスは 600 万円に減少した。平成 27 年度決算は、D 棟・小体育室の空調機更新工事、トイレ改修工事、A 棟 201 大講義室(チャペル)床改修・机椅子設置等で基本金組入額が 4,900 万円となり、当年度収支差額は、4,900 万円のマイナスとなった。

平成 28 年度は、保育科入学者数が 112 名と定員 150 名を再び大きく割り込み、大規模工事、教務システムの繰り延べ等の施設・設備投資の見合わせを行ったが、当年度収支差額は、7,600 万円のマイナスとなった。

学院全体の翌年度繰越収支差額は、マイナス 93,600 万円であり、その主要な原因は、平成 3 年度に開校し、平成 20 年度に閉校した専門学校 of 累積赤字 73,400 万円である。

貸借対照表上の項目として、専門学校の建設資金、および震災復興資金、短大棟新設資金を賄うために過去に借入金が発生したが、専門学校分は平成 22 年度に完済し、他の借入金も 4 年後の平成 32 年度で返済完了予定である。

教育研究経費は経常収入の 26.7%である。また、事業活動収支差額比率はマイナス 0.16%、流動資産の流動負債に対する流動比率は 302.9%で、短期大学の存続を可能とする財政は維持されているといえる。教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)の資金配分については、平成 28 年度決算の貸借対照表(資産の部)から「教育研究用機器備品 6,400 万円」、「管理用機器備品 600 万円」、「図書 23,700 万円」であり、適切といえる。

平成 28 年度の入学定員充足率は保育科 74.6%、専攻科 80.0%、収容定員充足率は保育科 86.3%、専攻科 57.5%である。

退職給与引当金については、要支給額の 100%を引き当てている。

なお、短期大学の財政と学校法人全体の財政は、理事会財務委員会において把握検討され、理事会で報告されている。

(b)課題

平成 24 年度までは、消費収支差額はほぼ黒字で終始してきたが、専攻科を含めて収容定員 340 名の短期大学学生、および収容定員 100 名の幼稚園児による学納金収入のみで事業運営を続ける本学院では、施設関係等で大きな支出が発生する場合、収支差額を黒字にすることは難しい面がある。少子化が加速する中で、入学定員の充足を喫緊の課題とし、一方で支出削減に努めることにより、収支状況を改善し、翌年度繰越収支差額のマイナスを漸次減らしていくことを目指している。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
- (2) 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
- (3) 貸借対照表の状況が健全に推移している。
- (4) 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
- (5) 短期大学の存続を可能とする財政が維持されている。
- (6) 退職給与引当金等が目的どおりに引き当てられている。
- (7) 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
- (8) 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
- (9) 教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)についての資金配分が適切である。
- (10) 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
- (11) 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

[注意]

基準Ⅲ-D-1 について

文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

基準Ⅲ-D-2 量的な経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう

計画を策定し、管理している

(a) 現状

理事会・教授会では数年来、本学の強み・弱みを含めて検討し、短期大学と幼稚園の定員等の将来像について協議を重ねてきた。社会全体として18歳人口は当面120万人前後で推移し、平成33年頃から再び減少に転じると予測されているが、そのなかでも本学の入学定員は現状（保育科150名と専攻科20名、幼稚園50名）を維持した上で、保育科単科の短期大学としての特性を活かし、きめ細やかで質の高い教育を行うとの方向性が確認されている。なお、本学の強みは、入学者ほぼ全員による免許資格（幼稚園教諭二種免許状・保育士資格）の取得と保育職希望者の就職率100%を長年維持していること、小規模校ゆえのアットホームな雰囲気や教職員と学生間の距離が近いこと、一人一人の学生を丁寧に把握してきめ細やかな教育を行っていること、日本で現存する最古のキリスト教主義保育者養成校という伝統等である。今後検討すべき課題は、短期大学そのものへの高校生の希望の減少、今日の保育者に求められる幅広い資質・能力の獲得に二年間という限られた修業期間で取り組むことの困難さ、保育制度の大変革のなかでの短期大学の位置づけの不安定さ等である。これらは、高校訪問での聴取結果、卒業時アンケート結果、FD・SD研修への参加等、また教授会での議論等を通じて共有されている点である。

毎年度最終の理事会では、次年度の事業計画が策定され、この方向性に沿って財務上の計画を立てているが、平成29年5月の理事会においては別途、院長・学長より中期計画が示されることとなっている。

学生募集対策は、入試・広報委員会を中心に次年度の入試改革に向けて非常な活発な検討が進められ、これに基づき教授会でも度々議論された。その結果、平成27年度からのA0入試導入等の入試改革と、学生募集体制を強化するための入試広報委員会の「入試広報室」への組織変更が決定された。学納金についても、入試改革とあわせて検討した結果、周辺の保育系短期大学とも比較した上で、消費税増税に対応させる形で平成26年度入学生より在籍2年間で8万円の増額とした。入試・広報委員会を中心に学生確保のための広報活動に一層注力しており、高校ガイダンス等へ訪問する教職員決定の流れや、高校訪問時の持参物における工夫を図った。

短期大学の人事計画は、学長、副学長と事務長が短期中期的な人事計画について先ず協議し、その後部長会での協議を経て教授会に提案する。そして最終的に、理事会において財政状況も加味して審議決定されるというプロセスで行われる。

施設設備に関して、営繕が必要なものについては、平成27年度は施設検討委員会で検討して次年度予算に計上している。大規模なものは、緊急性を伴うもの以外は優先順位を付けて計上され、理事会で審議される。

外部資金の獲得については、頌栄保育学院報の「なでしこ」を毎年同窓生や学院関係者へ送付する際に、従来の一般寄付金に加え、125周年を期とした頌栄保育学院特定寄付金（平成25年7月から平成29年8月の期間）を募っている。

本学の学生定員はほぼ充足しており、過年度実績に基づく形で、適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスが取れている。

学院全体の経営情報は、学校教育法施行規則と私立学校法の規定に基づき公式ホームページ上で公開している。なお、財産目録、貸借対照表、収支計算書と、事業報告書及び監査報告書は短大総務課が保管し、在学者その他の利害関係者から請求があった場合には、閲覧できるよう整えている。なお毎年5月の理事会で前年度の決算状況が確認されるのを受けて、学長は教授会等でその報告を行うよう努めている。

(b) 課題

短期大学の将来像が、理事会を中心にビジョンとして一層明確に示されることで、施設設備、人事計画、学納金、外部資金獲得、遊休資産処分等の項目について具体的な計画を立てることが可能となる。また、将来計画は、経営実態や財政状況に基づく経営計画とあわせて検討・策定することが不可欠という点を、改めて明確にする必要がある。本学の強みと課題についても、より客観的な環境分析を通して明確にする必要がある。

経営面と財政面について、根拠をもとに危機意識を共有していくためには、学内での経営情報の公開のあり方の検討が必要となる。毎年度の事業計画も、教職員への一層明確な周知を図ることが課題である。

財政上の安定を確保するためには、今後とも定員充足を維持することと外部資金獲得の努力を続けることが求められる。これにより、引当資産に繰り入れる資金が増え、繰越消費支出超過額を減らすことになる。また、支出削減も同時に行わなければならないが、そのためにも将来像や短期中長期の計画で課題を共有し、データをもとに学内で危機意識を共有して徹底して改善策に取りかかることが可能となる。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の改善計画

※ ここには、各区分の課題についての改善計画を記述してください。

※ 改善計画の後に、テーマに関係する提出資料・備付資料の番号及び資料名を提出資料・備付資料ごとに記載してください。

財的資源の管理については、校舎等の老朽化対策や教育環境の充実が検討されているが、これを実現するための財源確保には、入学定員確保と外部資金獲得の努力、そして支出削減が不可欠である。入学定員確保のために平成 27 年度は、AO 入試導入等の入試改革や、入試広報室や進路支援室の組織体制の編成・強化を行った。外部資金獲得は、同窓生や学院関係者への寄付を継続して働きかけると共に、公的補助金の獲得等も積極的に検討する必要がある。

財政上の安定確保のためには、量的な経営判断指標等にもとづく実態把握とそれをふまえての、中長期また単年度の計画策定、及びその PDCA サイクルによる点検が不可欠である。特に、経営計画とあわせて、理事会を中心に短期大学の将来像がビジョンとして一層明確に示されることが最も重要である。そのもとで、教職員へ危機意識が共有されることで、個別課題の計画策定が可能となり、支出削減も促進される。

■ 基準Ⅲ 教育資源と財的資源の行動計画

※ ここには、各テーマの改善計画を踏まえ、次の PDCA サイクルに反映させるために、改善等のための工程を示した行動計画を記述してください。

本校は教職員の人数が限られていることから、教員の教育研究活動および事務職員による学習支援を活発化させるためには、学内分掌や委員会組織等の見直し、さらに年齢や専門性を十分考慮した計画的な人材確保の取り組みが不可欠である。平成 29 年度は、学長・副学長・事務長を中心に、例規集の大幅な改訂を行いその変更点の周知の仕組みも整えると共に、具体的な改善策をあげて部長会等での継続的な検討を行い、中長期的な方向性を明確にする。

FD 活動では、既に実施している諸活動について PDCA サイクルを明確化する仕組みを平成 29 年度に検討し、仕組みとして定着させる。SD 活動は、平成 29 年度に FD・SD 委員会を設置し、職員主体での活動の活性化を図っている。

校地・校舎・施設整備の面では、改めて理事会等が全学的な構想を十分検討・明示することが必要であり、平成 29 年度に取り組むべき大きな事項である。その構想・計画のもとで、従来から教職員が活発かつ細やかに進めてきた議論と改善事項について、優先順位を定めることが可能となる。その上で、個々の施設営繕や教育環境整備、バリアフリー等の整備を着実に進めていく。安全対策としては、平成 29 年度も避難訓練を実施し、定期的な点検・訓練につなげるようにしている。

学生また教職員によるコンピュータの活用とそのための整備は、現在進行中の教学システム改革とあわせて、平成 29 年度中に方向性を示す。ただし、学生へのパソコン貸与等の実現可能な所から具体的に改善を図っている。

財政上の安定確保のため量的な経営判断指標等にもとづく実態把握、それをふまえての中長期また単年度の計画策定、その PDCA サイクルによる点検の仕組みを整えることが不可欠であり、平成 29 年度中に理事会を中心に改めて議論を深めて明示する。

◇ 基準Ⅲについての特記事項

- (1) 以上の基準以外に教育資源と財的資源について努力している事項

なし

- (2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

なし

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

■ 基準Ⅳの自己点検・評価の概要

※ ここには、基準において、改善が必要な事項について、その現状、課題、改善計画及び行動計画の概要を記述してください。

理事長と理事会は、寄附行為に則り学校法人頌栄保育学院の管理運営を行い、その運営全般において理事長はリーダーシップを適切に発揮するよう努めている。寄附行為は私立学校法に基づき制定されている。

学長は、職制規程で規定される通り、大学を統括し代表する等としての職務を執行し教授会を適切に運営するほか、学院の理事として任務を果たしている。平成 26 年度は、学校教育法の改正に従い教授会規程を整えた他、建学の精神に基づく教育研究の一つとして特に創立者 A. L. ハウに関する研究を発展させるべくリーダーシップを発揮している。

学校法人の監事監査は、寄附行為に基づいて適切に行われている。評議員会も、寄附行為に基づいて開催され、適切に運営されている。

ガバナンスは適切に機能するよう努力が重ねられている。課題は、理事会が明確な経営計画策定等を通じて、短期大学の将来像を、より適切な形で中長期計画として学内外に明確にすることである。課題から、理事会運営の透明化、組織化が改善の方向性であると示され、ガバナンスの改善計画としては、寄附行為の改正および中長期計画、事業計画を、理事会、評議員会、監事と共に教授会とも共有することが挙げられる。以上から示された行動計画は、平成 29 年度も引き続き学校法人の経営・運営の基盤となる頌栄保育学院例規集を改訂し、整えていくことをはじめとする事柄が挙げられる。

【テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ】

【区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。】

■ 基準Ⅳ-A-1 の自己点検・評価

※ 以下の観点参照して、自己点検・評価を行い、(a) 及び (b) を記述してください。

(a) 現状

本学院のトップリーダーは、理事長、理事会に次ぎ、院長職を規定している。これは本学院が短期大学に併せ、幼稚園を有していることから、全体の執行責任者を必要として寄附行為に規定しているとおりである。

院長はプロテスタント・キリスト教信者であることが定められており、牧師職によって担われる宗教主事とともに、学院全体のキリスト教主義の維持発展を担いつつ、理事会の委任を受け日常業務の執行責任者として理事長を支えている。

学院は幼稚園とキャンパスを共にしていることにより、短期大学、幼稚園共にメリットと課題を有しており、院長は両者の対話と調整とを通じ、両者の各動及びその発展可能性を指導しなければならない。

(b) 課題

(1) 理事会運営事務

現在規程上は、理事会事項の準備提出機関としては、学院に関しては常務会（寄附行為 23 条招集者理事長）、教学に関しては部課長会（寄附行為細則 24 条招集者院長）が規定されている。しかし、両会の構成員がほぼ同じメンバーであり、現在は常務会に運営上集約している。これに加え、教授会事項を扱う部長会（職制規定 15-5 学長招集）も存在しておりこの重複も発生し、意思決定の適正化と共に円滑化効率化が課題である。

(2) 教学面

現在幼稚園園長が職責上理事となっており、尚且つ慣例的に教授会の構成員となっており、全学院的には意思疎通に一定の環境が備えられているが、幼稚園事項は教授会事項ではなく、またその逆も同

様であるため、教学面の協働、施設面での双方の調整の場作りの必要性が、双方の意思決定の主体性を確保しながら、追求することが求められている。

- ※ ここには[観点]についての点検内容を、観点ごとに記述せずまとめて記述してください。(以下同じ。)
- ※ 自己点検・評価の実施年度前に策定した「改善計画」及び「行動計画」の実行状況を含めて記述してください。(以下同じ。)

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神及び教育理念・目的を理解し、学園の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、第三者評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は法令に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び見識を有している。
 - ② 理事は、私立学校法第 38 条（役員を選任）の規定に基づき選任されている。
 - ③ 学校教育法第 9 条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、寄附行為に準用されている。

■ テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの改善計画

- ※ ここには、各区分の課題についての改善計画を記述してください。
- ※ 改善計画の後に、テーマに関係する提出資料・備付資料の番号及び資料名を提出資料・備付資料ごとに記載してください。

平成 28 年度については、学校法人の寄附行為の改訂、調整、運用改善にほぼ一年間を要し、今後この改訂を受けて、主要規程類の相互の整合性、適時性、妥当性等を改めて点検する必要性を認識している。とりわけ就業規則は前回改訂から 10 年を経ており、今日の人事院勧告の動向等との整合性を計る必要がある。

一方各種規程の整備点検と並行して、規程と実際運営との整合性と、併せて規程自体の見直しによる、学院事務運営の適法性はもとより効果性・効率性の向上を図ることも求められよう。前項理事会運営事務で触れたとおりである。

現在本学院では院長と学長が兼任しており、教職員も限られた人員で、学校法人運営に当たっており、意思決定手続きの効率的運営の課題は、常に見直しながら、この改善に取り組まなければならない。今般の SD 制度の改正を受けて、日常活動として、教職共同での研修会の充実定着化を企図している。この際院長は、見学の精神の守護者としての自覚に基づき、運営作業の根底に、教職員が建学の精神を保持するための指導を強化することとなる。

なお、学院関係としてとりわけ重要なステークホルダーである同窓会との関係強化は、常に心

がけるべき課題であるが、本年度は本部役員との懇談や意思疎通に努めながら、本部総会や支部総会にも出席に努め学園理解の共有化を促進した。その中から、同窓生寄付基金お奨学金への具体化と寄付者の来歴の学生への周知等の成果を生んだ。引き続き130周年事業の計画と推進に向けての関係作りの努力を展開してゆく。

本学院全体のアイデンティティ強化とブランド化作業については、短期大学で先行して動き出した、中長期ビジョン作りと、院長主導のVI（ビジュアル・アイデンティティ作業）が先導役となって順次促進が期待される。なお、平成28年度までの院長から、平成29年度は新理事長に交代が行われた所であり、上記様々な課題解決の重責が引き継がれる。

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

■ 基準IV-B-1 の自己点検・評価

※ 以下の観点参照して、自己点検・評価を行い、(a)及び(b)を記述してください。

(a) 現状

現学長は、キャリア経験を踏まえ、日常の短期大学の運営全般につき、部長会や教授会の議長として効率的な会議運営と意思決定の指導を行いつつ、加えて中長期視点、組織機能の観点からの課題発見に向け、平成28年度就任時に各部・委員会の長と面談を重ね、短期大学の教学と運営上の諸課題を共有した。大きく分けて課題は2点あり、その1は教職員の業務多忙と運営疲れに起因すると思われる、意思決定と諸手続き推進作業への遅延等への懸念である。とりわけ研究成果の産出においてもその問題点が注目された。

いま1つはガバナンスの観点からの業務推進が十分になされていないこと。これらの結果、学外へのステークホルダーへのコミュニケーションが不十分であり、また学院の教職員としての将来ビジョンの共有化も不十分に思われたなど、本学院のアイデンティティの希薄化が懸念された。

一方教学面の活動と事務作業の運営と推進は、学生第一の観点からは、教育と実習の負担等若干の課題を宿しつつも、部長会―教授会運営を通じて適正に、必要十分に実施されており、最終評価者である卒業生たちの満足度を見ても懸念材料はむしろ少ない。

他方、短期大学としては、本来の研究作業、乳幼児研究所、地域連携と貢献事業等の成果と、産出成果の種ともいふべき日常活動や、広報活動が十分に予算化されておらず、委員会体制の手直しや、当該委員会の活性化が課題である。ここでも、前記の作業推進は本学院全体の中長期なビジョンや使命の確認が前提であり、現状ではこれらの作業と現実対応を並行的に進めざるを得ない状況にある。

また、今日文部科学省を始め各方面から要請されている、ガバナンスの改善課題は、本学院の社会的責任としても、迅速に対応すべき課題であり、これらが不十分では説明責任も問題であろう。加えて、養成校として求められる教育指針改訂への対応や教職課程認定の問題など、多くの作業課題を抱えている。

(b) 課題

(1) 教職員のタイム・マネジメントと適正人事

・協議すべき事項とルーティンな意思決定事項を弁別し、会議の所要時間を短縮し、効果的活生産的教授会運営を目指す。

・会議の時間設定、各種委員会の委員交代を通じて、委員会レベルでの審議と議案提出を高度化していただく。

・一方で会議等の開催には、圧倒的時間不足の状況。改善はまだ不透明。

(2) 教育研究指針と中長期ビジョンを巡って

・幼児教育・保育関連の指針の理解手の取り組みはなされている。共有化の重点的实施とその方法は課題。

・日常の教育・研究の遂行に当たっては、個人計画も重要であるが、短期大学

としてのアイデンティティにつながる教学面での相乗効果の発揮が課題。

(3) 教職員業務単位レベルのガバナンス

- ・ これまでは業務計画も報告も単年度作業に終始、中長期見通しが求められる
- ・ 近年要請の経営分析ツール（SWOT等）を作業プロセスに取り込み、業務を通じたPDCAサイクル定着化・高度化

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

(1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

- ① 学長は、教育運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者である。
 - ③ 学長は建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
- ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ④ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑤ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を有する。
 - ⑥ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を設置し、設置規程等に基づいて適切に運営している。

■ テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの改善計画

(1) 教職員のタイム・マネジメントと適正人事

- ・ 部長会、教授会の議事進行訳として時間の圧倒的短縮化を実現、単に時短ではなく、論点の明確化も希望。重点的協議事項については委員会にて慎重審議を要請。
- ・ 引き続き、委員会組織の全体調整を試み、時短と人事の適正化に取り組む。同時に次年度採用・昇格等人事構想検討
- ・ 教職員の労働負担を把握し、長時間残業を回避へ
- ・ 教職員のモチベーションに留意、学長裁量費にて研究支援・報奨制度を検討

(2) 教育研究指針と中長期ビジョンを巡って

- ・ FD委員会にて新教育指針の全体研修会実施。
- ・ 建学の精神から一貫性のある理念体系とニーズ対応の募集とアイデンティティ戦略の構築に着手。中長期ビジョンとして取りまとめる意向。
- ・ 最終ゴールは、頌栄の個性で選ばれる短期大学像を差別化し確立

(3) 教職員業務単位レベルのガバナンス

- ・ 業務計画・報告作業の様式を変更、各業務単位の主体性において、6年先のあるべき姿を描き、その流れの中での単年度計画策定を試行
- ・ 計画と報告が左右対照できる様式とし、残された課題、新課題を明確に認識できるものとした
- ・ 試行段階でのビジョンのズレ、ここの課業の齟齬は今後の調整課題。担当者外の提案事項として取り込み努力も。
- ・ 本プロセスの定着化、一層の習熟のために、SD研修会にて教職員合同の場での発表会を企画。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

■ 基準IV-C-1 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a)及び(b)を記述してください。

(a)現状

学校法人頌栄保育学院の監事は、寄附行為第12条に基づき選任され、寄附行為第19条で法人の業務を監査すること等の職務が規定されている。

平成28年度の監事は2名で、理事会および評議員会に出席して学校法人の運営状況を把握して意見を述べている。平成28年度は、監事は5回の理事会と4回の評議員会に出席した。年度末決算時には公認会計士の外部監査と連携し、運営状況や財務状況について意見と情報を交換し、その内容を監事監査に反映させている。また、学校法人の業務及び財産の状況については、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出し監査報告を行っている。

(b)課題

規程に従い適切に運営されているが、監事監査をより実効性のあるものとするための工夫を検討することが必要である。また、監事はその第三者的な立場から、理事会と評議員会において積極的に意見を述べることが重要であり、監事報告内容を一層積極的に学内外へ公表していくことが課題である。

平成29年度には、理事長および学長のリーダーシップにより、寄附行為を改正するための検討を進めることになっており、監事に関する文言についても再度確認と検討を行う。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員との諮問機関として適切に運営している。]

■ 基準IV-C-2 の自己点検・評価

※ 以下の観点を参照して、自己点検・評価を行い、(a)及び(b)を記述してください。

(a)現状

学校法人頌栄保育学院の評議員会については、寄附行為第5章「評議員会及び評議員」で規定されている。寄附行為第24条で規定される評議員会は、寄附行為第28条により選任される評議員により構成される。平成28年度の評議員会の構成人数は27名であり、理事の構成人数13名の2倍を超える人数で組織されている。

平成28年度の評議員会は、理事会と同日に開催する形で計4回開催された。

評議員会は、評議員会は私立学校法第42条の規定に従い運営され、寄附行為第26条（諮問事項）が規定する通り、予算、事業計画他必要な事項については、理事会の議決の前に評議員会の意見を聞いている。また寄附行為第27条（意見具申等）の通り、評議員会は学校法人の業務や財産状況、役員業務執行状況等について役員への意見具申を行うとして役割が規定されている。

(b)課題

規程に従い適切に運営されているが、委任状提出によるみなし出席となる評議員も多い点は課題である。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法第42条の規定に従い、運営している。

[区分 基準IV-C-3 ガバナンスが適切に機能している。]

■ 基準IV-C-3の自己点検・評価

※ 以下の観点参照して、自己点検・評価を行い、(a)及び(b)を記述してください。

(a)現状

平成29年に院長・学長が作成する「頌栄保育学院中期計画」を理事会・評議員会に提出する形として進められるよう、平成28年度は準備が検討された。毎年度の事業計画は、学長が3月に策定し、前年度最後の理事会・評議員会で予算と同時に審議され、承認を得て決定し、新年度からの執行に支障がないようにしている。平成29年度に向けては、学長・院長が「2017年度事業計画(短期大学)」として作成した。

予算執行に際しては、各部署で頌栄保育学院例規集の「予算に関する基準」の順守に努めている。日常的な出納業務は会計課が担当し、その状況は事務長が会計課長から報告を受けた後、定期的に理事長へ報告している。

計算書類(資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表)、財産目録等は公認会計士の監査意見を十分に反映し、経営状況及び財政状態を適正に表示している。平成28年度も、平成29年3月31日を以て会計年度が終了したが、前年同様に公認会計士及び監事の監査の結果、経営状況及び財政状態を適正に表示していると認められている。公認会計士の監査意見については、適切に対応している。

資産及び資金の管理と運用は、学校法人会計基準に基づいて、資産等の管理台帳、資金出納簿等で適正に管理している。寄付金については、従来の一般寄付金に加え、125周年を期とした頌栄保育学院特定寄付金(平成25年7月から平成29年8月の期間)を募り適正に運用している。次年度の特定寄付金の関係への申請も同時におこなっている。

教育情報の公表及び財務情報の公開については、学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき、公式ホームページ上で公開している。また、頌栄保育学院の卒業生や関係者に毎年配付する頌栄保育学院報の「なでしこ」にも掲載している。学校法人に関する種々の書類(財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書等)は短大総務課が保管しており、在学者その他の利害関係者から請求があった場合には、閲覧のため提供できるよう整えている。

(b)課題

従来からの本学の中長期的な計画は、理事長や院長・学長の立場で実施したい内容を記す意味合いで作成されてきた部分も大きかった。今年度からは予算施行部門ごとに事業進捗を意識する形での中長期計画を策定し、より適切なものとなった。適切な中長期計画をもとにした中長期財務計画を策定することが、喫緊の課題である。年度ごとの事業計画は、前年度の具体的状況と課題を踏まえているが、これも次年度に実施したい事項を学長が記し、理事会・評議員会に提出するような形で、学内で十分周知されていたとはいえない。今後、各計画のあり方を組織的に十分に議論検討し、PDCAサイクルとして構造化することが求められ、教職員への周知も図る必要がある。

会計業務に関しても、規程が時代に即していない等も一部みられ、関連する規程の改訂や制定が必要である。学校法人に関する種々の書類については、学内教職員での共有を促進することが課題である。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。

- (2) 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- (3) 年度予算を適正に執行している。
- (4) 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- (5) 計算書類、財産目録等は、学校法人の経営状況及び財政状態を適正に表示している。
- (6) 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
- (7) 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- (8) 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
- (9) 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- (10) 学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき、教育情報を公表し、財務情報を公開している。

■ テーマ 基準IV-C ガバナンスの改善計画

※ ここには、各区分の課題についての改善計画を記述してください。

※ 改善計画の後に、テーマに関係する提出資料・備付資料の番号及び資料名を提出資料・備付資料ごとに記載してください。

ガバナンスについては、理事長および学長のリーダーシップにより、平成 29 年度に寄附行為を改正することになっており、必要に応じて監事、評議員会、その他の規程を整えていく。

監事については、監事監査をより実効性のあるものとするため、理事会・評議員会のみでなく、必要に応じて理事会内の委員会や常務会への出席も要請する。また、監事業務を充実させるために法人事務局との連携をさらに強化していく。

評議員会は、平成 29 年 4 月から 2 名の評議員が入れ替わった段階であるが、今後も引き続きみなし出席者の減少を目指し、会議時での活発な意見交換を推進する必要がある。

中長期計画や中期計画、毎年度の事業計画は、計画のあり方や策定・実施等のプロセスを含めて、理事会・評議員会・監事の各立場また教授会等でも課題共有と意見交換を行い、出来る限り迅速に適切な形を確立させる。こうした各種計画を含め学校法人に関する種々の書類は、公式ホームページでの公開・公表を進めると共に、学内教職員への周知や説明を積極的に行い、業務が適切に遂行できるように共有を図るようにする。

なお、法改正により、今日の教授会は現在様々な決定事項について意見を述べるに過ぎない。これは、院長・学長一人にかかる権限また同時にその責任が非常に大きいということでもある。ガバナンスの観点から教職員を含むステークホルダーの参画が意識的に模索されなければ、組織の意思決定に致命的な課題も生じうることにもなりかねない。

■ 基準IV リーダーシップとガバナンスの行動計画

※ ここには、各テーマの改善計画を踏まえ、次の PDCA サイクルに反映させるために、改善等のための工程を示した行動計画を記述してください。

院長・学長が示す行動計画は以下の通りである。

- (1) 教職員のタイム・マネジメント
 - ・下期に向けて勤務実態把握、モチベーション調査
 - ・職員に対する人事施策の基本指針と採用・定例人事（6－7月にかけて）
 - ・次年度に向けた委員会組織、職務分掌の改訂の検討
- (2) 教育研究指針と中長期ビジョンを巡って
 - ・新教育指針のFD学習会の実施（6月27日予定）
 - ・中長期日上の取りまとめ（上期中）
 - ・理念体型の周知と3ポリシーとのすり合わせ（後期中）
- (3) 教職員業務単位レベルのガバナンス
 - ・業務計画をテーマとするSD（7月中目処）

- ・ガバナンスの前提としてのキャリア研修メニューの検討（上期中）
- ・ガバナンスの達成項目の確認を意図とする補助金応募（下期）
- ・第三者評価の準備としての相互評価（上期中に基本合意と契約）

その他、とりわけ基準Ⅳについては、平成 27 年の第三者評価で指摘されたり、改善を要する点が明らかになったりした点が多数ある。自己点検・評価委員会が作成したチェックリストも活用しながら一つ一つ改善を図っているが、法令順守はもとより、学校法人としての適切な運営、ガバナンスが大前提となった上で、教育研究活動がなされるものであることを改めて、理事会等でも確認していく必要がある。

◇ 基準Ⅳについての特記事項

- (1) 以上の基準以外にリーダーシップとガバナンスについて努力している事項。
なし
- (2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。
なし

【選択的評価基準】

教養教育の取り組みについて

■ 以下の基準 (1) ～ (4) について自己点検・評価の概要を記述する。

- (a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。
- (b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。
- (c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

基準 (1) 教養教育の目的・目標を定めている。

基準 (2) 教養教育の内容と実施体制が確立している。

基準 (3) 教養教育を行う方法が確立している。

基準 (4) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

(a) 現状

本学では、キリスト教教育を通じた保育者養成という、創設以来揺るぎなく継承されている教育の理念に基づき、大きく二つの形で教養教育に取り組んでいる。一つは、キリスト教精神に関する学びを通じた教養教育であり、豊かな人間性を育むことを目的としている。二つ目は、保育者に求められる多様な資質のうち、社会人としての土台を固める形での教養教育であり、高い専門性の基盤となる部分を育むことを目的としている。以下、各々の側面での取り組みについて述べる。

<キリスト教精神に関する学びを通じた教養教育>

実施方法としては、毎週 2 回の礼拝やその他の特別礼拝、春季・秋季キリスト教研修会、また入学式・卒業式、クリスマスの夕べ等の関連行事、さらにキリスト教関連の授業科目を用いている。実施体制は、礼拝や行事については宗教部が中心となる形で確立している。授業については、カリキュラム委員会等で検討した上で、各授業科目担当者が責任をもち実施する形だが、一部授業（平成 27 年度は、1 年次後期開講「頌栄学」と、2 年次後期開講の「総合表現」）を全教員が担当者となり、内容共有や授業運営での連携をしつつ実施しており、確立されている。

教養教育の内容は幅広いが、第一に、本学創立者 A.L.ハウの生涯・教育理念、本学の歴史と建学の精神についてである。入学式・卒業式での学長講話、入学直後のフレッシュマンキャンプにおける建学の精神等の講義、学生便覧を用いての入学時オリエンテーション、また 1 年次後期開講「頌栄学」等で、2 年間を通じて学べるようにしている。「頌栄学」は多層的な目的をもつ科目だが、その中核は自校教育の推進である。自校の建学の精神を学び、歴史に触れることで本学を卒業した保育者であることに誇りを持ち、建学の精神を広めていく役割が期待できる。卒業前には、A.L.ハウに関する特別講義を設定して理解を深めている。

第二に、キリスト教及びキリスト教精神についての学びである。礼拝で取り上げられる聖書や奨励での様々な内容、キリスト教必修科目（「キリスト教学」「キリスト教人間学」「キリスト教保育」）における幅広い学習内容、「頌栄学」におけるキリスト教理解や暦・行事についての学び等がある。春季キリスト教研修会では、頌栄短期大学にゆかりのある地をグループごとに巡り、建学の精神を学ぶ機会を得た。また、大きな災害等の際は、礼拝を通じて寄付を呼びかけたり、特別礼拝（花の日礼拝、収穫感謝礼拝）の後には近隣の社会福祉施設へお花や野菜・果物を配るボランティアを募ったりと、学生の社会貢献の意識を醸成する機会ともしている。

第三に、キリスト教精神にもとづく豊かな人間性の育成において、従来から本学がテーマとしてきた「人間の尊厳性」を軸とする学びがある。平成 26 年度に初めて開講した授業科目「頌栄学」でも、人間の尊厳性をテーマの一つとしている。「頌栄学」では、マザーテレサ、ハンセン病の歴史と差別を取り上げた。秋季キリスト教研修会では、外部講師の講演を聴き、映画を鑑賞した上でグループ討議やレポート作成を行い、正しい知識をもつことの重要性や差別について学んだ。

第四に、これまで「表現Ⅲ」として開講していた科目を「総合表現」と改定し(保育科2年後期開講)、学年全員でページェント(キリストの降誕劇)を作り上げる授業を行った。キリストの降誕について学び、それぞれが役割を分担してクリスマス礼拝時に披露した。

以上のような取り組みの効果の測定評価・改善は、方法ごとに次の通りである。礼拝やキリスト教関係行事、春季・秋季キリスト教研修会については、出席確認を行う他、企画運営を行う宗教部で随時ふり返りを行い、教授会で共有している。礼拝については、年度末に礼拝奨励を担当した全教員によるチャペルトークの会を開催し、取り組みの効果を検討した上で次年度への改善を図っている。また、キリスト教研修会その他で講演を聴く機会には、必ずレポートを課し、内容を確認また採点等により効果を測定している。キリスト教関連の授業科目においては、シラバスに示す成績評価の方法により効果の測定評価を行い、学期末の授業評価アンケートでその点検を行い、次年度の改善に反映させている。なお、卒業時アンケートは、上記の取り組みの成果を測定する一つのツールとなっている。

<保育者に求められる多様な資質のうち、社会人としての土台を固める形での教養教育>

本学は保育者養成を行う短期大学という性格上、従来から特に保育者としてまた社会人としての基盤形成を強く意識して、各授業や実習指導、進路ガイダンスなどに取り組んできた。その上で近年、教養の要素についてより個別具体的に学習する機会を設定する必要性も高まったことから、カリキュラム委員会や教授会での検討を経て、平成26年度より新たに2つの授業科目(「基礎演習」と「頌栄学」)を開設し、教養教育の場と位置付けている。

「基礎演習」は、従来の実習指導の中で実習前に基本的な力をどのように身につけられるかを、カリキュラム委員会や実習委員会を中心に内容が検討された。すなわち、アドミッションポリシー(入学者受け入れの方針)を受け、保育者養成に必要な基本的な力として、コミュニケーション能力、子ども理解力、社会生活力の3つの柱を立て、育成していくことを目的としている。実施に関しては全専任教員で内容を分担して進め、評価を行う方法が確立している。基礎演習の授業の中では、入学前に提出された入学前課題(感想文)を各グループ担当が添削した上で、文章力向上のための授業内容に活用し、高等学校からの連続性を持たせている。また、保育でよく使う漢字、敬語、手紙の書き方、自己紹介、電話のかけ方、情報の取り扱いや倫理等を授業内容として取り上げて、目的で掲げる力の獲得のため丁寧な取組みとしている。評価方法は、各授業内容について授業の初めに行う小テストや、グループ発表等を含めて総合的に点数化している。また点検は、学期終了後の教員間での意見交換や授業評価アンケートを通して行っている。

「頌栄学」では、上述の通りキリスト教精神と人間の尊厳性について学ぶ他、創立者A.L.ハウの理解とも関連して、広い意味での現在の国際社会にも目を向けることを授業の到達目標の一つとした。各授業では、シラバスに示す「成績評価の方法」により効果の測定評価を行い、学期末の授業評価アンケートでその点検を行い、次年度の改善に反映させている。

上記の2科目以外で、マナーや一般常識の面での教養教育に取り組んでいるのが、実習指導と進路ガイダンスである。実習指導は、実習担当教員らが密接に連携して授業内容を組み立て、随時打合せを重ねながら実施する体制が確立されている。実習指導では、実習担当教員らが、挨拶や言葉遣い、身だしなみ等について2年間を通じてきめ細やかに指導する他、保育者や社会人としての倫理感が形成されるよう各実習前後に徹底的な指導を行っている。観察実習記録や各種の提出課題についても、極めて丁寧に添削を行い、学生の国語力や表現力が向上するよう努めている。効果の測定は、実習先からの評価の中にある礼儀や身だしなみ等の項目、また意欲や真面目さ等の項目でも明示される。その結果をもとに実習指導のあり方について実習委員会で協議し、次年度の改善に活かしている。実際に毎年、事前指導の内容、学生への伝え方が、より分かりやすい表現にする等で改善されている。

進路ガイダンスは、進路支援室の教職員を中心に内容を検討し実施する体制が確立されており、外部講師によるマナー講座や、就職試験の面接対策等を実施している。個別またグループでの面接練習では、言葉遣いや立ち振る舞い、自己アピールや集団討議での意見の出し方等、丁寧な助言が行われている。また、進路ガイダンスの一環として、主に夏季休暇中の保育ボランティアを勧めており、学生が地域社会に出て資質を磨いたり意欲を高めたりする機会となっている。成果は、卒業時アンケー

トで明示される他、就職率や公立採用試験（幼稚園教諭または保育士）の合格率により示される形が確立されている。

（b）課題

キリスト教精神に関する学びを通じた教養教育については、充実して実施されているといえるが、明確な効果測定については困難な面もあり、より客観的な測定方法を検討する必要がある。

社会人としての土台を固める形での教養教育については、「基礎演習」「頌栄学」共に授業科目を開設して1年のため、どちらも試行錯誤の状態であることは否定できない。高等学校での学びと大学での学びをさらに連携して、教養を高めつつ、保育実践力向上につなげる内容の検討を継続して行っていくべきである。

（c）改善計画

キリスト教精神に関する学びを通じた教養教育については、従来からの充実した取り組みを大事にしつつも、各々をPDCAサイクルで点検する仕組みと効果の客観的な測定方法を、宗教部を中心に検討し確立させる。「頌栄学」に関しては、1つの科目に多くの目的を含んでいるためテーマの一貫性が課題であり、今後は内容をより自校教育に絞る形で、カリキュラム委員会において内容の再検討を行っている。

社会人としての土台を固める形での教養教育については、高等学校との接続の一形態として「基礎演習」で用いる入学前課題について、より深く継続的に検討を行う。平成27年度入学者に対しては、入学前課題で、実習記録で使用頻度の高い基本的な漢字や、学生が居住する地域の保育施設のマップ作りなどを課し、演習に取り入れることとした。「基礎演習」に関しては、保育現場で有益であったかを査定して、不十分な点を授業で取り入れるよう常に実習委員会等で検討していく。

【選択的評価基準】

職業教育の取り組みについて

- 以下の基準 (1) ～ (6) について自己点検・評価の概要を記述する。
 - (a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。
 - (b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。
 - (c) 自己点検・評価を基に改善計画を記述する。

基準 (1) 短期大学における職業教育の役割・機能、分担を明確に定めている。

基準 (2) 職業教育と後期中等教育との円滑な接続を図っている。

基準 (3) 職業教育の内容と実施体制が確立している。

基準 (4) 学び直し（リカレント）の場としての門戸を開いている。

基準 (5) 職業教育を担う教員の資質（実務経験）向上に努めている。

基準 (6) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

(a) 現状

本学は、126年の歴史を持つ保育科単科の短期大学であり、建学の精神に基づく教育目的・目標が示す通り、豊かな人間性と高い専門性をもつ保育者養成のために努力している。学習成果は具体的にディプロマポリシー（学位授与の方針）で示しているが、本学卒業時には幼稚園教諭二種免許状および保育士資格を取得することを、実際的な学習成果として示し、また取得できるためのカリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）を策定している。つまり、各授業や実習に加えて、礼拝や各種の行事、進路ガイダンス等も含めて、社会人また保育者としての人間性や教養、さらに専門性を育成するために行われている本学の教育活動は、全てが職業教育ともいえる。

幼稚園教諭二種免許状および保育士資格取得のための各授業科目は、すなわち職業教育であるが、特に実習指導における本校でのきめ細やかで手厚い指導はその重要な部分である。実習指導では、学生の学力や進度に応じた個別対応を特に充実させている。まず、実習事前指導の中での観察実習（本学の関係幼稚園・保育園）では、学生が提出した観察記録を、担当教員が丁寧に添削を行い、記録の書き方を身につけることを目指している。添削のなかで課題がみられる学生には何度も個別指導を行い、書く力を育てている。また、実習前の段階で課題の大きい学生に対しては、実習前に個別の面談を設定し、相談助言を行っている。また、本実習で課題の大きかった一部の学生に対しては、個別面談を重ねた上で、本学関係の幼稚園・保育園を中心に、ボランティアの機会を提供したり、再実習を設定したりする場合もある。子どもの発達過程をレポートにまとめたり、指導案を作成したりする等の形で、学生の到達度に応じた個別課題を設定し、添削指導を行うこともある。優秀な学生は、観察記録や実習前の指導案を実習指導担当教員や実習指導室教員のもとへ多数持参して質問を行い、丁寧な助言・指導を受けており、自主的な質問や相談を積極的に勧めている。

2年間の教育課程において、各実習時期が明確に意識されており、各授業において実習に向けた実践的な準備も進められる。現場で用いることができるよう、手遊び等の実践的学びを中心とする科目、乳児のおもちゃ作成を課題とする科目、また子どもの発達段階を丁寧に学び発表する科目などがあり、保育内容Ⅱの科目では各学生が指導案を作成する内容を含める等して、学生の実践力を高めるよう努めている。

また、実習担当教員が、1年次前期開講「基礎演習」および2年次後期開講「保育実践演習」の主担当を担うことで、より保育現場の実情に即した学びが提供されている。「基礎演習」では、実習時に必要なマナーや基本的知識を獲得することができる。「保育実践演習」では、現場に必要なテーマ（保護者対応、特別支援など）を多く学び、ロールプレイングも行っている。これらの実施体制や内容は、カリキュラム委員会での議論の積み重ねにより形成され、教育課程のなかで明確に位置づけられ確立

している。

授業外では、進路支援室が企画実施する進路ガイダンスの存在が大きく、授業以外の形で職業教育を支え補っている。短期大学学生および専攻科学生の進路（就職、進学・編入）に関して、2年間を通じて様々なガイダンスを展開している。保育者として活躍している卒業生を講師に招くなどで、保育者や社会人に向けての意欲を高めたり、仕事の様々な側面についてグループ討議を行ったり、保育士模試を実施したり、就職後のストレス対応について学んだり、幅広くまた充実した内容を準備している。面接対策、マナー講座、公立受験対策、履歴書および小論文・作文指導等の細かなプログラムを組み立てている。

進路ガイダンスの内容は、進路支援室会議で丁寧に検討また点検され、常に次年度の内容改善につながっている。また、卒業時アンケートや新卒業生アンケート、新卒業生懇談会、卒業生アンケート等の結果も、教育効果の測定に用いている。

保育現場では現在、保育者不足が深刻で、短期大学での2年間の教育により実践力・即戦力を身に付けた人材が強く求められている。そのような地域社会の現状において、本学における職業教育の役割は大きいものと、教職員は認識している（備付資料 23,27）。

職業教育と後期中等教育との円滑な接続については、本学でも高等学校との連携や、入学前学生への課題のあり方等を充実させている。高等学校や高校生には、建学の精神に基づいたアドミッションポリシー（入学者受け入れの方針）を学生募集要項やオープンキャンパス等で示して情報提供を行う他、高等学校教諭対象の入試説明会、高校訪問、高等学校内外で行われる進路ガイダンスに積極的に参加して、年間を通じて連携を図っている。兵庫県立東灘高等学校とは高大連携の協定を結び、毎年本学教員による3回の講義を実施している。本学への入学決定者に対しては、感想文やピアノ練習の形で入学前課題を課し、それを1年次前期開講「基礎演習」で使用するなど、高校と大学での学びの接続を測り、教養教育の意味でも重視している。

本学では、幼稚園教諭二種免許状および保育士資格のための教育課程を確立している。それに必要な各授業科目は「授業計画・授業内容（シラバス）」で学習成果を明示し、授業を行い、成績評価の結果や授業評価アンケートをふまえて点検、改善を行う実施体制を確立している。教育課程は、管轄省庁の通知等に従い適切に設置している。カリキュラム委員会を中心とするPDCAサイクルでの点検により随時改善を図っており、職業教育の内容と実施体制は確立している。

学び直し（リカレント）の場としては、短期大学の入学試験において社会人入試を設けており、実際の入学者は例年ごく僅かだが、門戸を開いている。幼稚園教諭一種免許状取得が可能な本学専攻科は、これも数は僅かだが、短期大学卒業後、数年間の現場経験の後、学び直しの場として専攻科を利用する者もいる。専攻科では、専攻科に2年以上在学し、学則に定める授業科目および単位数を修得した者に修了を認定しており（学則第46条）、また、専攻科を修了し、大学評価・学位授与機構の行う審査に合格した者には学士（教育学）の学位が授与される（学則第47条）。学士の学位を得た者で、専攻科において、教育職員免許法および同施行規則に定める所定の単位を取得した者は、幼稚園教諭一種免許状を取得することが出来る（学則第48条）。また本学専攻科では平成26年度まで、「免許法認定公開講座」（幼稚園教諭二種免許状所有者の一種免許状取得のための講座）と「教員免許更新講習」を開講し、本学卒業生を含む現場の教員・保育者の学びの場を提供してきた。

職業教育を担う教員の資質向上として、現場経験の豊富な実習指導室非常勤講師や、客員教員、本学が関係する幼稚園・保育園の保育者らと多く連携の機会をもつようにしている。また、専任教員が保育現場での研修講師を務めることで、より実践的な面での資質向上に努めている。職業教育の効果の測定・評価とそれをふまえての改善は、本学の性格上、本学の学習成果の測定・評価と同様に捉えることができる。授業科目レベルでは、学習成果を「授業計画・授業内容（シラバス）」の「授業の到達目標」や成績で明確に示すことにより、学習成果の測定を意識できるようにしている。また、科目担当者やグループ担当者による学習支援と生活支援、学生のレベルに合わせた学びの支援、実習指導に象徴されるような個々の学生の実情に応じたきめ細やかな指導や配慮を行っている。さらに、非常勤講師と専任教員の懇談会で、各教員の授業内容を検討し科目担当者間の連携を図っている。

教育課程レベルでは、以下4点があげられる。一点目は、キリスト教必修科目や礼拝等を通じて、

建学の精神を理解し、人間性を高める工夫をしている。二点目は、カリキュラム委員会で教科内容等を検討し、学務部会でシラバスの依頼方法を検討し、教科担当者が学習成果を意識してシラバス作成ができるような工夫をしている。三点目は、学習成果を、教授会や卒業判定会議等の場で把握し、随時点検しており、履修カルテなどのツールも使い、学期ごとに学生が自らの学習成果を知る機会としている。また、履修カルテはグループ担当者がコメントを書くことにより、学生の学習状況を把握することが出来ている。四点目は、現場保育者を講師に招く等で、実践的な学びと意欲を促進している。職業教育の全体的な効果の測定・評価は、免許・資格の取得率、保育職就職率により最も顕著に示すことができ、卒業生のほぼ全員が免許・資格を取得して、保育職希望者の100%が保育職就職を実現した。

(b) 課題

本学における職業教育の役割は十分に認識され、実際に充実した取り組みを行っているが、役割・機能と分担の各々を明確に定めているとはいえ、その意味では改善の余地がある。

進路ガイダンスは、卒業年度の全学生に出席を求めているが、単位化されていないこともあり、受講の動機付けが乏しい場合もみられる。リカレント教育の面では、専攻科に学びたいが経済的な負担が大きい卒業生のための体制の在り方も、検討課題である。例えば、土日開講の授業や、長期履修制度を利用して働きながら学べる場の提供など検討していく必要がある。ただし一方、既に極めて多忙な状況にある教職員の負担の問題もあり、保育科・専攻科をあわせての検討課題である。教員の資質向上としての実務経験も、実際に時間の確保が困難な現実もあるが、組織として意識的に向上に取り組む必要がある。

社会人のリカレント教育については、本学学生への教育に支障がでない形で、いかに有意義かつ効果的に実施できるか、継続しての検討課題である。

(c) 改善計画

カリキュラム委員会の課題として、職業教育の単位化の可能性を論議しており、進路ガイダンスの単位化を検討している。専攻科については、専攻科委員会においてその在り方を全般に検討していく中で、リカレント教育の方向性を定めていく。卒業時アンケートや卒業生アンケートの結果等をふまえて、卒業生を対象とする地域での研修・講座の開催についても、進路支援室で検討をしている。

- 基準 (1) 短期大学における職業教育の役割・機能、分担を明確に定めている。
- 基準 (2) 職業教育と後期中等教育との円滑な接続を図っている。
- 基準 (3) 職業教育の内容と実施体制が確立している。
- 基準 (4) 学び直し（リカレント）の場としての門戸を開いている。
- 基準 (5) 職業教育を担う教員の資質（実務経験）向上に努めている。
- 基準 (6) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

1. 自己点検・評価の基礎資料 事務長 (渡邊)
2. 自己点検・評価の組織と活動 自己点検・評価委員長 (吉岡)
3. 提出資料・備付資料一覧 (今回は該当なし)

- 【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】 学長・院長 (棟方)
- テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神 学長・院長 (棟方)
- テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果 副学長 (藤井)
- テーマ 基準Ⅰ-C 自己点検・評価 自己点検・評価委員長 (吉岡)

- 【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】 副学長 (藤井)
- テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程 副学長 (藤井)
- テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援 学務部長 (藤井)

- 【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】 事務長 (渡邊)
- テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源 副学長 (藤井)、事務長 (渡邊)
- テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源 事務長 (渡邊)
- テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源 事務長 (渡邊)
- テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源 事務長 (渡邊)

- 【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】 学長・院長 (棟方)
- テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ 理事長 (酒井)
- テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ 学長・院長 (棟方)
- テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス 事務長 (渡邊)

- 【選択的評価基準：教養教育の取り組みについて】 副学長 (藤井)
- 【選択的評価基準：職業教育の取り組みについて】 副学長 (藤井)